

令和7年 3月定例会

綾川町議会議録

(第1回)

令和7年 2月28日開会

令和7年 3月19日閉会

綾川町議会

令和7年 第1回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第24号

令和7年2月28日綾川町議会議場に第1回定例会を招集する。

令和7年 2月19日

綾川町長 前田武俊

開会 令和7年 2月28日 午前 9時29分

閉会 令和7年 3月19日 午後 0時10分(会期20日間)

第1日目(2月28日)

出席議員15名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
8番	十河茂広
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

会議録署名議員

5番	森繁樹
6番	小田郁生

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻村 育代
総務課課長補佐	田辺由花
議会事務局書記	津村高史

地方自治法121条による出席者の氏名

町長	前田 武俊
副町長	谷岡 学
教育長	松井 輝善
総務課長	宮前 昭男
いいまち推進室長	福家 孝司
支所長	宮脇 雅彦
税務課長	亀山 和成
学校教育課長	岡下 進一
生涯学習課長	中津 秀之
会計管理者兼会計室長	水谷 香保里
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室長	田岡 大史
経済課長	福家 勝己
住民生活課長	緒方 紀枝
保険年金課長	辻村 隆司
陶病院事務長	辻井 武
健康新祉課長	土肥 富士三
子育て支援課長	杉山 真紀子

傍聴人 9人

議事日程

2月28日（金）午前9時29分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 令和7年度施政方針
- 第 4 議案第 1 号 教育委員会教育長の任命同意について
- 第 5 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 号 綾川町国民健康保険陶病院長等の定年の特例に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 4 号 綾川町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 8 議案第 5 号 綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6 号 綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 7 号 綾川町農村公園条例の一部改正について
- 第 11 議案第 8 号 綾川町都市公園条例の一部改正について
- 第 12 議案第 9 号 綾川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 13 議案第 10 号 令和7年度綾川町一般会計予算について
- 第 14 議案第 11 号 令和7年度綾川町町営バス運送事業特別会計予算について
- 第 15 議案第 12 号 令和7年度綾川町国民健康保険特別会計予算について
- 第 16 議案第 13 号 令和7年度綾川町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 第 17 議案第 14 号 令和7年度綾川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 18 議案第 15 号 令和7年度綾川町介護保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 16 号 令和7年度綾川町火葬事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 17 号 令和7年度綾川町墓園事業特別会計予算について
- 第 21 議案第 18 号 令和7年度綾川町育英事業特別会計予算について
- 第 22 議案第 19 号 令和7年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計予算について
- 第 23 議案第 20 号 令和7年度綾川町介護老人保健施設事業会計予算について
- 第 24 議案第 21 号 令和7年度綾川町下水道事業会計予算について
- 第 25 議案第 22 号 令和6年度綾川町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 26 議案第 23 号 令和6年度綾川町町営バス運送事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 27 議案第 24 号 令和6年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 28 議案第 25 号 令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 第 29 議案第 26 号 令和6年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 第30 議案第27号 令和6年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第31 議案第28号 令和6年度綾川町火葬事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第32 議案第29号 令和6年度綾川町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第33 議案第30号 令和6年度綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第34 議案第31号 令和6年度綾川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第35 諮問第 1号 綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第36 報告第 1号 寄附金の受納について
- 第37 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）
- 第38 発議第 2号 閉会中の継続審査の申し出について（議会広報編集特別委員会）

3月定例会日程表

議会運営委員会 令和7年2月

月 日	会議時刻	場 所	会議の区分
2月28日(金)	午前 9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前 9時30分	議 場	本会議 議会運営委員長報告 施政方針及び提案説明 委員会付託
3月 3日(月)	午前 9時	第2会議室	全員協議会 新年度予算概要説明 等
3月10日(月)	午前 9時30分	議 場	本会議 一般質問
	本会議終了後	第2会議室	全員協議会
	全協終了後	常任委員会室	議会広報編集特別委員会
3月11日(火)	午前 9時30分	常任委員会室	総務常任委員会
3月12日(水)	午前 9時30分	常任委員会室	総務常任委員会(予備日)
3月13日(木)	午前 9時30分	常任委員会室	厚生常任委員会
3月14日(金)	午後 1時30分	常任委員会室	厚生常任委員会(予備日)
3月17日(月)	午前 9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
3月18日(火)	午後 1時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会(予備日)
3月19日(水)	午前 9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前 9時30分	第2会議室	全員協議会
	午前10時	議 場	本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 総務 厚生 建設経済 採 決

☆議案発送は 2月21日(金)の予定です。

☆一般質問・総括質問の通告〆切りは3月4日(火) 11時30分です。

令和7年 第1回 綾川町議会定例会 第1日目

2月28日 午前9時29分開会

○議長（河野）おはようございます。

○議長（河野）14番、福家功君より、本定例会の会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第1回綾川町議会定例会を開会いたします。

○議長（河野）なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野）2月17日に開催されました、香川県町村議会議長会 第77回 定期総会におきまして、議員在職10年以上の地方自治功労により、大野直樹君、井上博道君、岡田芳正君の3名が香川県町村議会議長会 会長より表彰されました。

よって、ただいまより、表彰状の伝達を行いたいと思います。

○議会事務局長（辻村）失礼いたします。

それでは、受賞されました3名の方は、前段までお進みいただきましてお並びいただきたいと思います。

（大野副議長、井上議員、岡田議員 演台前へ移動）

○議会事務局長（辻村）大野直樹副議長、演台の方にお進みください。

（大野副議長、演壇へ移動）

○議長（河野）表彰状、綾歌郡綾川町議会、副議長、大野直樹殿。あなたは多年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。令和7年2月17日、香川県町村議会議長会 会長 井下良雄、代読。おめでとうございます。

（一同拍手）

（大野副議長、演壇前へ戻る）

○議会事務局長（辻村）井上博道議員、演台の方にお進みください。

（井上議員、演壇へ移動）

○議長（河野）表彰状、綾歌郡綾川町議会、議員、井上博道殿。以下、同文ですので、省略させていただきます。おめでとうございました。

（一同拍手）

（井上議員、演壇前へ戻る）

○議会事務局長（辻村）岡田芳正議員、演台の方にお進みください。

（岡田議員、演壇へ移動）

○議長（河野）表彰状、綾歌郡綾川町議会、議員、岡田芳正殿。以下、同文ですので、省略させていただきます。おめでとうございました。

（一同拍手）

（岡田議員、演壇前へ戻る）

○議長（河野）今一度、大きな拍手をお願いします。

(大野副議長、井上議員、岡田議員　自席へ戻る)

○議長（河野）以上で、伝達を終わります。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、森繁樹君、6番、小田郁生君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）改めて、おはようございます。ただいまより、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る2月7日、午前9時30分、また本日、午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いました。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要、及び諸行事等を考慮して、本日より3月19日水曜日までの20日間といたしたいと思います。

また、今定例会に提案されました議案は、執行部から、「人事案件」が1件、「条例案件」において、「新規制定」が3件、「一部改正」が5件の、計8件。

また、「予算案件」として、一般会計及び特別会計の令和7年度予算案12件、令和6年度各会計の補正予算案10件の、計22件、「諮問案件」1件、「報告案件」1件の合計33件であります。

議会からは、「閉会中の継続審査の申し出」2件であります。

よって、今定例会に提案される案件は合計35件であり、議事日程については、配布のとおりであります。

次に会期中における会議の予定についてご報告いたします。

本日の日程は、この後、町長より「施政方針」、及び提出議案に対する「提案理由」の説明を受けた後、各議案を所管する常任委員会に付託し、散会といたしたいと思います。

来週3月3日、午前9時より「全員協議会」を開催し、令和7年度の「当初予算案」等に係る概要説明を受けることとしております。

翌3月4日から9日までを休会とし、10日、午前9時30分より「本会議」を再開し、「一般質問」を通告順に行った後、散会といたします。

その後「全員協議会」、続いて「議会広報編集特別委員会」を開催願うこといたしました。

なお「一般質問」、及び「総括質問」の通告期限は、3月4日、火曜日の午前11時30分といたしたいと思います。

会期中の常任委員会の開催日程でございますが、3月11日、午前9時30分から、及び12日、午前9時30分から「総務常任委員会」、3月13日、午前9時30分から、及び14日、午後1時30分から「厚生常任委員会」、3月17日、午前9時30分から、及び18日、午後1時30分から「建設経済常任委員会」を、それぞれ開催願う事といたしました。

3月19日を最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時「本会議」を再開し、各委員長報告のち「質疑」、「採決」と進め、今定例会を閉会いたしたいと思います。

以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの20日間といたしたいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日から3月19日までの20日間と決定いたしました。

○議長（河野）日程第3、「令和7年度施政方針」について町長の説明を求めます。

前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）おはようございます。本日開催されました令和7年綾川町議会第1回定期例会におきまして、令和7年度一般会計及び特別会計予算並びに諸議案のご審議をいただくにあたり、町政運営に対する私の施政方針を申し述べさせていただきます。

さて、昨年元旦に石川県能登半島地震により大規模災害が発生し、道路やライフラインの復旧がすすんできた9月には、また同じ能登半島で、豪雨により再びの災害に見舞われました。8月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、災害リスクが一層高まる中、これから町の施策においても、防災減災対策をより一層進めていかなければならぬと感じた年でありました。

世の中の動きは、これまでの常識を遥かに超えており、自然災害やエネルギー、生成

A I の進化のスピードは、1年が 10 年 20 年にも匹敵するかのような速さであり、今以上の感覚で物事を考え、進めていかなければ、町民の暮らしを守ることはできないと考えております。

国は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」（第二世代交付金）を創設し、多極分散型の多様な経済社会を構築する「地方創生」を強力に進めようとしております。本町も、国がすすめる地域再生推進の波に乗り、誘致した企業をはじめとする町内の多様な主体が、互いに積極的に参画して役割を果たすことにより、地域の可能性を引き出せると考えており、それを後押しできる魅力的な地域を創造するための事業を推進してまいります。地方創生の課題に答えを出し、行動を起こし、結果を残していくために、よりスピード感をもって政策に取り組んでまいります。

エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受け、実質賃金が減少し、先の見えない不安感と閉塞感が高まるなか、地域のイベントで感じたことは、「地域の活性化は住民の皆さん協力し、活き活きと取り組んでこそ生まれてくる」ということです。

それには地域の取り組みを切れ目なく支援するための、きめ細やかな施策が必要であります。

時々刻々と世の中は変化し、社会課題も多様化しておりますが、「誰一人取り残さない」地域社会の創造と、人がいつまでも輝き続けられる「いいひと いいまち いい笑顔 住まいるあやがわ」に向けて邁進してまいります。

それでは、令和 7 年度の町政運営における重点施策について、申し述べさせていただきます。

重点施策の第 1 は、「持続可能なまちづくり」についてであります。

2024 年は、地方創生の取り組みが本格的に始まって 10 年の節目の年でありました。しかしながら、国全体で見ると人口減少や東京圏への一極集中の流れを止めるには至っていません。各自治体においても、それぞれに人口増加を目指し、様々な施策を行ってきましたが、多くは移住者の増加による「社会増」にとどまっており、地域間での「人口の奪い合い」になっている状況であります。

本町においても総合戦略に基づき人口減少問題に取り組んでまいりました。令和 2 年から令和 6 年の社会増減の合計は、82 人の転入超過となっており、社会増減については一定の成果が出ておりますが、「自然減」の対策については、それぞれの自治体による努力には限界があり、全国で 2023 年に生まれた子どもの数は 72 万 7 千人余、2024 年には、70 万人を割り込む予想であります。今日の新聞に発表されておりますのは、日本人の子どもだけの人口でありませんので、72 万となっております。今後それは発表がされるということであります。

本町においても令和 2 年から 6 年まで 5 年間の出生数は 569 人、平均で 1 年間に 114 人に満たない人数になっています。しかしながら、「自然減」「社会増減」のそれぞれの要因に、適切に対応を講じていく必要があります。

そこで、新しい人口ビジョンでは、人口減少を緩やかにできる目標に切り替え、国民

の希望出生率である 1.8 人・年間 120 人の出生数を達成することを目指し、加えて、年間 80 人の転入者を見込むことを将来の目標とします。

総合戦略においては、地方創生を実現するための基本目標と基本的方向、具体的な施策について、今後 5 年間で取組んでいく内容をまとめた「第 3 期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。本町への転入の流れの強化や出産・子育て支援及び教育のより一層の充実によって、定住者や出生数を増やし、切れ目のない子育て支援や、企業誘致に伴う雇用機会の創出による若者層の定住をはかり、経済社会の創生を成し遂げ、町民との協働による持続可能なまちづくりを目指すものであります。

今回策定の総合戦略では、デジタル技術の導入の視点をあらたに取り入れ、目標を達成するための基本目標は、

- ①働きやすい環境を整え、誰もが活躍できるまちへ
- ②誰もが住みたくなるまちへ
- ③結婚・出産・子育ての希望が叶うまちへ
- ④多様な人が集まる、魅力あるまちへ

この 4 つを掲げ、今後打ち出していく積極的な施策を、スピード感を持って全職員一丸となって推進してまいります。

特に、働きやすい環境づくりのための企業誘致は、地元での雇用機会の創出による若年層の定住や、町外からの移住、さらには関係人口の増加などにより、地域経済が活性化していくものと考えております。千疋地区においては、民間事業者による工業団地の整備計画を香川県と連携して進めており、昨年 12 月には地元説明会を開催し、今後の事業スケジュールについて地元関係者へ周知してまいりました。本年中には地権者との用地交渉を行い、売買契約を締結できるよう官民連携して、取り組んでまいります。

また、コーナン北側にあります商業施設未利用地ですが、企業の社員研修施設の建設が予定されております。この施設は、高松市にあります既存研修施設を綾川町に移転するもので、地上 7 階建の宿泊棟には最大 140 名の滞在が可能となっているほか、研修棟や実習棟も併設されます。数カ月間の長期滞在も想定されますので、研修中に綾川町の住みやすさを感じてもらい、将来、本町での定住にもつなげてまいりたいと思います。

重点施策の第 2 は、「過疎地域活性化推進事業」についてであります。過疎地域活性化推進事業ですが、令和 6 年に粉所、山田、西分、羽床上の各地区で「地区活性化協議会」を設立し、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する第 1 歩を踏み出しました。

2 年目となる本年は、引き続き活性化交付金の交付を行い、地域おこし協力隊の募集、町職員の参加、公民館との連携の明確化、各種情報の提供を行うことにより、地域住民の自発的な取り組みを支援します。また、地域の課題解決を図るための事業化をする取り組みに対して、交付金を加算して「末永く住み続けられる、持続可能な地域」を

創ってまいります。

そして、過疎地域に継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出も積極的に進めてまいります。町内外から大勢の参加者が集まるイベントに活性化協議会がベースを出展し、「おもてなし」の提供と過疎地域の魅力を発信することで、地域の価値を感じてもらい、地域に関わる関係人口の創出を図ります。

重点施策の第3は、「ゼロカーボンシティ宣言」についてであります。

近年、気候変動による災害が激甚化し、雨の降る日数は減少しているものの、大雨及び短時間強雨の発生頻度は増加しており、農作物の収穫量や品質に影響がでております。また、気温の上昇により真夏日や猛暑日の日数が増加しており、熱中症リスクの増加など、気候変動と思われる影響は本町にも現れています。

本町では、この度、「綾川町地球温暖化対策実行計画」を策定いたしました。

現在、国の方針として、脱炭素は地域の成長戦略であり、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することで、地域経済を循環させ、防災や暮らしの向上などの地域課題とあわせて解決し、地方創生を目指しております。

現在本町においては、主たる再生可能エネルギーを生み出すのは太陽光ではありますが、地域にある資源で電力を生み出す方法として、バイオガス発電があります。これは一般家庭から燃えるごみとして出される食品廃棄物などの、地域にある廃棄物を原料に、メタン発酵によりバイオガスを発生させて発電するもので、約3,000世帯相当の安定した電力供給が可能となるものです。

他には、地域に賦存する汚泥を利用したバイオマスによる大型発電設備の建設が予定されており、町内の電力需要に対してコストが安く、昼夜を問わず安定的に発電できる電力源として考えられます。これらは地元企業による「再生可能エネルギーの地産地消」への取り組みであります。

また、メタン発酵の技術を用いて作られたバイオガスは、発電以外にも脱炭素に資する非化石燃料として利用することができます。これを農業用ハウス栽培等へも供給することで、重油等の化石燃料からの転換が図られ、非常時の発電機用燃料としても使うことができます。このような再生可能エネルギーは、災害時のエネルギー確保にもつながることから、地域全体での脱炭素化を推進しながら、地域の強靭化も図れると考えております。

これらの政策を進めるには、民間企業との連携や電力小売りの運営をする体制が必要となることから、官民連携による「再生可能エネルギーの地産地消-綾川モデル」の創設を目指し、引き続き支援制度・出資等の方策を検討してまいります。脱炭素を図るには、再生可能エネルギーと非化石による二酸化炭素排出量の削減が両輪を成すことで、持続可能なエネルギー戦略につながると考えております。地域にある民間企業の活力を生かし、住民や町内企業とともに、温室効果ガスの削減を官民一体となって進めてまいります。

本町では、温室効果ガス削減目標を「2030年度までに2013年度比で46%削減、2050

年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことをここに表明し、「ゼロカーボンシティ宣言」とします。

重点施策の第4は、「デジタルの力を利用した便利で快適なまちの実現」についてであります。

令和7年度におきましては、国が定める地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に取り組み、令和8年度に移行を完了する特定移行支援システム5業務を除く住基を始めとする13業務を、既存システムからガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行を行うものとします。このガバメントクラウドへの移行、標準化の取り組みにより、職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようになるとともに、オンライン申請等住民の行政手続きサービスが大きく前進するものと考えております。

そのほか行政窓口の利便性向上といたしまして、昨年は外国人技能実習生が多いことも踏まえた多言語対応可能なアプリや、聴覚障がい者対応用の手書きアプリを導入したタブレットを窓口に設置するなど、多様性を尊重する共生のまちづくりにも取り組んでおります。

建設工事及び設計に関する入札については、行政手続きの効率化と透明性の向上を図る一環として、令和7年4月から、「かがわ電子入札システム」を活用し、入札事務の電子化を行ってまいります。これにより入札参加者は、従来の紙ベースの手続きに比べて、時間的な負担を軽減し、迅速かつ簡便に入札に参加できるようになります。

また、旧綾上中学校の跡地に、「ハイレゾ社」による中四国で初のA I開発用G P U専用のデータセンターの設置が決まったことで、今後、町民のための様々な事業を展開してまいります。

まず、I C T教育推進についてですが、デジタルスキルは、これからの中学校において最も必要な技術の1つであることから、ハイレゾ社に出張授業などの協力を仰ぎ、早い時期から子どもたちがA I技術を体験できる、他の市町にない特色のある教育を推進してまいります。令和6年度に綾上小学校6年生を対象に、ハイレゾ社によるプログラミング教室出張授業を実施したところ、非常に好評であったことから、令和7年度は他の学校にも拡大して実施していきたいと考えております。

I C T教育推進については他にも、一人一人の学習進度やスタイルに応じた個別最適な学びが可能となるよう、令和7年度に更新が予定されている1人1台タブレットを最大限有効活用し、学びの可能性を高めていくとともに、様々な理由で登校できない子どもに対しても学習機会を提供できる環境整備を行い、活用してまいります。また、国語力向上と読書習慣の定着を図るため、複数人で利用できる児童向け電子図書コンテンツを充実いたします。電子図書を利用し、朝読書や授業での利用、タブレットを持ち帰っての読書など、学力向上及び1人1台タブレットの利用促進にもつなげます。

また、ハイレゾ社のデータセンターが提供する高性能な計算資源やデータ分析能力

を活かして、スタートアップ企業や中小企業が新たなビジネスモデルを構築するための支援についても検討してまいります。さらに、AIを活用した農業についても、町内企業や関係機関とも連携し、持続可能な農業を研究してまいります。

次に、これから綾川町の発展において、地域通貨の活用は、地域経済の活性化に寄与する重要な取り組みであると考えております。昨年は、従来実施しておりました紙の商品券の一部をデジタル商品券として発行し、デジタル化による1円単位での利用や、加盟店の換金作業が不要になるなどの利便性の向上を図ってまいりました。本年も、物価高騰対策として、プレミアム付き商品券を発行してまいりますが、将来の地域通貨化を見据えて、電子マネーとして広く利用されているWAONでの発行を行うことで、町民のみなさまの更なる利便性の向上、サービスの効率化を図ってまいります。

重点施策の第5は、「防災・減災対策、国土強靭化の更なる推進」についてであります。

まず「防災」についてでありますが、昨年8月8日に、宮崎県日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。また、本年1月15日には、政府の地震調査委員会において、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの「70から80%」から「80%程度」に引き上げたとの発表があり、改めて、巨大地震への危機感と日頃の備えの重要性を感じております。

災害時における共助の必要性が高まる一方、旧来型の地域コミュニティの衰退などにより、地域の共助体制が弱体化しております。そこで、令和7年度の防災訓練については、地域コミュニティでの助け合いの重要性の意識向上を図るとともに、住民主体となる救援活動について、人命救助、応急救護、初期消火、給水体験、土嚢の作成、避難所設営、炊き出しといった、災害急性期段階における具体的な内容を、消防、警察、自衛隊、医療機関、協定団体などと連携し、町全体での総合的な防災訓練として計画しております。

自治体や自主防災組織の枠を超えた子育て世代や若年層などについても、ひとり一人の防災意識を高め、発災時の被害を軽減するための取り組みを実践してまいります。

また、発生確率が高くなっている大規模災害に対し、事前防災の取り組み及び災害発生時の初動対応が、非常に重要と考えております。具体的には、防災士は地域の防災力を高めるための教育や啓発活動、また、災害発生時の初動対応にも重要な役割を果たすことから、令和7年度から、防災活動を推進するために必要な知識や技術を持った防災士の育成に、積極的に取り組んでまいります。

まずは、綾川町職員の防災士資格取得100%を目指し、災害対策、避難所運営などの防災活動の基礎基盤の構築に努めてまいります。自主防災組織の代表者など、災害発生時に主導的役割を果たす町民の方にも、防災士の資格を取得いただける研修プログラムを綾川町内で実施し、防災に強い町づくりを進めてまいります。

学校の施設整備につきましては、熱中症対策と併せて、災害時における避難所機能の

充実のため、令和5年度より学校体育館空調整備を綾川中学校から順次計画的に行ってまいりました。しかし、近年の猛暑や、南海トラフ地震を含めた自然災害における備えは、喫緊の課題となっていることから、当初は令和7年度に昭和小学校と滝宮小学校、令和8年度に羽床小学校の順で計画しておりました体育館空調整備を、羽床小学校に関しては5カ年計画での整備計画を1年前倒し、令和7年度に町内全ての小中学校体育館の空調整備を実施いたします。

また、小学校施設においては、耐震改修、大規模改修の実施後 15 年以上が経過し、今後、出来るだけ長期間利用するため、長寿命化計画により改修を行う必要があり、事業の平準化を図りながら、年次計画において、順次各学校の改修を実施いたします。

次に、減災対策についてですが、下水道既設管の耐震対策といたしましては、昨年、香川県が新たに町内の防災拠点施設や避難所の計 21 施設を重要給水施設に指定いたしました。これにより、国から本年1月末までの「上下水道耐震化計画」の策定が求められ、21 施設のうち、下水道区域内にある 19 施設を対象に、計画策定を行ったところです。令和7年度以降、必要な箇所について、早期の耐震化が図れるよう、管路の洗い出しなどの事前準備を進めてまいります。

また、本年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると思われる道路の陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生いたしました。原因は特定されておりませんが、管内に発生した硫化水素による下水道管の破損が影響した可能性が高いと考えられております。本町が整備、管理している下水道管については、総延長が 100 キロメートルを超えて、整備時期は比較的新しく、最も古い管でも供用開始から 26 年と、耐用年数の 2 分の 1 程度となっております。加えて、管径も最大のもので 80 センチメートルであることから、八潮市のような大事故につながる可能性は低いと思われます。しかしながら、「小さな異常が大きな事故を招かない保障はない」ことから、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

また、能登半島地震において課題となった上水道管の耐震性につきまして、国は、令和10年度までに基幹管路の耐震適合率を 60%程度とする目標を掲げており、香川県下においては、現在（令和4年度末）、約 38%、本町においては、約 8%と、国の示す目標を大きく下回っております。水道耐震化においては香川県広域水道企業団において施設整備計画の見直しを進めており、現在示されているところでは、令和9年度までの3年間でおおよそ 5 億円の出資が必要となっております。水道は町民の生活に欠かせないインフラであるため、その耐震性を確保することは、地域の安全と安心を守るために不可欠であり、方針が決まり次第、令和7年度補正予算を編成することを念頭にスピード感をもって対応してまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化の更なる推進ですが、長柄ダム再開発事業においては、昨年末までに 15 件の工事が発注され、主に付替町道の整備が進められております。事業用地の取得についても、面積ベースで 80%を超えるなど、事業の進捗を実感しているところであります。町が事業主体となっている山林保全措置制度を活用した公有林化事

業においても、取得率が 50%に迫るなど順調に推移しており、引き続き円滑な事業の実施を図るため、県と連携、協働してまいります。

また、令和 5 年度から防災重点農業用ため池緊急整備事業として、災害の発生を未然に防止し、農業経営の安定と下流住民の安全の確保を図るため、綾川東地区・綾川西地区の 2 地区におきまして、危険なため池 20 カ所の整備を実施しております。本年度は綾川東地区・綾川西地区ともに、2 カ所ずつのため池改修工事を予定しており、災害に強い農村地域の推進を図ってまいります。

老朽度の高いため池や、ため池が決壊した場合において、「歩行不可能区域内に 10 軒以上の住宅があるため池」の中から、本年度に新たに 7 カ所のハザードマップを作成し、地域の皆様の避難行動に役立てていただきたいと考えております。令和 5 年度から引き続き、大規模なため池 14 カ所に水位計や監視カメラを設置し、遠隔監視による管理者の負担軽減と併せ、ため池の状況を速やかに把握し、緊急時の迅速な避難行動につなげていくことができるよう施設機能の充実を図り、適切な維持管理を推進してまいります。

なお、令和 7 年度に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が終了しますが、令和 5 年 6 月 14 日に「国土強靱化基本法」の改正法が成立しました。これは、5 か年加速化対策後も安定的な国土強靱化の推進を中長期的な見通しに基づき、計画的かつ着実に実行するために、「国土強靱化実施中期計画」策定の法制化を主な内容としています。国土強靱化基本法の基本方針には、「人口減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該政策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること」とあり、社会資本、社会インフラの老朽化に重点的に取り組むことが明記されております。埼玉県八潮市の下水道陥没事故にもありますが、インフラの老朽化が進むと、大きな事故が引き起こされかねず、事態の深刻度が増すことから、今後も国に対して積極的な対策の継続及び予算について、町村会などを通じ、要望してまいります。

次に、令和 7 年度町政運営における主要施策について、綾川町第 2 次総合振興計画に沿って新規施策を中心に主要なものを述べるとともに、先ほどの重点施策についてもさらに詳しく述べさせていただきます。

まず、「元気（活気づくり・交流づくり）」についてであります。

綾川町は、令和 7 年度に 20 周年を迎えます。綾川町が積み重ねてきた歴史を見つめ直し、町民とともに祝いできる記念の事業を実施してまいります。既存の事業について一層の充実を図るほか、特別事業としまして、綾川町の魅力を PR するため、町内を周遊する「デジタルスタンプラリー事業」を実施いたします。令和 7 年度は、大阪・関西万博及び瀬戸内国際芸術祭が開催され、多くの観光客が香川県を訪れることが想定されることから、ぜひ綾川町へも足を運んでもらいたいと考えております。綾川町 PR の好機ととらえ、多言語対応のアプリにより、スタンプラリーだけではなく町内で開催されるイベント情報も発信することで、観光客のみならず海外旅行者にも綾川町の魅

力を体感してもらえるとともに、綾川町民にも 20 周年という節目の年に、改めて綾川町を知ってもらう機会にしたいと考えております。デジタル技術の活用により、より幅広くグローバルに綾川町の魅力をアピールしてまいります。

そのほかの主な記念事業としまして、昨年 9 月に開催し、香川県はもとより、北は宮城県、南は沖縄県と全国から多くの方の参加をいただきました、あやがわ自転車ロードレース「COPPA・AYAGAWA」を、令和 7 年度におきましても、6 月の開催を予定しております。令和 7 年度は、既存のレースに加え四国高校総体の部を加えての開催を予定しており、この大会を通じて、町民の方々に生涯スポーツとしてサイクリングやロードレースを取り入れていただくきっかけづくりを行うとともに、県内外の来場者へ地域の魅力発信を行い、町の活性化を図ります。

さらに 8 月には第 55 回全日本中学生男子ホッケー選手権大会が、綾川町ふれあい運動公園人工芝グラウンドで開催予定であります。同大会の四国での開催は初めてであり、県外から大勢の選手が綾川町に来られますので、地域の方々にもご協力をいただき、大会の開催を地域活性にもつなげてまいります。

また、令和 4 年度にユネスコ無形文化遺産に登録をされた「滝宮の念佛踊」につきましては、令和 7 年度につきましても、SNS も含めた広告媒体での PR に力をいれるとともに、地域の「たから」として次世代へ継承していくため、小中学校への出前授業、資料展示などによる学習機会の提供など後継者の育成について保存会とともに取り組んでまいります。

次に、生活空間づくりといたしまして、令和 5 年度から「身近な公園整備基本計画」に基づき、「ストックを活用した公園づくり」を整備方針として再整備を進めてきた「宮の北農村公園」でありますが、4 月から新たに町内二つ目の都市公園「宮の北公園」として管理運営を開始いたします。施設の適正な維持保全に努め、地域住民に親しまれ積極的に利活用いただけるよう努めてまいります。

また、令和 7 年度に、旧滝宮保育所遊戯室前の跡地の一部を利用して、幼児用の遊具などの設置を行い、子どもと気軽に遊べる広場として使用できるように、広く開放してまいります。

そのほか、「畠田駅周辺整備事業」につきましては、まず令和 6 年度から工事に着手しております町道中植西線道路改良事業については、狭あい道路の解消やホーム直結の歩道整備による「ことでん畠田駅」の利便性向上を目的に事業を進めております。それと合わせまして、八束池埋立地の有効な利活用方法として、地域の拠点となるような公園やパークアンドライド駐車場の整備も計画しております。また、これらを利用したソフト事業などの検討も進めており、複合的に事業を推し進めることで、駅周辺地域の活力の向上や、潤いのある豊かな生活環境の創造を目指してまいります。

次に町道についてですが、令和 6 年度に工事着手いたしました、長柄ダム再開発の関連事業である「町道栗原長柄線道路改良事業」について、昨年 12 月に成立した国の補正予算及び、令和 7 年度当初予算に係る交付金を活用し、引き続き圃場整備区間の整備

を進めるとともに、国道377号との交差点部についても工事に着手してまいります。

そして町道における交通安全対策といたしましては、通学路交通安全プログラムによる通学路合同点検や、香川県が設置する「用水路等転落防止対策検討委員会」を通じた危険箇所の把握などにより、適宜、対応してまいりました。これらに加え、令和7年度からは、新たに「生活道改善事業」として、一定の要件を満たす私道などにおける交通安全施設整備に対する補助金制度を創設し、地域住民による主体的な取り組みを支援してまいります。

また、自転車ヘルメット着用を推進するため、引き続き全町民を対象にヘルメットの購入補助制度にて着用の推進を図ってまいります。

次に、公共交通についてですが、令和6年4月1日より利便性の向上を目的に町営バスのルートを改正いたしました。公共交通を実際に利用する方がより利用しやすくなるよう、引き続き、地域の特性に応じた最適なサービスの検討・提供を行ってまいります。加えて町営バスにおいても、WAON等のICカード決済ができる端末を導入することで、利用者の利便性の向上とバス利用の促進につなげてまいります。また、鉄道においては令和6年4月1日に国や県、沿線市町と連携し、高松琴平電気鉄道琴平線に係る鉄道事業再構築事業の実施に関する協定書を締結し、安全な輸送を安定的に確保することを目的とし新型車両や安全設備の更新に対応してまいります。

また、令和5年度から本格的な検討を行ってまいりました「府中湖スマートインテリジェンス」の車長制限解除については、関係各所による協議の中で、解除についての合意形成を図ることができましたが、周辺部において新たな土地利用構想が生じたことにより、一旦協議を休止し、適切な時期に再開することといたしました。本件につきましては、制限解除に向けた前向きな休止であると捉えており、関係機関との情報共有、連携を密にし、早期の実現に向けて引き続き努力してまいります。

次に、空き家対策についてですが、空き家の利活用及び移住対策事業の「中間管理住宅整備事業」を引き続き実施することにより、空き家所有者の自発的な利活用を促して、空き家の利活用の促進を図ってまいります。また、空き家流通促進プラットホームを早急に立ち上げ、空き家所有者の相談窓口のワンストップ化を実現させてまいります。

また、商工業の振興対策として、コロナ禍で運転資金融資を受けた「香川県新型コロナウイルス感染症対応資金」の利子補給として、借り入れから実質5年間の無利子による中小企業者支援を実施してまいります。さらには、「綾川町小規模事業者持続化支援事業補助金」や「新規創業支援補助金」また、企業誘致条例における指定企業への助成により、中小企業者の事業継続及び事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図ってまいります。

観光振興といたしましては、「道の駅滝宮・うどん会館」は、長らく休業中であったレストランに鰻料理専門店が昨年3月に入店し、全施設をフル活用した営業体制を整えることができました。また、前年を上回る来客数及び売り上げを記録しており、指定

管理者である穴吹エンタープライズ株式会社により安定した営業が継続されております。加えて、綾川町の魅力を発信するイベントとして、「綾バル」や「夜のいちご園」、「讃岐うどん発祥の町ならではのうどん打ち」など、観光施策「綾川PROJECT」を実施してまいりました。これらの綾川町でしか体験できないイベントを柱として、これからも「綾川町ブランド」の知名度向上に取り組んでまいります。そのほか、今年開催される大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭2025のインバウンド需要を取り込むため、町内周遊ルートを創り綾川駅にレンタル電動自転車を設置いたします。2024年12月5日には、「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されましたが、綾川町には2つの酒蔵があり、蔵開きには、町内外から多くの人が訪れています。このような潜在的観光資源についても、より一層町内外へ発信できるよう努めてまいります。

次に「農業」においては、昨年、食料・農業・農村基本法が改正され、現在、農林水産省では、食料安全保障の確保などを基本理念とした、新たな基本計画の策定が進められております。本町においても、食料の安定的な供給、自然災害の防止、安らぎを与える景観の形成など、農地が有する多面的機能を維持し、豊かな自然を次世代につなげていくためにも、しっかりと農業を守っていくことが必要であると考えております。

農業振興においては、認定農業者などの担い手農家の確保、育成支援はもとより、担い手以外の農家の支援についても、町単独の各種補助事業を継続して実施するとともに、県が認定する多様な農業人材制度を活用し、兼業農家の支援も行ってまいります。また、旧西分保育所において進めておりましたサテライトオフィスの誘致につきまして、東京の株式会社CREATE AGRIC（クリエイト アグリ）を利活用候補者として選定いたしました。農産物の生産や将来的には、同社、町内農業団体、綾川町と連携した農業HUB（ハブ）を設立し、新規就農者に対して農業経営の支援を行うこととしており、地域の新しい担い手の確保を図ってまいります。

そのほか、令和5年度から取り組んでおりました「地域計画」については、3月末までには策定をいたします。今後は、この計画に基づいた農地利用を行いながら、引き続き、地域での協議を行うことにより、計画を磨き上げ、地域農業の維持に努めてまいります。さらに、「土地改良事業」により、ほ場や水路などの生産基盤整備事業を実施し、生産効率を高め、営農環境の改善や農地の保全を図ってまいります。

また「林業」につきましては、森林環境譲与税を活用して、植栽、枝打ち、間伐による町有林の整備や、森林整備の担い手育成確保に努め、将来にわたって森林の有する多面的機能を維持し、自然環境の保全を図ってまいります。

次に、「おもいやり（安心づくり）」についてであります。

令和7年3月に、具体的かつ包括的な取り組みを実践するための、様々な福祉計画を内包した第4次総合保健福祉計画を策定いたしました。この計画は、当町の保健・医療・福祉の取り組みを推進していくための指針となるもので、関係各課や関係機関、地域住民のみなさまとの連携を強化しながら、基本理念となる、「あたたかく 支え合う健やかな暮らしづくり」を目指して、各事業を推進してまいります。

まず「感染症対策」につきましては、令和7年4月から帯状疱疹ワクチンが定期接種化されます。本町においても、現行の任意接種費用助成事業と併せまして、接種体制を構築してまいります。定期接種対象者としては65歳の方及び、5年間の経過措置として70歳から100歳までの5歳ごとの節目の方が対象となります。また定期接種化に伴いまして、本町の任意接種の対象者を50歳以上65歳未満の方に改めるとともに、経過措置としまして、令和7年度の1年間については、定期接種対象でない65歳以上の方も対象といたします。

また「母子保健事業」では、令和7年度より産後ケア事業の対象施設の拡充と自己負担額の軽減を行い、産後ケア事業の利用促進を進めてまいります。その他、様々な母子保健事業や母子を取り巻く各関係機関と連携しながら、支援を必要としている方が必要な支援を受けられるようきめ細やかな体制を心がけてまいります。

そのほか「成人保健事業」では、令和6年度より40歳から70歳までの5歳刻みの女性を対象に骨粗しょう症検査を実施しております。骨粗しょう症は自覚症状がないことも多く、自ら症状に気づくことが難しいため、早期に予防や治療に取り組み生活機能の維持・向上のために積極的に検診を受診していただけるよう促してまいります。

次に国民健康保険につきましては、被保険者数の減少と1人当たり医療費の増加が続いておりますが、国保財政の健全運営につとめたことにより、令和7年度の保険税率は据え置くことといたします。

保健事業としては、令和6年度からの第3期データヘルス計画に基づき、特定健診受診率向上事業を重点事業として取り組む予定であります。

また令和6年度に綾川町の医療費分析を実施したところ、骨折と腎不全が県内平均よりも高いことが判明しました。このうち腎不全対策としては、特定健診の結果に基づき、対象者への家庭訪問や集団教室を通じて保健指導を継続してまいります。骨折予防対策事業につきましても、令和7年度から新たにレセプトデータを活用し、骨折または骨粗しょう症の受診履歴があり、未治療の可能性がある方に対して受診勧奨や保健指導を行います。これにより、大腿骨骨折などの二次性骨折予防につなげることを目指します。

次に子育て世帯の医療費助成につきましては、支給対象年齢を高校卒業年度末までに拡充したことにより、子どもが治療を受けやすい環境を整えておりますが、今後は、増大する医療費に対応するため、保護者に対して、適切な受診を促す周知を行うなど医療費の適正化に努めてまいります。

現行の健康保険証の新規発行は、昨年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。マイナ保険証のさらなる利用促進と定着化に向けて、令和7年度には医療機関で子どもや障害者、ひとり親医療の公費受給者証を持参せずとも、マイナンバーカードを活用して受診できるよう、国が整備している「全国医療情報プラットフォーム」に接続し、受給者の資格確認ができるように現行システムの更新を行い、利便性の向上に努めてまいります。

「障害者自立支援事業」におきましては、令和5年度におきまして策定し、令和6年度から取り組んでいます障害者基本計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に基づき、障害の有無にかかわらず、すべての住民の権利が守られ、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に「介護保険事業」におきましては、令和6年度から第9期介護保険事業計画に基づき運営しております。令和6年度は、介護保険料の改定を行い、今まで9段階であった料率を13段階に増やし、低所得者の軽減を図りながら、健全な制度運営を行っております。また高齢化社会の進展に伴い、介護サービスの需要が増加する中で、持続可能な制度を維持するために介護給付費の適正化に努めてまいります。

そのほか、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題、そして2040年に向けての高齢者対策、並びに健康増進の場を希望する声にこたえるため、「民設・民営方式」での健康増進施設（フィットネスクラブ）誘致の協議を進めておりますが、物価や人件費の高騰などの影響を受け、早くから協議を進めていた事業者が撤退したため、現在新たな企業に当町への進出の打診をしており、引き続き誘致を図ってまいります。

介護が必要な状態になる前に、介護予防につながる事業を展開し、地域全体で健康寿命を延ばすための施策を展開してまいります。

そして、重層的支援体制整備事業に取り組むことで健康福祉課、子育て支援課、学校教育課等の関係各課、また町社会福祉協議会等の相談支援機関との連携を強化し、包括的相談支援体制の整備を進めてまいります。町社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターの働きかけ等により、人と人のつながり、人と居場所等のつながりを大切にした地域の縁づくりを進めてまいります。

また、災害時に介護を要する障害等の理由により災害時に支援が必要な避難行動要支援者を搭載する名簿を6年度に更新しましたが、これらの避難行動要支援者が安全・安心に避難できるように、令和6年度は、綾南地区について個別避難計画の策定を行いました。今後は毎年度名簿及び計画の更新を行い、要支援者の避難における精度の高い体制の整備・策定を進めてまいります。また、並行して福祉避難所、救護所の各関係機関との体制も構築を進めてまいります。

そのほか綾上診療所につきましては、令和7年度から医療DXを進めるため、香川県が推進している「かがわ医療情報ネットワーク」に接続します。これにより、県内の中枢病院や診療所、薬局間で患者の診察情報を共有できるようになり、患者の過去の診療履歴やアレルギー情報などを即座に確認することで診療の質が向上し、頻繁な受診や重複多剤の軽減が期待されます。

電子カルテを活用した「遠隔読影支援システム」にも接続し、撮影した画像データを専用回線で、別病院の専門医師が解析・診断できるようになります。これらの医療DXを推進することで、地域医療の充実を図り、質の高い医療サービスを提供する「地域のかかりつけ医」を目指してまいります。

次に、「誇り・愛着（人づくり・地域づくり）」であります。

本町では、あらゆる差別や偏見をなくすため、人権擁護の意識の高揚を図っており、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、性的マイノリティに対する人権問題などについて、啓発や研修会を行っています。インターネットによる人権侵害などが問題視され、情報流通プラットフォーム対処法が施行されることになりましたが、本町といたしましても被差別部落の識別情報も含めるよう国へ意見要望を行っており、偏見や差別は絶対に許さないという姿勢で進めてまいります。また総合保健福祉計画に新たに追加しました再犯防止推進計画により、更生保護についての啓発や研修会等を行い、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくす取り組みや、地域で共に暮らせる環境づくりに努めてまいります。

そのほか本町では、令和7年度に人権意識調査を実施いたします。人権尊重の町としての認識や人権課題と思う項目、自身の人権侵害の有無など、前回調査との比較分析を行い、啓発の取り組み内容に反映していくこととしております。

多文化共生におきましても、技能実習生をはじめとする町内在住の外国人住民など、グローバル化が進む中、暮らしやすい環境づくりが重要と考えており、地域住民との交流促進を進めるため、日本語教室などを実施し、双方が歩み寄り話のできる関係の構築に向け進めてまいります。

また近年、犯罪被害者の権利や支援の重要性がますます認識されるようになっており、本町においても「綾川町犯罪被害者等支援条例」を制定することで、町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現し、併せて犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、支援を推進してまいります。

次に、結婚・出産・子育ての希望が叶うまちにするための施策を展開いたします。

町内に居住する全ての子どもとその家庭を対象に、必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点の「きらり」を中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、児童とその家庭及び妊産婦に係る実情の把握や情報の提供、相談等、要支援児童及び要保護児童等の包括的な支援を行うとともに、児童虐待の発生予防、ヤングケアラーの実態把握などを行い、関係機関と連携し継続的な支援に努めてまいります。

こども園につきましては、「こども誰でも通園制度」の令和8年度からの開始に向け、体制の拡充を図ってまいります。すべての園児に適切な保育を図れるよう加配保育士の適正配置を行い、安心してこどもを預けることができる体制を整えていきます。あわせて、毎年のように物価高騰による食材費が高騰するなか、給食費の保護者負担が上がらないように、副食費の給食物資上昇分の補助及び主食費の無償化を継続してまいります。

また、放課後児童クラブでは、利用者が年々増加しているなか、特に支援が必要な子どもも増加しており、対象児へのきめ細やかな支援体制がつくられるよう加配支援員を配置し、希望する児童全員を受け入れできるよう、引き続き民間業者の専門的な知識と技術を活用しながら、サービスの向上に努めてまいります。

そのほか、ひとり親家庭等の支援といたしまして、現在、小学生を対象に実施してお

ります「綾川町ひとり親家庭等学習支援事業」を中学生年代まで拡充し、ひとり親家庭や低所得家庭の経済的な支援を推進してまいります。

次に「学校教育」におきましては、まず、義務教育における保護者負担軽減施策として、6年度に引き続き、物価高騰対策としての給食費補助事業及び、県費半額補助がある第3子給食費無償化事業を継続してまいります。

また、給食費の公会計化につきましても、令和6年10月からシステムを導入したことで、どの金融機関からでも引落しができ、かつ、クレジットカード決済も可能となつたことにより、保護者の利便性が向上しております。

次に、安心・安全な学校環境整備として、令和7年度から香川県内の公立小学校では初めてのケースとなる医療的ケア児の受け入れに向け、県及び関係機関と協議を重ねてまいりました。バリアフリー等の施設改修、必要な備品整備等を行い、また、人的配置については、陶病院と連携し看護職員の配置を行います。今後とも様々な事案に対応すべく、町としての受入指針を定め、すべての子どもにやさしい教育環境づくりに努めてまいります。

また、現在、学校教育の現場で心配されている、いじめ問題、ここ数年で増加傾向にある不登校問題、部活動地域移行化等の課題などについては、関係機関や団体との連携が重要となっております。また、社会問題として、デジタルの普及による孤立や、コミュニケーション能力の低下、人間関係の希薄化などがあげられます。一方で、不登校対策としてICT利用が効果を上げ、子どもの教育を充実させる例もあります。発展するデジタル技術の進歩に対応するため、両面の影響をバランスよく判断し、様々な立場の人材との連携が必要となります。

このような重点課題に対し、素早い対応を図るため、小中学校の教育環境において、町費の講師、スクールソーシャルワーカー、生活支援員の適切な配置、スクールカウンセラーの派遣要請など、今年度も人的配置を充実し、子どもたちの学習環境を確保いたします。特に、不登校をはじめとした問題が発生したときに、様々な関係機関と連携を図るため、児童生徒、保護者との相談体制の充実が不可欠であり、要となるスクールソーシャルワーカーを増員いたします。また、部活動の地域移行化については、検討委員会を開催し、受け皿となる各種団体の意見を集約し、学校と連携しながら今後の部活動運営について検討してまいります。

子どもたちの安全に対する取り組みについては、令和6年度から実施している小学生に対する自転車ヘルメット購入補助を昨年度購入できなかった児童に対し継続して実施するとともに、各学校における交通安全教室の推進を行うなど、地域全体で交通安全意識の向上を図ります。また、自然災害に対する避難訓練においても、学年・クラス別に対応するなど、より現実味のある訓練となるよう推進し、学校に配備している防災ヘルメットについても順次更新をしてまいります。

次に、育英事業につきましては、家庭における経済的な理由により進学をあきらめることがないよう、未来ある綾川町の若者の学習機会を確保していくため、より借り入れの

しやすい貸与型奨学金制度の改正を行ってきました。また、給付型奨学金制度は新設から3年目を迎え、これまで延べ高校給付8名、大学等給付18名が利用されております。制度の利用者からは、感謝の声が集まっております、今後とも、制度の周知を徹底し、学生を支援いたします。

また、若者定住施策として、町内就職者に対する返還金一部免除制度も平成28年度にスタートし、10年目となります、令和6年度は30名が利用し、現在まで延べ193名が町内に戻り、県内就職し、若者定住施策としての成果を挙げています。今後とも、本町の将来有為の人材を育成するため、移住・定住の促進にもつなげてまいります。

次に、行政運営につきましては、基礎自治体として、信頼と責任ある行政運営のために、誠実・公平・公正に行動いたします。

行政課題が複雑化する中、DXの視点等により、業務の効率化に取り組み、職員の一人ひとりの生産性の向上を図るとともに、職員の働き方改革を実現し、町民の要請に即応できる組織体制を構築いたします。町内外からの知りたい情報を、わかりやすく効果的に発信する広報を目指し、「伝わる・つながる」情報発信への変革を進めてまいります。

各事業について、目的や効果に着目した施策の優先順位づけなどにより、「選択と集中」を進め、政策の実効性を高めてまいります。公共施設については、中長期的な視点に立ち、施設の規模・数量、質、保全・更新コスト等を、将来の人口や財政規模に見合った水準に近づけてまいります。

地域で活動する多様な主体との更なる連携強化と、適切な支援を展開してまいります。民間企業等の知恵とノウハウが發揮される「共創」を、より推進することで、地域課題の解決や地域経済の活性化につなげていきます。

財源の確保につきましても、町税等が本町の歳入の根幹をなす自主財源であり、「公平・公正」の原則のもと、納税者の立場に立った「課税客体の的確な把握と適正かつ公平な課税」に努めてまいります。また、固定資産税等の将来の税収確保も見据え、企業誘致や都市計画区域のマスターplanに基づいたまちづくりを推進してまいります。

また、令和5年度から「共通納税システム」を導入し、納税通知書のQRコードにより、スマホ決済など様々な支払方法による納税が可能となっておりますが、今後は国のスケジュールに準じて、保険料等の公金収納を拡大する予定です。

更なる滞納額の縮減及び収納率の向上と併せて納税環境の向上並びに税収の確保に努めてまいります。

財政運営についてですが、令和7年度は合併特例債発行の最終年度となっており、令和8年度以降に発行できる有利な地方債の選択肢が限られるとともに、人口減少や高齢化などの急速な進展に加えて近年の物価高騰の影響も相まって、今後さらなる財政の硬直化が懸念されます。このような状況下においても財政の健全性を確保しつつ、重要施策を着実に推進するため、経費の節減に努め、必要な事業を見極めながら限られた財源を重点的・効率的に活用し、各種施策の充実を図ってまいります。また、今後のイ

ンフラ資産の維持管理や更新に必要な財源を確保するために、公共施設等長寿命化基金等の特定目的基金の積み増しを継続的に実施しており、持続可能なインフラ整備を計画的に進めてまいります。

そうした将来への備えを力強く進めることで、社会情勢の変化にも的確に対応し、地域の課題にも真摯に向き合い町民が確かな効果を実感できるような町政運営に取り組んで参ります。

そして令和7年度の一般会計当初予算案につきましては、人口減少や少子高齢化の進展に加えて物価高騰の状況下においても、活力ある持続可能な地域社会を実現するために事業の選択と集中を進めることで、町民の皆様が確かな効果を実感できる予算を編成しております。

歳入面では、町税が1億5,964万9千円増の30億2,898万5千円とする一方で、国庫支出金が3億4,176万7千円減の10億8,634万9千円となっておりますが、この主な理由といたしましては、定額減税の終了によるものであります。また、地方交付税では、人件費の增加分や物価高への対策などが盛り込まれるなどの増額要因があるものの、算定につきましては、国の基準に基づくものであり、楽観できる状況ではありませんので前年同額の31億円としております

歳出面では、今回策定いたしました「綾川町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進を図り、また、重点施策である「持続可能なまちづくり」「過疎地域活性化事業」「ゼロカーボンシティ宣言」「デジタルの力を利用した便利で快適なまちの実現」「防災・減災、国土強靭化の更なる推進」等に関連する経費を重点的に計上しております。

また、令和7年度及び令和8年度に実施を予定しておりました小学校3校の体育館空調設備工事2億4,900万円について、児童の安全対策及び避難所の環境整備を最優先事項と捉え、昨年12月に成立した国の補正予算に計上されました空調設備整備臨時交付金を活用するため、令和6年度に前倒して実施いたします。令和6年度補正予算から令和7年度当初予算に連続性を持たせ、重点施策を切れ目なく実施してまいります。

その他にも、限られた財源を重点分野に最大限有効活用できるように経費の削減に努め、一般会計当初予算は、対前年度2億1,915万6千円減の123億円といました。

以上、重点施策、主要施策の概要を申し述べさせていただきました。令和7年度においても、町民の皆様の健康と生命、生活を守ることを第一に、より一層住民福祉の向上とまちの発展に向け、真摯に町政に取り組み、住民の皆様の負託に応えてまいります。合併20周年から未来へつなぐまちづくりを進め、全職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解、ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、令和7年度に臨む施政方針とさせていただきます。

○議長（河野） これで施政方針を終わります。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時55分

再開 午前 11時10分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）日程第4、議案第1号、「教育委員会教育長の任命同意について」から、日程第36、報告第1号、「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより提案理由の説明を求めます。

前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）本日開会の第1回定例会にご提案いたしました議案31件、諮問1件、報告1件について提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号「教育委員会教育長の任命同意について」は、令和7年5月11日をもって任期満了になります「松井輝善」教育長につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、後任者として住所「綾川町滝宮 1729番地5」、生年月日「昭和32年4月14日」生まれ、「香川雅之」氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係条例中の懲役及び禁錮を、拘禁刑に改めるため、本条例を制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町国民健康保険陶病院長等の定年の特例に関する条例の制定について」は、綾川町職員の定年等に関する条例第3条に規定されている職員の定年の年齢について、その職務と責任に特殊性があり、欠員の補充が困難である現在の陶病院院長と綾上診療所長に限り、70歳に延長する期限つきの条例を制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号「綾川町犯罪被害者等支援条例の制定について」は、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、町、町民及び事業者が実施する犯罪被害者等の支援のための施策を共有して総合的かつ計画的に取り組むことにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、犯罪被害者等の支援を推進するための条例を制定

するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 5 号「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」の一部改正に伴い、育児中の一般職員の超過勤務の免除となる子の対象年齢を「3 歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達する子」に引き上げるため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 6 号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、引用法令の条ずれに対応するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 7 号「綾川町農村公園条例の一部改正について」は、宮の北農村公園を都市公園に所属替えすることに伴い、農村公園から削除するものであり、併せて 5 つの農村公園の位置についても地番を改める必要があることから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 8 号「綾川町都市公園条例の一部改正について」は、議案第 7 号に関連し、「宮の北農村公園」を令和 7 年 4 月から「宮の北公園」として都市公園に指定するにあたり、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 9 号の「綾川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」の一部改正に伴い、引用法令の条ずれに対応するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 10 号から議案第 31 号までの議案は、いずれも予算議案となっております。議案第 10 号から議案第 21 号までは、全 12 会計となる一般会計、特別会計、及び公営企業会計の令和 7 年度当初予算に係る議案であり、議案第 22 号から議案第 31 号までは、陶病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計を除く、10 会計における令和 6 年度の補正予算に係る議案となっており、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、令和 7 年度当初予算（案）について申し上げます。

まず、一般会計の予算総額は歳入歳出それぞれ 123 億円で、対前年度比約 1.8% の減しております。令和 6 年度補正予算から令和 7 年度当初予算に連続性を持たせ、切れ目のない予算を編成することで重点施策を強力に推し進めてまいります。

まず、重点施策である「持続可能なまちづくり」「過疎地域活性化推進事業」「デジタ

ルの力を利用した便利で快適なまちの実現」「防災・減災、国土強靭化の更なる推進」等に関連する経費を重点的に計上しており、事業の選択と集中を進めることで、物価高騰の状況下において限られた財源を最大限有効に活用し、効果のある施策を展開できるよう、予算を編成しております。

「持続可能なまちづくり」においては、令和7年度は合併20周年を迎える年であり、また「瀬戸内国際芸術祭」や「大阪・関西万博」が開催されることから、関係人口創出の大きなチャンスと捉えております。「滝宮の念佛踊」等、町を代表する伝統文化や様々な観光資源を最大限活用するため、町内の周遊性を高める「デジタルスタンプラリー事業」をはじめとした多様な記念事業を展開する経費として、総額4,130万7千円を計上しております。

また、地域経済の活性化のため、千疋地区における進出企業の誘致を推進するとともに、地元人材確保及び移住促進を目的として、新たに地元企業就労者賃貸住宅家賃支援事業補助金を創設し、町内の企業に就職した方に対する家賃補助を実施して参ります。

また、「あやがわスマイル応援券」事業を継続し、物価高騰下にあっても活発な消費を促すことで町内の事業者を支援することを重視し、令和7年度においては、20%のプレミアム付き商品券3万セット分を計上しております。その内2万セット分については地域通貨の活用としてWAONでの発行を行い、DXの推進により、利便性の向上を図って参ります。

また、「教育・子育てしやすい環境づくり」として、こども園においては保育人材の確保、保育現場の環境整備や、「こども誰でも通園制度」の令和8年度からの開始に向け、職員の拡充を図って参ります。

また、学校においてはICT教育を推進するため、1人に1台配備しているタブレット端末を更新するため、小・中学校合わせて1億1,280万円を計上しております。さらに、近年の物価高騰による食材費の高騰に対応するため、引き続きこども園における副食費の給食物資上昇分の補助及び主食費の無償化、小・中学校における物価高騰相当分に対する給食費補助事業及び第3子給食費無償化事業を継続して参ります。

次に、「過疎地域活性化推進事業」においては、令和6年に綾上地区4地区で発足した「地区活性化協議会」に対し、引き続き最大2,100万円の交付金を交付いたします。また、活性化協議会の活動拠点改修工事や中間管理住宅整備工事に4,800万円を計上しております。地域の住民による地域課題を解決する自発的な取り組みを支援し、末永く住み続けられる、持続可能な地域を目指して参ります。

また、地域・行政・民間の連携を加速させるため、関係者間の橋渡し役として重要な役割を担う、地域プロジェクトマネージャーの雇用を新たに進めて参ります。

次に、「デジタルの力を利用した便利で快適なまちの実現」においては、令和7年度末までにデジタル庁が調達、運営するガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムへ移行するため、関連経費を3億7,675万7千円計上しております。

次に、「防災・減災、国土強靭化の更なる推進」においては、「長柄ダム再開発事業」

に2億8,480万1千円、「防災重点農業用ため池緊急整備事業」に3,444万円、「防災重点農業用ため池水位計・監視カメラ設置工事」に3,800万円を計上するなど、地域防災力の向上に向けてハード面での事業推進を行うことに加え、ソフト面では、災害発生時の初動対応を強化するため、新たに防災士資格取得に向けた研修プログラムを綾川町内で自主防災組織及び職員向けに実施するため、関連経費 765万6千円を計上しております。最終的には全職員の資格取得を目指し、住民の安心安全の確保に努めて参ります。

続いて、8つの特別会計及び3つの公営企業会計にかかる予算について申し上げます。

8つの特別会計の歳出予算総額は、68億9,630万7千円で、対前年度比2.1%の減となります。増減の主なものは、診療所特別会計において人件費の増などにより対前年度比8.3%の増、育英事業特別会計において給付型奨学金の継続実施により対前年度比17.4%の増となっております。

また、3つの公営企業会計については、収益勘定・資本勘定の歳出予算総額において、国民健康保険陶病院事業会計が17億5,774万6千円、介護老人保健施設事業会計が3,816万3千円、下水道事業会計が7億7,436万1千円を計上しております。増減の主なものとしては、陶病院事業会計においてMR Iの更新をはじめとする医療用機器の更新などにより1億9,784万1千円の増となっております。

次に、令和6年度補正予算（案）について申し上げます。

まず、一般会計につきましては、医療機関、福祉施設に対する応援金として746万3千円を計上し、地域に重要な役割を果たしている医療機関等の施設の負担軽減及びサービスの質の確保を図って参ります。その財源としては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

また、国の補正予算に計上されました空調設備整備臨時交付金を活用し、令和7年度、8年度に予定されておりました小学校体育館空調設備整備を前倒して実施することで、児童の安全安心な環境づくりを推進して参ります。事業費は3校合わせて2億4,900万円を予定しております。

さらに、今後、公共施設や学校施設の更新に多額の費用が必要となることから、公共施設等長寿命化基金に9億円を、学校施設整備基金に1億円をそれぞれ積み増し、安定的な財政運営を行って参ります。

その他、各事業における事業費の確定などに伴う歳入歳出額の補正となっており、全体として2億8,473万8千円を増額し、補正後の予算総額は134億6,389万2千円となっております。

また、8つの特別会計と1つの公営企業会計につきましては、それぞれ事業費の確定などに伴う補正となっており、すべての特別会計における補正予算総額は1億2,687万5千円の減額となり、補正後の特別会計の歳出予算総額は95億7,248万8千円となっております。

次に、諮問第1号「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、任期満了となります、真鍋由美子委員、緒方一美委員の2名につきまして、引き続き、推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

最後に、報告第1号「寄附金の受納について」は、生活環境向上寄附金として、綾川町羽床上2718番地29 じつはら建設株式会社代表取締役 實原照彦様より10万円を、福祉向上寄附金として高松市番町1-7-5 明治安田生命保険相互会社高松支社長落合一美様より20万2,700円を、一般寄附金として高松市新北町14-27 生活協同組合コープかがわ様より5万円を、教育費寄附金として綾上中学校第1期卒業生一同様より13万4,117円を、福祉向上寄附金として匿名の方々より3万円をご寄附いただき、ありがとうございましたのでご報告申し上げます。

以上をもちまして、議案31件、諮問1件、報告1件につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会において、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）これより委員会付託を議題といたします。

○議長（河野）議案第2号から議案第31号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第31号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（河野）お諮りいたします。

議案第1号「教育委員会教育長の任命同意について」及び、諮問第1号「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」は、本会議最終日にご審議願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」及び「諮問第1号」は、本定例会議最終日に審議することに決定いたしました。

○議長（河野）次に、議会関係等の令和6年12月から昨日までの主な行事関係につきましては、各自タブレットにて、ご確認くださいますようお願いいたします。

○議長（河野）これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月10日、午前9時30分より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午前11時30分

第2日目（3月10日）

出席議員 15名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
8番	十河茂広
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻村育代
総務課課長補佐	田辺由花
議会事務局書記	津村高史

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前	田	武	俊
副 町	長	谷	岡	学	
教 育	長	松	井	輝	善
総 務 課	長	宮	前	昭	男
いいまち推進室	長	福	家	孝	司
支 所	長	宮	脇	雅	彦
税 務 課	長	亀	山	和	成
学校 教育 課	長	岡	下	進	一
生涯 学習 課	長	中	津	秀	之
会計管理者兼会計室	長	水	谷	香保里	
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室	長	田	岡	大	史
経 済 課	長	福	家	勝	己
住 民 生 活 課	長	緒	方	紀	枝
保 険 年 金 課	長	辻	村	隆	司
陶 病 院 事 務	長	辻	井		武
健 康 福 祉 課	長	土	肥	富士三	
子 育 て 支 援 課	長	杉	山	真紀子	

傍聴人 17人

令和7年 第1回 綾川町議会定例会

3月10日 午前9時30分開会

○議長（河野） 御一同に、おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本会議を再開いたします。なお、議場内撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野） これより本日の会議を開きます。

○議長（河野） ただいまより一般質問を行います。それでは、通告順に発言を許します。

○議長（河野） 15番、福家利智子君。

○15番（福家利） はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい。

○議長（河野） なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○15番（福家利） 改めておはようございます。通告に従い、順次一般質問をさせていただきます。

1番、「防災士の活用について」。

昨年8月8日に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震情報）が初めて発令され、防災への備えの重要性が再確認されました。令和7年度施政方針の中に町職員の防災士資格取得100%を目指し、また、研修プログラムを町内で実施する方針が示されています。防災士は地域の共助の担い手でもあります。防災に関する知識、技術を生かした地域での防災訓練を通じて、地域防災力の向上につながります。能登半島地震では、地域の防災士会を中心としたネットワークを活用しながら、情報共有し、発災直後から物資提供や人的支援などを行ったと報告されています。

本町の防災士の資格者は111名です。災害時の防災リーダーとして活躍いただくためのスキルアップ研修を新設し、さらなる知識や技能の向上を図っていくために近々の取り組みが必要です。また、ネットワークを構築し、もっと防災士を活用すべきではないでしょうか。今後の取り組みを町長にお伺いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

防災士は、自助・共助・協働を原則として社会のあらゆる場で防災力を高める活動が期待される知識・技能を有し、さらには、災害発生時には、地域の状況に対応してリーダーシップを發揮し、その活動の中核となることが期待されております。

本町においては、平成28年4月から防災士資格取得補助金交付制度により、地域の防災力向上の要となっていただくため、防災士の普及に努めており、この制度により取

得された方は、本年3月1日現在で38名おり、消防団員を除く一般町民の取得者数は14名あります。活動の状況については、コロナ禍や活動の場が少ないなどにより、低調となっているところであります。行政としても対応が必要と認識をしておるところであります。そのような中で、町職員においても資格取得を勧め、人的確保に努めてまいります。

今後、制度活用により資格を取得された方々との連携を図りつつ、まずは、活動の場を提供するため、町が行う防災イベントなどに参加をいただき、支援をいただきながら防災士の活動の活性化と行政との顔の見える良好な関係を構築してまいります。

また、防災士間の協働性を高めるためにも組織的活動と個々の知識と技能の向上が重要であり、そのためにも、まず、香川県防災士会への参画を勧め、組織的活動によるスキルアップを図り、さらには、町として防災士個々のスキルアップを進めるための研修等に対するサポートを検討してまいります。

さらには、町内在住の防災士の方々にもすそ野を広げてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）明日は3月11日、東日本大震災発生から14年となります。14年が経っても、住民の人たちの悲しみや苦しみは消えることはないと思っております。

先ほど、町長の答弁のご回答の中でサポート研修をしていくというふうなこともあります、本当に災害の発生時には、町の職員も被災者となるという可能性もあります。被害が拡大する中で、住民の避難の誘導や避難所の開設を行うために、地域の防災士の力は本当に欠かせないと私は思っています。

そういう中で、具体的に町長が先ほど、スキルアップしながら、研修も含めてというふうなことを言わわれていますが、資格を取っても本当に継続的に活動ができない、研修を、訓練をしてないから、資格を持っているだけの状態になっています。いざというときに何の役にも立たないっていうのはいけないことだと思っています。

せっかくの防災士の資格を持っているので、これからサポートしていただく、これをいつごろ、どう言った内容か、具体的・スケジュール的な取り組みをはっきりしていただきたいと思っています。

その辺、もう少し詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）福家利智子議員の再質問にお答えをいたします。

町が今後進めてまいりますスキルアップ研修等々につきましての具体的な内容、また時期等についてというところのご質問かと思います。

これにつきましては町長答弁にもございましたけれども、本町の有資格者に対しまして、県の防災士会、こちらの方への参画をまず進めてまいります。そういった中で県の防災士会の中でいろいろ情報共有、また情報交換もしながら、どういった内容の研修、また活動すればいいのかというのも確認をしてまいります。

そういった中で本町といたしましても、時期的なものにつきましては県の防災士会のご指導もいただきながら、今年度中、また研修を計画をしてまいりたいというふうに思っております。その内容につきましては、これも県の防災士会も含めまして、情報交換、情報共有をした中で、内容を詰めてまいりたいというふうに思います。

答弁にもございましたけれども、防災士につきましては、被災時、災害時において避難所における重要なポストにもなっていただくようになろうかと思いますけれども、そういった内容を十分に検討しながら、研修内容についても研究してまいりたいというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上再質問の答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再々質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）防災士が力を発揮するためには、その仕組みっていうのは、やっぱり組織づくり、さらにはスキルアップ、そして行政との連携が本当に不可欠なものだと私は思っています。

そういった中で、町の職員が防災士の資格100%を目指すというふうになってますが、ジェンダー平等も含めて、男性も女性も防災士の資格を取るということを踏まえて、バランスよく資格の研修をしていただきたいと思います。

町の職員の取り組みの資格を取るその順番とか、その年齢とかいろいろあると思いますが、その辺の具体的な資格の取り組みのスケジュールはもう決めていますか。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）再々質問についてでございますけれども、町職員の資格取得に係るスケジュール、またその内容でございますけれども、答弁にございました本町といたしましては職員全員に資格取得を促してまいります。

そういった中で、まず時期的なものにつきましては、これもいわゆる講習会の日程を今調整中ではございますけれども、夏と秋以降で2回、検討してまいりたいというふうに思っております。

そういった中で男女の対応でありますとか、そういう部分につきましては職員の業務等々の関係もございますので、調整していきまして、できるだけバランスよく講習を受けていただくようなスケジュールを持っていきたいと思います。

そういった中で調整をしてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上、再々質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい、2問目。「SNSを媒介した犯罪への対策について」。

全国的に闇バイトによる強盗、詐欺が増加しています。こうした中でSNSを媒介した犯罪への対策を強化していく必要があると思います。

知らないうちに犯行に加担してしまうことのないよう取り組みの強化が求められています。また、被害者にも加害者にもならないように、さらなる防犯意識の向上も必要となります。

SNSを媒介した犯罪の対策の強化について、今日では情報通信技術が高度化し、デジタル化も急速に進むにつれ、様々な社会経済活動がネットを通じて非対面、非接触で行われる状況の中、ネットを利用した犯罪への対処をさらに強化していく必要があります。

たとえば中学校と連携したSNS危険防止研修会を開くなど、どう取り組むか町長にお伺いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

近年のSNSの普及に伴い、様々な犯罪が発生していることが懸念をされているところであります。特に、「闇バイト」と呼ばれる強盗等の犯罪行為や特殊詐欺が増加をしており、自治体としてもその対策が急務となっております。犯罪被害を防止するためには、自分事として捉え、啓発活動を行う必要があると考えております。

町といたしましても、高松西警察署と連携をいたしまして、3月号の広報発送時には、特殊詐欺等の被害防止の啓発ちらしを全戸配布をしたところであります。犯罪被害に対する意識が低い、犯罪の特徴や注意点を知らない、誰にも相談しないということにより、被害にあう可能性が高まるところから、警察と連携をして、犯罪被害防止に向けた広報啓発活動を強化してまいりたいと思います。

また、児童・生徒に対しましては、SNSの利用方法やトラブル回避のための教育を行うことで、犯罪を未然に防ぐことが期待できると考えております。

犯罪被害防止のための教育活動といたしましては、警察署の協力を得て指導いただいておりますが、保護者の協力も不可欠でありますので、PTA総会や家庭教育学級などの機会を捉え、啓発活動を行ってまいります。

そして、犯罪被害に遭った場合や不安を感じた時に相談があった際には、迅速に対応ができるよう、警察など関係機関との連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい。議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず、短時間で高収入や即日即金、ホワイト案件などの言葉に絶対にだまされないような啓発が必要だと思っております。

青少年が闇バイトに加担しないためにも、広報啓発、10代から20代の若年層が一定数を占めていると言われています。そういった中で、先ほど町長の答弁もありましたが、広報啓発していくと。それと中学校の連携、PTAの連携というふうに答弁がありました。

これ以上、子どもたちのために、被害が起こらないために、もう少し早く予防できるように、PTA、さらには学校等のいろんな研修もありますが、教育委員会と連携が必要だと思います。年に何回かしていくことによって、子どもたちも感じることもあると思いますので、そういった連携をとっていただくということが必要だと思いますので、もう少し具体的に答弁をお願いします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）福家議員の再質問にお答えいたします。

中学校が主だと思いますが、小学生においても、スマホ等、使いこなすのが私よりはずつとうまいと、こういうふうに思います。

そういった中で、先ほどありましたようにPTAとか、それからPTA自身もそうですが、子どもたち自身、それから、保護者、教職員についても不適切な使用のないようにということで、年3回ほど各学期ごとに指導しておると、そういう状況でございます。こういうふうに文科省からもちろん通達もありますし、県教委の方からもまいります。わが教育委員会においても、小中学校において、そのような指示を行っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）ありません。

○議長（河野）はい。

○15番（福家利）ありがとうございました。

○議長（河野）以上で、福家君の一般質問を終わります。

○議長（河野）7番、三好東曜君。

○7番（三好東）はい、議長。7番、三好東曜です。

○議長（河野）三好君。

○議長（河野）三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい。それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

○7番（三好東）一問目は「軍人墓地の継続と平和教育はどのようにするか」という質問です。

羽床遺族会で軍人墓地の維持管理が困難になり、羽床遺族会は解散も検討していると言います。もし、解散する事になれば、町は軍人墓地をどう管理していく予定でしょうか。戦後80年が経過しようとしています。戦争遺族も高齢化しています。戦没者遺族も高齢化しています。今後、町内の他の軍人墓地も維持管理をする後継者の問題が出てくると思いますが、町の考え方を問います。

私は鹿児島県の知覧にある特攻平和会館や、沖縄、広島原爆資料館、パプアニューギニアのラバウルにある戦没者墓地や戦跡の数々に墓参し太平洋戦争の悲惨さを学びました。戦没者はふるさと、そして祖国を守る為に命を捧げました。彼らの屍の上に私たちは現在の生活があり、彼らが誰一人欠けたとしても同じ日本はなかつたでしょう。私達はお互いに影響し合い関わりの中で生きているからです。

その様な戦没者を大切に扱い、戦争が二度と起きないように子ども達を賢く育て、またどうして戦争がダメで、どのようにして戦争が起きたのかと言う歴史を正しく多様な視点から伝えていく「平和な世界を築く為の戦争歴史教育」も大変重要だと思います。

以上の事から8点お聞きします。

- 1、羽床遺族会が解散すれば軍人墓地を町はどう管理するのか。
 - 2、将来的に戦没者遺族が全て亡くなった後にどの様に軍人墓地を町は管理していくのか。案はあるのか。
 - 3、陶小学校の隣に戦没者の墓跡があるがどの様に教育に役立てているのか。
 - 4、現在、町内では児童、及び生徒にどのような「平和な世界を築く為の戦争歴史教育」を行なっているのか。児童及び生徒は綾川町及び各校区にそれぞれ戦没者がいる事を知っているのか。
 - 5、戦没者の名前を刻んだ石碑などの追悼施設を地元小学校の敷地内に移設し、「平和な世界を築く為の戦争歴史教育」に役立ててはどうか。全国的にも複数の例があり羽床軍人墓地の慰靈碑や鳥居、狛犬も元々は羽床小学校にあったものであるが。
 - 6、羽床墓園に慰靈碑の移設はできないのか。
 - 7、総務省がHPで追悼施設一覧を掲載しているが、香川県は高松の六角堂しか掲載されていない。掲載を頼めばしてくれるそうだが掲載をしないのか。
 - 8、綾川町の戦没者に関する情報を纏めた資料を町は保有しているのか。デジタルアーカイブはあるのか。また、それは町民が閲覧可能なのか。遺族への聞き取りを行なった経緯はあるのか。もし、無いのなら作らないのか。
- 我が国を守って散っていった若い命にどうぞ敬意のあるご回答をよろしくお願いいいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

令和5年12月定例会の一般質問でお答えをしたとおりで、軍人墓地の管理については、各遺族が行うべきものと考えております。つきましては、遺族会解散後の軍人墓地の管理については、遺族会で検討いただきたい、そのように考えております。

次に、2点目の質問ですが、軍人墓地を町で管理することは、考えておりません。将来における、軍人墓地の在り方については、各遺族会でご検討いただきたいと考えております。

次に、3点目のご質問ですが、陶小学校の隣の戦没者の墓跡につきましては、学校授業において特に利用はしておりません。

次に、4点目の質問ですが、平和な世界を築く為の戦争歴史教育につきましては、町主催の戦没者追悼式に綾川中学校生徒が職場体験の一環として参加をしたり、式典の中で作文を朗読しており、また社会科、道徳の授業等における歴史及び平和学習を通して段階的に理解していると認識をしております。さらに、広島平和学習など校外学習等により現地で学ぶ機会も確保しております、児童生徒は今後とも学習指導要領に則り、適切な指導に心がけてまいります。

次に、5点目のご質問ですが、先ほど申し上げたとおり、軍人墓地の管理は各遺族が行うべきものであり、地元小学校の敷地への移設は、考えておりません。また、羽床軍人墓地の慰靈碑や鳥居、狛犬が過去に羽床小学校にあったという事実は現時点では確認できておりません。

次に、6点目のご質問ですが、町営墓地の利用に関しましては、祖先代々の供養をする墓であり、住民基本台帳法に基づく世帯が利用対象でありますので、慰靈碑の町営墓地への移設はできません。

次に、7点目のご質問ですが、現在、総務省のホームページに掲載されております追悼施設は、地区の軍人墓地のような規模の小さい施設ではありませんでした。現時点での掲載は考えておりませんが、今後、全国の市町村の動向をみながら、掲載の有無を研究してまいりたいと思います。

次に、8点目の質問ですが、綾川町の戦没者に関する情報を纏めた資料は町史に掲載されております。しかしながら、これは綾南地区に関してのみで、綾上地区にはありません。綾南は町史で閲覧できるようになっております。町は保有しておらず、デジタルアーカイブもありません。今後、作成する予定もありません。

町におきましては、遺族の高齢化に伴い遺族会に代わって、戦没者追悼式を開催しており、戦没者に対する尊崇の念を表すことで、戦争の体験と記憶を風化させることなく命の尊さや平和の大切さを後世に語り継ぐことが重要な責務であると、そのように考

えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁には、数々の矛盾点が含まれてると思うんですが、まず羽床の町営墓地は官地であり町保有の土地であります。これを遺族会ですべて責任を持ってやるということは、そもそも最終的な責任問題は町にありますので、これを検討すると遺族会ですべて責任を負うということはできないものかなというふうに考えております。このところをもう一度教えて欲しいです。

そこも踏まえて、なぜこの利用をしていないのか、この3番目の質問に対して、利用していない理由があれば教えてください。

5番目の質問、軍人墓地の管理は、遺族がやって地元小学校の移設は考えてない。もともとあったのは確認できていない。これ地元の方から言われてることですので、地元の方にぜひ聞き込みをして確認を取っていただけますでしょうか。

6番、町営墓地の移設ができないのは、どういう条例によってそれができないのか教えてください。

7番目、これ私総務省に確認取ったものなので、掲載して欲しければ掲載してくれるというふうに言われてましたので、規模小さい大きいは問題ではないと思います。なぜ検討しないのでしょうか。これを教えてください。

8番目、綾南町のみしか保有していない、綾上町にも当然戦没者っていうのはいらっしゃるということで、なぜ、今後、その保有していないものをまとめて作成する予定もないのでしょうか。

さらに、戦没者ことを後世に語り継ぐっていうふうに言われてるんですが、デジタルアーカイブもまとめる気もないのにどうやってそれを、後世に語り継げるんですか。こここの矛盾点について教えてください。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。町営墓地とおっしゃられたのは多分羽床墓地のことですね。

○7番（三好東）軍人墓地ですね。

○健康福祉課長（土肥）軍人墓地が町有地で町営という、おっしゃられ方したんですが。

○7番（三好東）町営とは言ってません。町有地であると言っています。

○健康福祉課長（土肥）町有地であるというのは、これは以前から、旧綾南町におきましては、いろんな私有地が残っているということで権利を主張されては困るというところで、町有地にするという、そういう流れがございました。

おそらくですがこれも古くてわからない情報なんですが、いろんな公園とか、そういうものも含めて一応町有地であり、その受益者が管理するという流れになっております。

ですので、この町有地であるっていうことが、要は、個人の権利に侵害されないということの目的であるというふうに認識しております。

5番目の、小学校敷地内に移設という話の内容ですが、これについてはもともとあつたものと、地元の方がおっしゃっているという話ではありますが、実際にそういった、ちょっと文献とかそういったものを探すことができませんでした。一応これは確認できておりません。

○7番（三好東）それを確認するかどうか、確認しないのかという質問でした。

○健康福祉課長（土肥）確認しても、確認するものがないので、確認できないということです。

○7番（三好東）地元の方が証言…。

○議長（河野）まず答弁を聞いてから発言してください。答弁中です。

○健康福祉課長（土肥）それから7番目の掲載については、これはもちろん掲載というこの答弁の通りで、全体的なそういう流れの中でやっていくということで、一応この流れについては、遺族会がすべて名簿所持しているというふうに認識しておりますので、そこで遺族会の方に頼めば、閲覧できるというふうに思っております。ですので、この掲載ということは、依頼の方は考えておりません。

8番のご質問と同じような経緯、内容で、遺族会がそういうものを持っております。で、これは旧町時代に綾南町の町史に、名簿を載せたということで、旧の町の考え方でそういったことを行っていますということで、最終的にそういう内容については、遺族会が持っていることで遺族会に、照会をかけるということで、事が足りると思っておりますので、こういうアーカイブ等を作ることは考えておりません。

以上答弁とさせていただきます。

○住民生活課長（緒方）議長。

○議長（河野）緒方住民生活課長。

○住民生活課長（緒方）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。6点目のところです。条例のところで決まっているところがあればというご質問だったかと思いますが、今の条例の定義では、墓所は墳墓を設けるために区画された1区画ということで、こちらの方にはお骨を収める場所ということを定義づけています。

また資格の方は、町の指定する区画として原則として1世帯1区画と、先ほど町長が答弁で述べた通り、住民基本台帳法に基づく世帯が利用対象でありますので、慰靈碑は、対象外だと思います。

以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）はい。十分な答弁はいただけないと思うんですが、まずこの町有地でないか町有地であるか、権利を主張されても困る、町有地のような感じである、これはつきりしていただけないでしょうか。これ、ちょっとよくわからなかつたですね、答弁自体が。これがもう全然わからないので、もう対処のしようがなくなるんじやないでしょうか。

もともとあったものの文献がないならなぜ、地域の方に聞くっていう手段を取らないんでしょうか。これも職務怠慢ではないですか。

掲載、流れの中でやっていく、遺族会が名簿を持っていてこれ、戦没者の慰霊碑の全国の話をしてるんで、町内で研修されるっていうんじゃなくて全国の人対象ですよ。もうこれもう見当違いでもうちょっとびっくりします。

旧の町の遺族会に照会をという、これなぜ遺族会に照会をしないといけないところを、ワンクッシュン置くんですか。皆さんができるように、町民の人ができるように、全国の人ができるように、これ日本全国で日本全国の人が戦ったという戦跡なんですよ。

なぜ、町内だけで完結しようとするのか。しかもそれを隠すようなことをするのか、これは全然わからないです。

私からは、これはできるだけ透明に、全国に向けて発信していただいて、命をそこで散らしていった人たちに敬意を向けて、二度とこの戦争が繰り返されないように子どもたちに伝えていく。このためにどうするかという議論なのに、なぜ町の中だけで考えるんですか。綾川町、綾南町、綾上町。町だけで戦争したわけではないですよ。

もう一度、真摯なご答弁をお願いします。

○議長（河野）土肥課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再々質問にお答えいたします。

先の戦争で亡くなられた方には大変ご冥福をお祈りするところと感謝の念を申し上げるところはもう、これはそういったところでございますが、この遺族会と接しましても、それぞれの温度差がありまして、この羽床遺族会以外のその遺族会に関しましても、かなり違った見解がございます。その中で、羽床のみという話とはまた別でございます。ですから全体の意見を聞きながらまた研究させていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）三好君の2問目の質問を許します。

○7番（三好東）二番目の質問に移らせていただきます。

「ワクチン後遺症改善プログラムについて」。

現在、日本国では謎の日本人大量死が起きています。ちょうど新型コロナワクチンの接種を境に70万人とも言われる国民の超過死亡が数えられ、国会でも原口一博衆議院

議員が質問をしている所ですが、原因は新型コロナワクチンの接種によるものでは無いかと強い疑いがかけられています。

私の生徒の母親も 2024 年の 6 月に心臓の血管が詰まる心筋梗塞で 50 歳で急逝したとつい 15 日ほど前に報告を受け愕然としている所です。3 人家族でお父さんと息子さんはお母さんが絶対に打つなと止めたので新型コロナワクチンは接種してなかったのですが、お母さんは学童保育で勤めていたために同調圧力で 2 回職域接種をしたそうです。

お母さんに病歴はなく、健康そのものだったそうです。亡くなる前日に扁桃腺が腫れ、翌日に気づいた時には事切れていたそうです。息子さんは一人息子で今年大学を卒業され、大学院に進学されます。本来だったらその息子さんの成長した晴れ姿を一番楽しみにしていたのはお母さんだったでしょう。

私も悲しくて悲しくて、ああ、守れなかったと暗く冷たい谷底を裸足で薄ごろもで吹雪に晒されながら歩くような、そういう気持ちです。謹んでご冥福をお祈りいたします。

私の周りではワクチンが原因であると推測される体調不良、免疫低下、死亡報告が多く報告があり、両手の指では数えきれない程です。

町長は私達がワクチン接種のリスクについて指摘し、推進をやめる様に進言した時にはっきり何かあれば責任はとるとおっしゃられていますので、これ以上ワクチン後遺症や急死で悲しむ人が無い様にワクチン後遺症改善プログラムを立ち上げ、町民に勧めていただけますようにお願い申し上げます。

アメリカがmRNAコロナワクチンの使用を全面禁止しました。推進した責任者達をこれから責任追及していくようあります。新型コロナワクチン薬害は明らかです。一般社団法人ワクチン問題研究会では臨床研究を進めており、治療方法の確立を進めています。2025年2月18日には査読付き専門学術誌「Nutrition」に臨床研究の発案者で業務執行理事の児玉慎一郎先生の論文がオンライン公開されました。クラウドファンディングも成功し、研究は進んでいっています。

町長は至急ワクチン後遺症改善プログラムを先進自治体の大坂府泉大津市に習い進めていただけますようにお願い申し上げます。

大阪府泉大津市では以前も申しました通り、新型コロナウイルス感染後やワクチン接種後の長引く不調や副反応に悩む市民を対象に、症状の緩和や改善を目指す「新型コロナ・ワクチン後遺症改善プログラム」を実施しています。

対象者は泉大津市民で、新型コロナ感染後遺症やワクチン接種後の持続的な副反応に悩まれている方です。内容は西洋医学に加え、代替療法など自己治癒力を高めるためのプログラムを提供しています。具体的な取り組みとして、ヨガ呼吸法や鍼灸、高濃度水素吸入などを組み合わせ、心身のバランスを整えることを目指しています。

また、泉大津市ではこれらの症状でお悩みの方に向けて、医師によるオンライン相談も実施しています。対象者は新型コロナウイルスの後遺症やワクチンの副反応などで

お悩みの方です。内容はパソコンやスマートフォンを通じて、医師に相談が可能です。

これらの取り組みは、市民の健康と生活の質の向上を目的としており、個々の症状や状態に合わせたサポートを提供しています。なお、泉大津市においては、ワクチン接種後の副反応が続く場合、かかりつけ医や接種を受けた医療機関、または大阪府のコロナワクチン副反応相談窓口に相談することが推奨されています。

町長、松井教育長、土肥健康福祉課長は迅速に対応をお願いいたします。接種後 10 ~15 年間は死亡・副反応のリスクが高まるのではないかと言われています。しかしながら中長期的なリスクは未だ未知数です。リスクに備えて下さい。そして、今苦しんでいる方々やご遺族に手を差し伸べて下さい。

それがワクチン接種を強力に推進した自治体の首長の責任だと思います。松井教育長におきましては、これは教育長最後の責任ある仕事だと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種により何らかの副反応が発生し、長期間改善しない症例があるということは承知しております。原因がわからず長期にわたり対症療法を継続しなければいけないということもあるようあります。

町は、ワクチンの副反応による健康被害については、国の救済制度の内容を、ワクチン接種前はもとより、町ホームページでも周知を行ってまいりました。町がワクチンによる副反応の疑いがある相談を受けた場合はかかりつけ医など、医療機関の受診をお勧めしております。そして健康被害救済制度の案内をしております。

泉大津市のワクチン後遺症改善プログラム、これは先進的でよい取り組みであるとは思いますが、現在のところ綾川町では同様の施策を実施する予定はありません。

三好議員は町の責任とおっしゃいますが、ワクチン接種による感染・重症化予防効果が期待できるという治験の結果や、ワクチン接種のひろがり、免疫獲得、ウイルス自体の弱毒化の複合的効果により、新型コロナウイルスによる致死率は 98%以上低下し、季節性インフルエンザによる致死率に近づいたという研究成果や、コロナウイルスワクチンの接種により、コロナウイルス感染による後遺症が軽くなる可能性があるとの研究結果などからわかるようなワクチンの功績も当然にあります。100%安全なワクチンは存在しません。どんなワクチンにも何らかの副反応は存在します。以前より何度もお答えをしておりますように、町はワクチン接種によるベネフィット、及びリスクを接種希望者に事前に説明し、接種希望者が接種できる環境を整備し、ワクチン接種による健康被害が発生した場合は救済制度につなげる、ということで責任は果たしていると考えます。

質問の中にアメリカがコロナワクチンの使用を全面禁止にしたとの内容がありました。そのような事実はありません。トランプ大統領が新型コロナワクチンの接種を義務付けている学校に対し、連邦資金を支払わないとする大統領令に署名したことや、2月13日にワクチン懐疑派がアメリカの厚生局長に就任したことを受け、インターネット上で様々な憶測が飛び交っているものと思われます。調べてもらえば、その情報が正しいかどうかがわかると思いますので、ご自身の発言、これには責任を持っていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）再質問させていただきます。

国の救済制度の内容っていうのは、まずはこれは後遺症が出た場合の救済制度で、お金が支払われるものであります。

リスクがあつてリスクを周知したというふうに言われるんですけれども、リスクの周知が不十分じゃないかということで再度再度、何回も毎回の議会で質問をさせていただいております。ですので、周知をしてきたと言ってもそのリスクについて町は町民に十分に説明したというふうにはとらえられません。

で、かかりつけ医はこの未知のワクチン後遺症ということに対しての知見を持ち合わせていないので、かかりつけ医では対処できなくてたらいまわしにされるっていう事案がほとんどだということが報告が上がっておられます。

ですので、このかかりつけ医を勧めているっていうこと自体が、医学的見地からいうと遅れた行動なのかなというふうに思います。

泉大津市のこの改善プログラムは、2023年にクラウドファンディングをしまして、全国に広める準備があると、それによって改善された方が多数いらっしゃると、そういう結果も出ております。ぜひ、しないというふうに、今、決定するのではなくて、泉大津市に研修に行くとか、もっと調べるだとか、そういうことをしていただけないかなと思います。

アメリカ、全面禁止したという事実はないということですが、連邦資金を停止し、これ、いろいろ情報が飛び交っている中で、私も間違った情報をここで言ってしまったのかもしれません。これからこのワクチン行政、どんどん変わっていくと思うので、ぜひ情報取っていっていただけたらと思います。

この泉大津市を参考にして、調べることをするかしないのか。今後も継続してこのワクチンのリスクベネフィットに対しての研究を続けるのか続けないのか、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。

かかりつけ医の知見がないということで、たらいまわしにされるというご発言もありましたが、かかりつけ医がその方の状況、十分知つておると思われます。

ですので、そのかかりつけ医からその情報を発信して、例えば対応できないなら大病院へ紹介すると、そういった一連の流れが今までにもあります。そういったことをこれからも続けていっていただきたいというふうに思っております。

それと泉大津市の改善プログラム、これにつきましても、私も厚労省とか、そういうところを探してみましたが、ちょっと見当たらなかつてですね、この1自治体のみやっているような状況で、大変情報不足ということで今のところ予定がないというところでございます。

今後またそういった情報がいろいろ集まりました時点では、その時点でまた考えたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○7番（三好東）はい。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）ご答弁ありがとうございます。

ただ、これ、かかりつけ医に話して大病院に送られても、このワクチン後遺症、コロナ後遺症、もしくはその複合の接種後、コロナにかかって、ワクチン後遺症になったと。そのコロナ後遺症、いろんなパターンがあるんですけど、これ、新しい症例として挙げられてて皆さん困っている状態なんですよ。

知見がないのは当たり前で、先進自治体が1つの自治体でもあって結果を出しているのなら、なぜそこに直接問い合わせて、被害者救済に当たらないんですか。

ご答弁いただけますようお願いします。

○議長（河野）土肥君。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再々質問にお答えします。

この後遺症が新しい症例になっているというところでございますが、そういったものにつきましても、こちらで情報が入手できましたらそれに対する問い合わせ等ができると思うんですが、こちらの方には国の方からもそういった正しい情報が入ってきておりません。

泉大津市の方が先進地的にやられているという情報も、ホームページのみでしかこちらは拝見できてないので、その確認をした上で、また、その辺の判断をさしていただきたいというふうに思います。

○7番（三好東）確認よろしくお願いします。答弁前に確認してください。

○議長（河野）三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい。

○7番（三好東）確認してから答弁をしてください。話にならないんで。

三番目の質問に移らせていただきます。「学校給食の素材は本物か」。

綾川町の学校給食についてお尋ねいたします。

綾川町のこども園、小学校、中学校の学校給食は本物の食材を使っているのでしょうか。天然食材や有機食材は何を使用していますか。

砂糖はミネラルを多く含む粗糖がのぞましいのですが、白砂糖を使っていませんか。白砂糖は純粋な化学式で書けるまで精製されており、ミネラルを含みません。食べると元の粗糖の形に戻ろうとし身体のミネラルを奪ってしまうのではないかと言われています。

また、薬物の中では中毒性があると言われており、接種するとシュガーハイと言われる情緒不安定になる症状が出ると指摘する食育専門家もいます。

塩は天日塩が血液と同じミネラルバランスになるので望ましいのですが、どのような塩を使っていますか。

醤油は本醸造で遺伝子組み換えで無い大豆と天日塩を使用した地元のものが望ましいと思いますが、どのようなものを使っているでしょうか。

酢は遺伝子組み換えで作られた穀物で醸造された酢を使っていませんでしょうか。

味噌などの発酵食品にも遺伝子組み換え大豆や輸入小麦が使われていませんか。輸入遺伝子組み換え大豆はベトナム戦争で使われた枯葉剤と類似の成分を使ったグリホサート耐性の大豆です。枯葉剤をかけても大豆だけ枯れずに残りますが、グリホサートの残留農薬が検出されます。グリホサートは欧州では発癌性が指摘され規制されている農薬で、IARC（国際がん研究機関）で「発ガン性の可能性がある（2A）」と分類されています。ダウン症、アトピー性皮膚炎、癌、水頭症、発達障害、知能低下、遺伝子異常による奇形など様々な症状との関連が疑われています。また、アメリカ産のメガファーマーが生産する小麦などは小麦収穫前にグリホサートを散布して立ち枯れさせ、乾燥の手間を省く事に使用されています。さらに輸入大豆や穀物は防カビ剤を輸送時に振りかけるのでポストハーベスト農薬の問題も指摘され、動物の飼料に使用すると多くの奇形が生まれる報告があります。

どのような味噌や豆腐を使っていますでしょうか。

出汁等に化学調味料を使用していませんか。化学調味料は味覚形成期の10歳までに形成される児童の味覚の形成に必要な本物を食べる経験の機会を奪うだけでなく、人体の組成に必要なミネラルを含みません。そして味覚だけは美味しいと感じますが、身体には本来得られるミネラルを得られないでミネラル欠乏になってしまいます。

肉はどうでしょうか。安いアメリカ産牛肉やオーストラリア産牛肉、ブラジル産鶏肉などを使用していないでしょうか。これらはエストロゲンなどの成長促進ホルモンを添加して早く成長させたり不自然に太らせたりしており、生物濃縮による影響が懸念されています。発癌性が懸念されており、過度の成長促進効果が動物と同じように人間にも現れ、女児の初潮を早めているのではないかなど、健康への影響が懸念されています。EUではホルモン使用牛肉の輸入を禁止しています。

日本は約 400 もの食品添加物が認可され他国と比較しても多く、認可数は世界一とも言われています。添加物単体での安全性は確認されたのかもしれません、複数の添加物を食べた時の安全性は確認されておらず、複合汚染が懸念され今も研究されています。

和食の割合はどのくらいになっていますでしょうか。

牛乳が給食に付いてくる割合はどのくらいでしょうか。

地元産食材の割合はどのくらいでしょうか。

有機食材は使用しているのでしょうか。

健康の為には学校給食はできるだけ地元の食材で有機無農薬栽培が望ましいと言えます。さらに、味覚の形成と食文化の保存の為には伝統的な発酵食品や旬のお野菜を使った和食で全体食が望ましいと言えます。また、ミネラルバランスには特に気を配る必要があり、学業にも影響します。

綱引き大会の景品や学童のおやつなど、町が関係しているこどもに配る食べ物も学校給食に準じた自然食のおやつが望ましいと言えます。

学校給食と食育の現状について以上の懸念点を全て踏まえた上でお答えいただけますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

食材の利用につきましては、砂糖は、白砂糖の使用割合が 6 割程度となっております。塩は天日塩ではありません。醤油は、県内工場による本醸造で、遺伝子組み換えの材料はではありません。穀物酢は不分別のものを使用しております。味噌は地元加工業者で、原材料の大豆は中国産で、豆腐は地元加工業者で、原材料の大豆はアメリカ、カナダ産です。出汁は、和食については自然由来でだし昆布、だしがつおは国産のもの、だし煮干しは県内産のものを使用し、その日に煮だしております。洋食で使用するコンソメ、中華スープについては、粉末のものを使用しております。

肉は、牛肉が北海道産、豚肉が綾川町産か県内産、鶏肉が県内産と全部国産であります。次に、和食の割合は、週 5 回中、平均 3.5 回です。牛乳は、毎日つきます。地元産食材の割合は、金額ベースでありますが、約 83% となっております。

有機食材については、安定供給や調理員の作業的な問題、価格の問題等の問題があり、今のところ実施には至っておりません。

「食品」としては安全性を確保するために「食品衛生法」及び「食品安全基本法」、これに準ずるもので生産流通されており、青果物、肉、魚などの生鮮食品についても様々な検査がされており、綾川町でも食材検査を実施しております。今後とも安心安全な給食を提供するため、食材選定を慎重に行っていきます。

以上です。答弁といたします。

○議長（河野） これで、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東） ありがとうございました。

○議長（河野） ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時34分

再開 午前 10時45分

○議長（河野） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野） 13番、井上博道君。

○13番（井上） はい、井上です。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「新型コロナ及びワクチン問題の総括について」。

私は令和3年（2021年）3月に「新型コロナ対応と関連情報に対する本町見解」、同年6月には「新型コロナ・ワクチン関連の本町所見」について一般質問をしました。

令和3年3月の質問前文要旨は「新型コロナ報道は、偏向、扇動、虚偽内容を含む場合がある。専門家のコロナやワクチンに対する見解も分かれる。町民がコロナとワクチン情報を正しく知り、正しく恐れ、選択を間違えないよう、本町のコロナ対応と見解を問う」でした。

個別質問要旨は「遺伝子レベルでの問題が懸念されるワクチン接種は人体実験のようなものである、との指摘もある。接種は任意であり、同調圧力がかからないようにすべきである。PCR検査陽性者イコール感染者ではない。PCR検査をやり続けた場合、コロナ騒動はいつまで経っても収束しない。PCR検査陽性者を感染者として虚偽報道するのは問題である。『PCR検査陽性』と『感染』と『発症』は違うが、指摘する人は少なく、質の悪い報道が多い。人類がかつて接種されたことがないmRNAワクチンは遺伝子異常等、何が起きるか分からない。安全性が未確立のワクチンは打ってはいけない」でした。

令和3年6月の質問前文要旨は「ファイザー・ワクチン」が真に安全で、短・長期的副作用も無く、真に有効ならば良いのだが、私は不安を覚える。ワクチンの安全性や有効性がほとんど話題にならないことに恐ろしさを感じる。菅政権の五輪強行に伴い、ワクチンを早く打つのが当然で正しいような風潮が全国を覆い、各地方自治体がワクチン接種を競っているような状況の中、テレビや新聞の偏向、誘導、扇動等に気を付ける必要がある。町民が、コロナ・ワクチン情報を正しく知り、正しく恐れ、取り返しが

つかなくなるようなことが無いよう、基本的所見を問う」でした。

個別質問要旨は「ファイザー・ワクチンは長期安定性等の情報がほとんど無く、現在は治験を通して情報を収集中であることを町民に周知しているか。安全な物であると誤認している町民もいるが、対策は。厚生労働省事務連絡は、心臓病、癌等、死因が何であれ、PCR陽性の死亡者は全てコロナ死に計上するように指示していると読める。

『コロナは恐ろしい』という恐怖心をさらに煽り、国民へのワクチン接種に誘導するものの、ワクチンで死亡してもワクチンが原因ではないとの流れは良くない。ワクチンを打っても打たなくても、99%以上は感染しないというデータもある。

ワクチン効果 95%の数字が一人歩きしないよう、町民に周知する必要がある。6月18日時点で、ワクチン接種後、表に出ているだけでも355人が死亡。テレビも新聞もネットも情報が玉石混交だが、町の見解をホームページ等に載せることが必要だと思う」でした。これらの質問に対する本町の回答を一言で要約すると、「国の指示により、ワクチンを接種している」であり、一步踏み込んだ、血の通った独自な回答には程遠いものであったと思います。

法律の世界では「悪法も法なり。無法状態よりは悪法に従う方がまだました。秩序を維持するためには、やはり、どんな法であれ、法に従うべきだ」と言われます。町長以下、本町職員も個人的には色々と考える所（私見）もあると思いますが、国や上級官庁から法律・政令・省令・通達等で指示があると、押し付け感や疑義等があるとしても従わざるをえない立場であることも、私は理解しているつもりです。その上で、新型コロナ及びワクチン問題について、常体で失礼ですが、以下の3点に対する本町の見解を伺います。

- 1、新型コロナ・ワクチンの最大の問題点は、「政府とオールドメディア（テレビ・新聞）の強権的対応」、「科学的、専門的な議論の不足」、「医療倫理問題」、「接種リスクとベネフィットとの不均衡」にあったと思われる。本来、接種は個人の自由な選択であるべきなのに、社会的圧力（同調圧力）が強すぎた。副反応のリスクが十分に周知されず、慎重な議論ができなかった。ワクチンの限界（感染予防効果の低さ、免疫持続期間の短さ）が見えて、軌道修正が遅れた等が問題だったと思われる。今後の教訓として、ワクチン接種の自主性の尊重、透明性の高い情報提供、副反応被害者への適切な補償等が重要と思う。今後も長く続く事が予想されるワクチン被害問題を本町はどういう認識し、総括しているのか。
- 2、WHOの不透明さや迷走等もさることながら、今後、新たなパンデミックが発生した場合に備え、透明性のある科学的議論、個人の選択権の尊重、副反応被害者への適切な対応・補償を考慮した政策が、国や地方自治体に求められる。中でも、浮き彫りになったオールドメディアとニューメディア（SNS等）との情報乖離、接種者と非接種者との社会的分断、ワクチン被害関連話題のタブー化等について、地方自治体なりにどのように認識し、総括しているのか。
- 3、本町内でも年々、救急車のサイレン音をよく耳にするようになり、計報に接する機会

も多くなつた。ワクチン接種と死亡の因果関係立証はなかなか困難な面もあるが、参考までに、令和元年（2019年）から令和6年（2024年）までの、それぞれの年間死亡者数及び救急車出動回数はどれ位か。本町厚生行政として、結果をどのように捉え、分析しているのか。

新型コロナ及びワクチン問題について、本町はどのように認識し、総括しているのかをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

1点目のワクチンの被害についてですが、町で研究機関等を持ち、研究結果を分析できるのであればやり方も変わるのでないかと思いますが、現状ではそのようなことは不可能ということでありまして、これまで通り国が示す方針に従い、国の研究機関の成果においてのワクチンのベネフィット及びリスクを接種希望者に説明し、健康被害が発生した場合は速やかに国の救済制度につなぐ、という業務を遂行していくことが町の責務であると考えております。

2点目のメディア間の情報乖離、接種者と非接種者との社会的分断、ワクチン被害関連話題のタブー化でありますと、特にインターネット、SNS上では根拠のない間違った情報が多く出回っており、そのようなデマに惑わされることのないよう啓発を行うとともに、町は常に正しい情報を発信していくかなければならないと感じております。また、ワクチン接種を決して強制することが無いよう啓発を十分行い、ワクチン被害関連話題のタブー化を感じたことはありませんが、健康被害を受けた場合の救済制度については十分に周知し、申請があれば速やかに国に進達をする、というこれまでと同様の、被害を受けた方に寄り添った対応に努めてまいります。

3点目の年間死亡者数と救急車出動回数でありますと、それぞれ令和元年は死亡者358人・出動回数778回、令和2年は死亡者328人・出動回数1,090回、令和3年は死亡者368人・出動回数1,030回、令和4年は死亡者373人・出動回数1,226回、令和5年は死亡者365人・出動回数1,311回、令和6年は死亡者382人・出動回数1,316回でした。死亡者数、救急車出動回数ともに増加傾向にありますが、ワクチン接種との関連性を分析、推測するのは困難と思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○13番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） はい。

○13番（井上） 順番多少前後するかもわかりませんけども、先ほどの答弁の1つの中

に、SNSには根拠のないデマが多いというような答弁がありましたが、私の質問にもちょっとと書いてますけども、オールドメディアと言われるテレビ、新聞、そしてニューメディアと言われるSNS等、それはそれいろいろ情報だったり、玉石混交と表現させてもらっていますけども、テレビ・新聞が必ずしも正しいとは限りませんし、あえて自分たちの都合の悪い情報は、直さないというのはこれ、今の始まったことじゃないですけども、特にコロナとかワクチン関連では、このような傾向は非常に多いと、オールドメディアにおいては思います。

これについてどう思うかというのと、あとSNSも、それは当然、これも玉石混交でありますて、本当に個人が根拠もなく、勝手に、こんなことを書いたり言ったりしていいのかというような情報もありますが、片や、例えば、厚生労働省とか首相官邸とか、それも公式のホームページとかインスタとかいろいろあるわけですけども、デマが多いと言うたら国の省庁とかそういうのはデマもあるんかというふうにとらえる人もおりますんで、ひとくくりにSNSがデマが多いと、オールドメディア、従来からの媒体であるテレビ・新聞はデマが多くない、真実であると、全面的に信用してよろしいということでは決してないんですけども、この辺の認識をどのようにとらえているかというのをちょっと改めて確認をさせていただきたい。

いうのと、年間死亡者数と救急車の出動回数を先ほどお伺いしましたが、確かにさつき町長が言われたように、増加傾向にあると、これ見ても、そういうのとらえられますけども、確かに特に統計学的に、ワクチン、コロナと、救急車出動回数と死亡の間に因果関係があるかといったらこれはなかなか難しいんですけども、反対に、別の言い方をすれば、難しいところをねらって、まだ安全性が完璧ではない、よくわけのわからんとこがある、そういうものを、もうすでに打ってしまったというのもありますんで、この辺もう少しちょっと掘り下げて回答をお願いをしたいと思います。

3点目、これ最後ですけど、本件に限らず、国の方も今いろんな問題がありますて、ちょっと外れますけども、裏金問題、外人ばかり優遇するとか、財務省解体デモ、いろいろありますけども、やっぱり政治と利権というのは、これは地方行政に限らず、地方行政も甚だ疑われるところですけども、本町においても、そういうことで利権がらみやその他、天網恢恢、町民は見てないようでちゃんと見てますので、天網恢恢ではありませんけども、より透明性のある行政をお願いいたしたいと思いますが、これは3番目は要望ですけども、先ほど2点はちょっと改めて回答よろしくお願いします。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） はい。

○健康福祉課長（土肥） 井上議員の再質問にお答えいたします。

オールドメディア、新聞・テレビに対する認識というところでございますが、これにつきましては、こちらの知りたい情報、国とか、そういったところの発表、そういった報道に対して、こちらは受けた上での国からの通知、それも合わせていろんな情報を得ようとしてございます。SNSにつきましては、個人の見解とかフェイクとか、数々の

ものが多く、判断しづらいというところがございます。

ですので、オールドメディアとおっしゃられるその新聞・テレビ、それと併せて国的情報から、こちらの正しい情報というのを得ているというところでございます。

それから、2つ目の死亡者数と、それから救急車出動回数との関係性でございますけれども、一応これだけで先ほど町長が申し上げたような判断ができないと、困難であるというところでございます。

実際にこれについて数が増えている、コロナの関連とかいうところが、少しあかりづらいというところがございます。この点ご理解いただいたらというふうに思います。

私の方からの答弁は以上です。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） コロナの話ではないと思いますが、行政は、透明性を持ってやってくれよということで、それを心がけて行政運営をしておるということで、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○13番（井上） はい。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） しつこいようですが、もう1回だけお尋ねしますけども、先ほどの答弁で、接種者と非接種者との社会的分断、また、ワクチン被害関連話題のタブー化等について、あまり感じたことはないというような答弁だったと思いますけども、私もいろんな人と話はしてるんですけども、社会的分断、ワクチン云々がタブー化しとるというのは私は肌感覚で痛切に感じるんですけども、執行部の中で担当課長も含めまして、ほんまに社会的分断ないしタブー化はまだいっとらんだろうと、ほんまにほとんどの執行部の責任者はそういうのを思ってるんでしょうかね。

これは肌感覚として、社会的分断かなりあると思いますし、タブー化も、「あれは打ったるぞ、あの人は5回やったぞ、6回やったぞ」いうて、そういうのがね、表立たらそう言いにくいというふうな雰囲気っていうかね、日本はやっぱり横並び社会で、目立つことを嫌う、出る杭は打たれる。

大人しくしてみんなが言うことは後からついていったら間違いないよという風潮が強いですけども、ほんまにこういうこと、分断化とか、タブー化について全く感じないんでしょうか。町長か健康福祉課長、参考までにお聞かせください。

○議長（河野） 土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥） 井上議員の再々質問にお答えします。

接種者、非接種者の分断というところですが、これは町は最初、コロナが流行り始め

たときからかなり皆さんが恐怖感をお持ちだったと思いますが、そのころから広報無線、それから広報等で、コロナに対するそういう啓発、コロナハラスメントが起こってはいけないということで行ってまいりました。

今でもその体制は変わらず、そういった分断というふうな感じることはございません。今後も、そういった流れで進めていきたいというふうに思っておりますんで、ご理解いただいたらと思います。以上です。

○議長（河野）以上で、井上君の一般質問を終わります。

○13番（井上）はい、ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○議長（河野）10番、西村宣之君。

○10番（西村）議長10番、西村宣之。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）通告に従い、一般質問をいたします。

「避難所運営マニュアルを地区別に」。

阪神淡路大震災より30年が経過し、2011年には北日本大震災の発生により2万2千余の犠牲者を出し、津波により原発にも被害を及ぼし、住民への影響は未だに及んでおります。昨年には、能登半島において、地震による被害に続き豪雨による被害、今年になっては豪雪による被害も発生しています。自然の猛威は人類の想定をこえて被害を及ぼすことを思い知らされます。西日本においては、南海トラフ地震の被害が予測されており、県による南海トラフ地震の被害予測では、沿岸部および島しょ部での津波の被害が想定され、県内死者数予測では災害関連死を含み1,600人が被災予測されています。

災害時の避難所は安心安全の拠点とならなければいけません。大規模災害時の過酷な環境下での避難生活が原因で命を落とす災害関連死が問題視されており、避難所の空調設備、簡易ベッドやプライバシー確保のためのパーテイションなどの市町が進める避難所の生活環境整備にも補助すると、県の25年度予算に一般会計では、19億円の未来投資枠を設定し、池田知事は「香川県のみらいを開く予算」と表現しています。また、香川大学地域強靭化研究センターの磯打千雅子特命准教授は、「避難所の生活環境は体調を崩すのを防ぐほか、避難所の劣悪な環境を理由に避難を敬遠する住民を減らし、避難のハードルを下げる効果もある。」と対策の推進を求めています。

現在では、建築物に加え土木の分野においても、耐震基準が強化され、防災の面において各方面での対策が進んでおり、一般住宅においても、耐震診断・耐震補強と補助金の給付により対策が進んでいます。そして、ソフト面における防災の対策は多種多様に及びます。本町においては、防災訓練を自治会加入の地域住民を主体とした参加者により、自助共助の必要性の啓発が展開されています。本年度、町長の施政方針でも「地域コミュニティの衰退化による地域の共助体制が弱体化している地域コミュニティでの助け合いの重要性の意識向上を図るとともに、住民主体による救援活動について、人命救助、応急救護、初期消火、給水体験、土嚢の作成、避難所設営、

炊き出しなど、また、災害急性期段階においては、消防、警察、自衛隊、医療機関、協定団体などと連携し、町全体での総合的な防災訓練を計画している。」とあります。

災害時には、町職員を含め地域住民全てが被災者となるため、災害時での避難所では住民による設営、運営が必要とされます。自助、共助はより一層必要性が求められます。

そこで、避難所の運営マニュアルが必要になります。本町では令和3年に作成された避難所運営マニュアルが、避難訓練の基本となっており、避難所の開設から統合・閉鎖までが明記され、各地区にて避難訓練が実施されています。しかし、マニュアルには地域による区別が明記されていません。各地区の避難所には規模の差異と地理的条件、すなわち被災者と避難所の距離の問題もあり、地域避難所別のマニュアルがあることが避難期間の計画にも役立つのではないでしょうか。町は、どのように考えるか。

また、本町での南海トラフ地震による被害想定では、津波の被害は想定されていないが、県下の他市町からの依頼により沿岸地域及び島しょ部からの避難者の受け入れについては他市町との避難協定が締結されています。本町の地域防災計画にも他市町の被災者の受け入れ、救済についても明記されています。今後の避難訓練の中で他市町との共同訓練は必要であると考えますが、今後の計画はありますか。

以上、2点を質問いたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

近い将来発生が危惧されております、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は、今年80%程度と上がりました。南海トラフ地震の最大クラス発生時では、本町の避難者数は発災から1週間後がピークで660人と想定をされております。その際、町職員の避難所への派遣も困難となることが予想され、避難所運営は避難者自身が主体となり、町職員と協力して運営することが必要であり、円滑な避難所運営と避難所の質の向上を図る上でも、避難所運営マニュアルは重要と認識しております。

近年、本町の避難所運営マニュアルを基に避難所運営訓練を行い、町民の方々に運営要領について周知・認識していただいているところであります。

また、平成28年4月に出されました内閣府の「避難所運営マニュアル」では、「避難所開設時においては、避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」とあります。自主運営が基本となり地域住民が主体となりお互いが助け合って運営することが望まれ、自治会や自主防災組織などのコミュニティーを中心に運営することで、早期の生活再建や復興につながるものと考えております。避難所は、それぞれの施設で状況が異なる

り、その避難所運営の準拠となる避難所運営マニュアルは、共通的な部分と各避難所の特性を考慮した部分とを加味したものとなるよう、これまでの訓練成果や避難所の特性に合わせて、各地区ごとのマニュアル作成について、検討してまいりたいと思います。

次に、「避難訓練における市町との共同訓練」についてであります。現在、県下17市町と県との間で、災害時に相互の応援が迅速かつ円滑に行えるよう「災害時の相互応援に関する協定」、これを締結しており、その中の応援の対象項目において、「被災者を一時収容するための施設の提供」、これが明記をされております。

本協定に示す応援についての訓練は、現在のところ予定はしておりませんが、他の災害協定につきましても同様に、協定に基づき迅速かつ円滑な対応を行うために、関係機関との協議や情報交換など連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○10番（西村）議長。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）はい。

○10番（西村）答弁ありがとうございました。

各地区のマニュアルが近い将来、細かく表示されることを期待しております。たまたま今回なんですけれども、大船渡市で大きな火災が発災しております。町内においても、林野地区が、大きいために、いつ本町で起きるかわからないような状況であります。

またその中にも、被災者はあり得るのではないかと想定されますが、ぜひこのあたりのマニュアルへの挿入は可能なのでしょうか。

またその地区での避難所をどのように開設していくか、突然ですけれどもお願ひします。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）西村議員の再質問についてお答えをいたします。

先般、発生いたしました大船渡市での、いわゆる林野火災での火災において、本町でも当然起こりうるというところの中でその際の対応、避難所の開設であるとかいうところのご質問かと思いますけれども、地域防災計画の中でも、地震にかかわらず、風水害も含めまして、内容としては記載をされております。

そういう中で火災に関しましても、災害に準じまして、当然、住民が避難を要するという際には、避難所の開設、これも当然町としては行わなければならないというふうな認識でございますので、そういう大規模火災につきましても、避難所開設につきましては対応してまいります。

またこれにつきましても対象となります地域、これも状況によって変わっておりますので、そういう部分も含めまして受入体制は、同様に進めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上、再質問の答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○10番（西村）はい、ありがとうございました。

○議長（河野）以上で西村君の一般質問を終わります。

○議長（河野）2番、三好和幸君。

○2番（三好和）はい、議長。2番、三好和幸です。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○議長（河野）なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○2番（三好和）失礼します。2番、日本共産党、三好和幸です。通告に従い、一般質問をします。

「防災用として公的入浴施設が必要」じゃないか。

台風など、気候変動による水害、地震、近年には猛暑などありますが、今年に入り、埼玉県での路面の陥没によって住民が被災し、避難を余儀なくされたり、また、岩手県では、大規模な山林火災が発生し、住民が被災し、避難されました。

亡くなられた方、けがをされた方、住宅被害に遭われた方に心からお見舞い申し上げます。1日も早い復興をお祈りいたしております。

そこで第1の避難所として使われるのが、公的施設です。その集団避難区生活において、水はとても大事です。特に風呂はとてもありがたいと言われます。

埼玉県の陥没事故で、近隣の被災された住民の方々から、風呂が使えず、とても辛いとの声があり、地域の銭湯の方が無償で住民に提供しているとの話もお聞きしました。

わが町でも、昨年は猛暑で高齢の方が、もみじ温泉で朝から夕方まで避暑地として利用しているということも多く聞かれました。

温泉は痛みや苦痛を和らげ、活力が出ます。高齢者は加齢とともに病気が増えます。自助努力でなく、元気で自立でき、高齢者の知恵と力が發揮できる、活気があり長生きできるまちを続けるためにも、公的入浴施設は必要だと考えます。

平成18年、合併当時は梅の里ともみじ温泉の2つの温泉施設がありました。梅の里は廃止され、残されたもみじ温泉も、今年6月末をもって休止すると聞きましたが、住民からは公的浴場の強い根強い要望が多く聞かれます。

東かがわ市では、白鳥温泉が2023年の3月26日をもって、一旦は閉館となりましたが、温泉を復活して欲しいとの声は、現在でも途切れることなく、多くの市民の中に渦巻いており、温泉復活の要望が強く、署名活動もされているとお聞きしました。

自治体の一番の仕事は、住民の福祉向上です。この立場から、町民の福祉施設として、復活を求めるることは、主人公である町民の正当な要求であると確信します。

ぜひ存続していただきたいと思いますが、いかがお考えか、お聞きいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

令和6年9月の定例会において答弁をしている内容と重なりますが、平成18年の合併により、各社会福祉協議会に併設されました公的入浴施設として2施設がありました。それぞれ経年劣化のため、梅の里は令和5年度より廃止となり、もみじ温泉も今年で31年を経過し、痛みがひどく、ここ10年間でも、サウナやトイレ、エアコンや加圧ポンプ等に約2千7百万円余りの多額の修繕改修費を費やしていると聞いております。現在も濾過機の故障により、一部浴槽の水張を停止して営業を継続しておりますが、令和7年6月末をもって一旦休止をすることとなっております。

今後の方針ですが、町社会福祉協議会が令和3年度に民間設計コンサルに依頼した見積金額は、浴場系の改修費のみで約1億3千万円余りと聞いております。物価高騰の影響により、改修費用がさらに膨らむことが予測されており、現時点では、防災用として改修する予定はありません。

しかしながら、今後のもみじ温泉施設のあり方、活用方法については、町社会福祉協議会と十分協議をし、検討していきたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）答弁ありがとうございます。

先ほどの西村議員からもお話をありがとうございましたが、先日よりの大船渡の林野火災においても、被害家屋210件、被災者4,000人で、10日たった今、やっと制圧されたとお聞きしました。

私も14年前に東日本震災で気仙沼に支援に行ったことがあります、避難所での住民の雰囲気はすごく殺氣立って、みんながチリチリしててそういうのを覚えてます。そのとき自衛隊が、仮設の風呂を開設いただき、それに喜んで20人ぐらいが入れるっていうところに行ったときに、すごく笑顔になったことを思い出します。やはり風呂は住民を、特に高齢者を和ますには大事な施設だと思うんですね。

施設の利用料金が安価なので経営が困難なのは理解します。また修繕費もかなりかかるのは理解しますが、介護予防の観点からも、利益がでなくても、トントンを目指すということでの存続を期待するのですが、再度質問しますがいかがでしょうか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好和幸議員の再質問にお答えします。

もみじ温泉の状況、もちろん高齢者がお風呂利用するということにつきましては、もう十分理解しているつもりでございますが、先ほど申し上げましたような維持費、それから改修費等、多額の費用がかかるということで、今後、どういうふうにするかという

のは十分協議していくと町長答弁のままではありますが、真摯にその辺をとらえて、考えていいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）「国保の都道府県化を考える」という題で、国民健康保険制度の都道府県単位化が行われて、1年が経とうとしております。それまでは市町村が担っていた国保の運営に都道府県が加わり、保険料算定の仕組みが大きく変わりました。国保会計の支出に当たる保険給付費等は、同じく収入に当たる公費と被保険者が納める保険料で賄われております。

都道府県単位化が行われるまではこの計算を市町村が行い、保険料も納めておりました。都道府県単位化後では、都道府県が国保の財政運営に責任を持つとされたことで、仕組みが大きく変わりました。

まず、都道府県が全体の保険給付等に必要な額を賄うための金額から公費を差し引いた額を市町村に求める納付金の総額として決め、次に各市町村の事業費などを勘案し、納付金額を各市町村に割り振ります。市町村は割り振られた納付金額から繰り入れる公費分を差し引き、残りの額を、保険料の付加価値総額として決めるようになりました。

国は都道府県の「準統一、完全統一」という方向を目指しており、従来は市町村の医療費水準の差を考慮して、各市町村の納付金を割り振っていました。準統一では、どの市町村も医療費水準を同じとみなして、納付金を算定します。

次に市町村レベルの統一として、市町村の裁量だった応能応益割の算定方式の統一と市町村の一般会計からの国保特別会計への繰り入れである法定外繰入をすべて解消していく、この段階で、納付金の金額で大まかな保険料水準が決まるようになります。

これに加えて、準統一の段階までは、市町村が保険料を決める際に考慮している収納率をなくすのが完全統一だそうです。

現在、綾川町では、2023年の国保繰越金プラス基金の合計でも、1人当たりの金額でも、県下8市9町の中で上位3位、4位にあります。令和7年度、国保特別会計財政調整基金予算を見ますと、3億5千万余の積立金があります。お隣の丸亀の国保の財政調整基金は10億余とありますが、被保険者で言えば、丸亀市は2万人で、綾川町の4.3倍です。

また、住民は物価高騰、特に食料品、光熱費の値上げに苦しんでおります。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の柱を担う国保が、他の医療保険制度に比べて、不公平で、庶民に重い負担を強いる制度となっております。国保加入者の1人当たりの保険税は、政府の試算でも、中小業者の労働者加入する協会けんぽの1.3倍、大企業労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準であります。

国保が協会けんぽの被用者保険と比べて高くなる大きな要因は、所得に保険税率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割の他に、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割が合算して、算定されております。

国保の構造的問題は以前から指摘されてきた制度の問題であり、国の対策は必要だと思います。

先の施政方針演説で、被保険者の減少と医療費の増加が続いているが、国保財政の健全運営に努めたことにより、保険税は据え置きとするとありました。国は、保険料減免のために行っている法定外繰入の削減、解消をしつこく迫っていますが、対象とならない決算補填目的以外の法定外繰入もあります。高過ぎる国保税が町民の生活を苦しめています。負担軽減をするため、保険税の引き下げをしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

国民健康保険制度につきましては、団塊世代の後期高齢者への移行や社会保障の適用拡大によりまして、被保険者が減少する一方で、医療の高度化に伴い、被保険者一人当たりの医療費が毎年上昇しており、依然として厳しい状況にあります。また、保険税率につきましては、県内では香川県国民健康保険運営方針に基づきまして、令和6年度から県内市町の医療費水準を同一にする「納付金ベースの統一」を実施し、現在は令和18年度までの「完全統一」を目指すよう議論を進めております。

そのような中、綾川町においては、令和5年度の被保険者一人当たりの医療費は県平均より約5万円高い55万円となっており、令和5年度には、高医療市町に指定されるなど、県内でも依然として高い状況が続いています。保険税率につきましては、県の事業費納付金や収納額等を考慮し、国からの交付金等を活用して、令和4年度から据え置いている保険税率を令和7年度についても引き続き据え置くこととしており、基金を取り崩しての保険税の引き下げは予定をしていません。

また、中間所得の被保険者に配慮するため、高所得者の賦課限度額および低所得者の軽減判定所得の基準額の引き上げについても、令和7年4月1日に施行する予定です。

国民健康保険税の引き下げを実現するためには、住民の健康増進と医療費の適正化に努めることが最も重要なため、引き続き、後発医薬品の使用促進や重複・多剤投薬の防止、特定健康診査による疾病の早期発見、早期治療、保健指導によります保健事業の充実に、より一層取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（三好和） はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい、議長。

○2番（三好和）答弁ありがとうございました。

私も県下単一化といえば、広域水道企業団が思いつかれるわけですけども、統一化されれば料金はならされますから値上がりが予想されます。また国保加入者は自営業、フリーランス、年金受給者、無職の方などが多く加入されております。

また、事業所の社会保険加入の強制化とか、高齢者が後期高齢者に移行されますので、国保加入者は年々300人ぐらいは減少しているとお聞きしました。県下でも大きな市とかはほぼ基金がないに等しいぐらいですので、我が町の職員の方の努力は大いに認めております。

確かに町長の言われる、被保険者の減少と医療費の増加で保険税率の据え置きすることは、実質の値下げだとも思いますが、それにしても3億5,000万円は多いと思います。国保法では市町村が保険料の賦課決定を行うと定めています。そこは、都道府県単位化前と変わりありません。ですから、せめて1世帯1万円ぐらいの値下げを求めるが、いかがでしょうか。

○議長（河野）辻村保険年金課長。

○保険年金課長（辻村）三好和幸議員様の再質問についてお答えいたします。

国民健康保険につきましては先ほど町長の答弁にもございました通り、1人当たりの医療費が年々増加している中で、本来ならば国保税を見直していくところでございますが、納税率の向上や保健事業に取り組むことで、また、国の特別調整交付金、こちらを活用し、令和4年度から据え置いている状況でございます。

質問の中で、基金を活用して、保険税を取り下げるということでございましたが、令和5年度末の基金保有額は、県内でも4番目の保有額でございます。基金の充当の目的の1つは、収納不足の際の事業納付金への充当、また、町単独の保健事業の活用など、こちらの方を考えており、現在、香川県内で18年度までの保険料完全統一、こちらを進めている中で、綾川町独自で財政調整基金を活用して、保険税を下げるることは今のところ考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）はい。

○2番（三好和）ありません。

○議長（河野）以上で、三好君の一般質問を終わります。

○議長（河野）4番、大西哲也君。

○4番（大西）はい、議長。4番、大西哲也。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○議長（河野） なお、大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（大西） それでは通告に従い、一般質問を行います。

「食料・農業・農村基本計画について」。

2024年8月から猛暑による影響、災害への備え、インバウンド需要の拡大などにより、米の需給が逼迫しました。地域によっては買い占めによる品切れが起こるなど、急激な米価格の高騰により消費者の家計にも大きな影響を与えております。

水稻生産者にとって米の価格の上昇は大変喜ばしいことありますが、価格高騰による米離れから消費が低下するとの懸念に加え、米の価格の上昇が社会情勢の不安感を助長する一因となっている現状に、素直に喜べず、戸惑いを感じている農業者がいることも事実です。

そのような中、2024年6月施行の改正食料・農業・農村基本法を踏まえ、2025年度からの「食料・農業・農村基本計画」の議論が進んでおり、先日、骨子（案）の概要と目標（例）及びKPI（案）（重要業績評価指標）が示され、意見、要望の公募（パブリックコメント）が実施されました。

改正基本法で定める、基本理念の実現を図る観点から、

- 1、我が国の食料供給
- 2、輸出の促進（輸出拡大等による海外から稼ぐ力の強化）
- 3、国民一人一人の食料安全保障と持続的な食料システム
- 4、環境と調和のとれた食料システムの確立と多面的機能の発揮
- 5、農村の振興

と、大きく分けて5つのテーマに分類されており、生産者だけでなく、消費者を含む全国民に影響を与える、これから農業にとって大変重要な計画のひとつであると認識しております。

そこで以下の点についてお尋ねいたします。

- 1点目、骨子の概要についての所感と、綾川町にとって特に注視している点は。
- 2点目、主要テーマ3において、「国民一人一人の食料安全保障と持続的な食料システム」の「不測時のアクセス」に記載されている、令和7年4月より施行予定の「食料供給困難事態対策法」についての考えは。

以上、2点、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

日本の農業の課題といったしましては、農業従事者の高齢化が進み、農業人口が減少する一方で、新規参入がなかなか進まないことや耕作放棄地の増加、食料自給率の低下、異常気象や自然災害の対策などが挙げられます。

1点目につきましては、新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）の概要では、食料の持続的な供給のための「食料の価格形成」や、食料の供給能力維持のための農産物の「輸出促進」、さらに、担い手不足といった課題に対して、「スマート農業」を促進することなどの施策が新たに盛り込まれております。現在、農業が抱える諸問題、課題解決に資するものであり、これから農業の発展に寄与するものとなることを期待をしているところであります。本町におきましても、農業の課題は全国的なものと同様な状況でありまして、この計画により本町農業の維持、農村の振興が図られ、持続可能な農業が実現できる施策が打ち出されることを期待をすることろであります。

2点目ですが、食料供給困難事態対策法は、食料供給が不足する兆候の段階から、必要な対策を講ずることで、事態を未然に防止し、または、事態の深刻化を防ぐための法律ということでありまして、国民生活を守るために必要な法律であると考えております。

本町におきましては、引き続き、国・県・JA等の関係機関と連携して、農業振興、これに努めてまいります。また、令和7年度からは地域計画に基づく効率的な農地利用を行い、農地の集積・集約化を図り、農地の維持確保に努めるとともに、担い手の確保に努めるなど、食料の確保・安定供給を維持できるよう支援してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西） はい。答弁ありがとうございました。

先ほど骨子の概要に関してですけれども、私も非常に大きな転換期になりうると思っております。特にちょっと文章読みましたら、先ほど、お伝えしたKPI、この指数も最低年1回は調査と公表と検証をすると。それによって施策の見直しも都度行うというふうに書いておりましたので、決まったからといってそのままではいかない、おそらく1年ごとに、事細かくまた改正されていくと思いますので、ぜひ注視していただければと思います。

ちょっと質問になるんですけども、1点は先ほどのお話の中にはちょっとなかつたんですけども、水田政策の見直しに関しても、こちら食料・農業・農村基本計画の方には改正をするということでうたわれております。ただ詳細に関してはまだ決まってないということなんですが、おそらくですけれども、これも水張りを満たしている生産者と満たしていない生産者の整合性とか、不公平感とかそういうものがおそらく追記されていくものだとは思いますが、以前対象者にはもうすでにその通知を行ったというふうに伺っております。

内容が改正見直しされた場合には、再度通知はしていただきたいと思いますが、そこ

のあたりはどのように考えているのかという点と、あともう1つ地域計画、農地の集積・集約化ということでお話がありましたが、地域計画、県の多様な農業人材制度、これと大きく関連しております。

本町では、この多様な農業人材制度が、前期は2名で後期に関してはまだ募集してある最中だと思うんですけれども、他市町と比べると、私は少し人数が少ないように感じました。

それが地域計画の進捗状況と、この申請数、何かその関連があるのではないか、例え
ばですけど、その進捗があまり表に進んでいないから多様な農業人材制度の申請数に
も、少なからず影響を与えてているのではというふうにも僕の予想ではあるんですけれども感じました。

そこについてもすいませんちょっとお答えお願ひいたします。

○経済課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○議長（河野） 福家君。

○経済課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の水田政策の見直しにつきましては、見直し内容につきましては3月に発行しております農業委員会により、これにも載せておりまして、全戸配布をして周知をしております。

また詳細な内容が決定をいたしましたら、また周知はしたいと考えております。

2点目の多様な農業人材の数でございますけれども、地域計画につきましては、この3月で策定するように進めております。また他市町も、3月の策定になろうかと思っております。

この地域計画につきましては、毎年度、見直しを行いまして、地域での話し合いを継続してまいりますので、また、その中でそういった、農業に意欲のある方につきましては、地域の方でまた推薦もいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。再々質問。

○議長（河野） はい、大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） はい。答弁ありがとうございました。

先ほどの地域計画を進めていく、あと政策等でも説明を行うということで、その説明の中で、再質問で質問しとけばよかったですけれども、食料供給困難事態対策法のことちょっと質問し忘れてまして、それを質問させていただきます。

この説明ということで、もちろんこれ制度の説明をされると思うんですけども、一定規模以上に対して生産の要請を行う、というふうに記載されておりました。

この一定の規模以上というのが、どの程度指しているのか、もしわかるようであればお答えいただきたいのと、あとこの説明の際に、これ要望になるんですけども、できれば、地域計画の場でも説明していただいたりとか、農業委員会、そういう集まりの場でぜひ、この食料供給困難事態対策法については説明をしていただきたいなというふうに思っております。

よく農家の方から罰金が20万取られるぞとか、そういう本來きちんと読めばそこは間違った情報ではあるんですけども、その情報がきちんと伝わってない方もいらっしゃるようなので、できればそういう話し合いの場、集まりの場で、制度の説明とプラス、農業者の理解もできないというふうにもあります。これが平時の対策ということで、国民各層に理解の醸成を図るというふうに記載もこれされておりましたが、私は国民各層というのはおそらく生産者と消費者、両方が理解できてない部分があると思ってます。

というのも農業が生産者自体も、地域を守っているとか、食を守っているとか、そういう自覚、農業者のプライドも少しまだまだ醸成できてないように感じておりますので、こういった法案ができたということがどういったことにつながっていくのか、そういうことも含めての説明をぜひしていただければというふうに感じております。

これはちょっと要望になるので、お答えはいただかなくても構わないので、初めに質問した内容だけお答えをお願いいたします。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）はい。

○経済課長（福家）大西議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

この法律の中で一定規模以上のものというのは出てきておりますけれども、調べたところでは、どの規模かっていうのが出ているものが見当たらなかったので、それにつきましては今まだ決まっていないのかもわかりませんけれども、決まったとすればまた周知のほうはさせていただければと思います。

また、いろんなところでの説明につきましては、その機会をとらえまして説明の方はしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）大西君の1問目の質問が終わったところで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時59分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）大西君の2問目の質問を許します。

○4番（大西）「学生のまちづくり参画に向けた取組みを」。

近年、外部の企業や大学等と協定を結び、関係人口の創出や地域課題の解決に取り組む自治体が目立ちます。綾川町も様々な外部組織と連携を行っておりますが、町外からの視点を取り入れることによる課題の解決や新しい発想、特に若者の存在自体が地域の活性化をもたらすのに非常に有効であると考えております。

県内でも、様々な自治体が学生との連携した活動をしており、一例を挙げますと、東かがわ市では瀬戸内国際芸術祭の会場に加わったことを受け、香川大学と東京芸術大学の学生が地域の赤い物を集めたひな壇の展示がつい先日、報道されており、今後は古民家を拠点とした新たなまちづくりプロジェクト「ぐんだらけ」にも取り組んでいかれるそうです。

令和5年に施行されたこども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法ですが、こども大綱の注目すべき点のひとつとして、若者の社会参画と意見を幅広く聴取し、反映させるために必要な措置を講じるようにと示されていることからも、これから的人口減少と少子高齢化社会の時代において、若者の力は希少であり、また、これまで以上に頼るべき存在であると認識しております。

そこで以下の点についてお尋ねいたします。

1、四国学院大学との包括的連携協定についての成果と今後は。

2、学生によるまちづくりへの参加、参画に向けた今後の取り組みは。

以上、2点、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）質問にお答えをいたします。

綾川町では、平成27年から令和2年にかけての5年間における年齢5歳階級別の移動状況（転入者－転出者）をみると、大きく転出超過となっているのは、男性、女性ともに15～19歳が20～24歳になる年代でありまして、男性の転出超過数が216人、女性の転出超過数が164人となっております。

この理由といたしましては、他都市の大学等へ進学のために転出していることのほか、他都市での就職によるものと考えられます。

これから的人口減少と少子高齢化社会におきましては若者と女性に選ばれる町づくり、これを進めることは重要でありまして、施策の強化が必要であります。

1点目の質問でありますが、本町は平成27年に四国学院大学と包括的連携・協力に

関する協定書を締結し、各事業において、連携して取り組んでいるところであります。

例えば、広報あやがわに四国学院大学からのお知らせを載せることで、若い世代だけでなく、親世代にも情報が届くようにすることで、進学選択肢の一つにしてもらうことや、各種計画策定における教職員の参画、子育て支援への学生の協力もお願いをしてきたところであります。この協定に加えまして、若者の県外流出を減らし、地域を支える人材の育成、地域活性化に向けた取り組みを推進するため、産学官連携の枠組みのひとつとして「大学・地域共創プラットフォーム香川」が令和4年に設立されまして、本町も参画しております。このプラットフォームにおける今年度の地域活性化実践事業の取り組みといたしまして、香川大学の学生が綾川町内の観光施設の取材を行い、県観光協会のインスタグラムにおいて情報発信を行ったものがあります。通常の閲覧数よりも高い数字であったことから、町における各種事業においても、学生の参画が可能なものについては協力を検討してまいりたいと考えております。

2点目の質問ですが、香川大学の学生による「香川大学綾川まちづくりプロジェクトw i t h」が令和3年に発足し、町内小学校での外国人技能実習生の交流イベントの開催など、町が進めます多文化共生事業に取り組んでおります。学生にとっては実践の場となり、地域にとっても外国人材受け入れ意識の醸成となることから、町として今後も学生の活動を後押ししていきます。

第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、若者をはじめとしたすべての世代において、様々な人口問題や課題について理解を深めることで、互いに尊重し合える共生社会を構築することとしております。移住者や外国人材を受け入れる地域社会を醸成していくことで人口減少時代においても、持続可能な地域を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問お願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい。答弁ありがとうございました。

先ほどの四国学院さんとのお話になるんですけども、四国学院大学の窓口の担当者の方ともちょっとお話をさせていただきました。その時におっしゃってたのは、ちょっとコロナで少しお休みしてしまったような印象はあると、ただ今後自分たちも積極的に参画はしていきたいと。で、具体的な内容で要請があればということで学習支援のことも少しおっしゃってました。ただ、窓口としても学生を集める保証はできないということも言われてました。

ここが僕もポイントだと思ってまして、本来であれば学生が主体的に動いて、町に投げかけてくれるというのが一番理想だとは思うんですけども、なかなかそこがうまくいってないなと。学生、学校側と行政のミスマッチの原因なのかなとも思ってます。

そのような中、四国学院さんだと、もう2、3日前に善通寺市で男性向けのスイーツめぐりツアーを学生が企画して観光ガイドを実践したとか、そういうこともありました。

ですので、これからも連携はしていくということでお話、答弁の中にはあったんすけれども、例えば四国学院であれば、学校に対して、何か他、子育て支援等とはおっしゃっておりましたが、何か具体的にこういったことを、四国学院の学部、学科に関係ありそうな、行政の課題の解決に向けて、一緒に取り組めるようなもの、そういうものを何か考えているものがあるのかどうかについてお伺いしたいのと、あと学生に直接ということで、綾川w i t hさん、多分室長もよくご存じだと思うんですけれども創生会議にも参加されてると聞いてます。

国際交流ということで、陶小学校や滝宮小学校でも、活動されてると。

こちらの方にもちょっとお話を聞いたんですけども、本人たちはそれだけではなくて、もっといろんな活動もできたらしたいんだということを言われてました。

学生との交流というのは、香川大学の教育学部の学生が特にしたいと言われてましたけれども、今後、具体的には国際交流に重ねて国際料理の親子クッキングがしたいとか何かそんなことちらっと言われてました。ですので、この綾川w i t hの学生さんは、すごく主体的に動かれてる組織、団体だと思います。で、学校の学チャレというの、そういう学生の活動に対する補助金みたいなものもあるそうです。これはプレゼンをしてその結果次第ということでした。

そういうことも含めて町から学生に対しては何か橋渡しできることがないのか。これについても、もし今やってる国際交流、出前事業以外にも、何かお考えがあるようでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（河野）福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○いいまち推進室長（福家）失礼します。大西議員の再質問にお答えをいたします。

現在、学生と具体的な取り組みについて、今後やっていくものがあるかというような質問内容だったかと思います。私ども、今現在、「まち ひと しごと創生総合戦略」のほうをまとめております。

この中で大事なことは、女性・子どもに選ばれる地域になるっていうところが、大事なキーワードというところになっております。

そういう意味で、若い世代学生とのつながりを大事にしていきたいなと考えております。

特に、県の方の流れで言いますと、町長の答弁でもありました通り、15歳から19歳が次の世代に行くと5年後にかなりの転出超過になるというところでございますが、これにつきましては、県内の大体8割の高校生が、進学を県外にしていくと。その中で戻ってくるのが、約3割というところになります。

ここで大事なのは、関係人口として、いかに子どもたちを位置づけるかっていうとこ

る、それは行政もそうですが、子どもたちの意識づけにも大事なところでありまして、そのところの取り組みをしたいなと考えております。特に具体的な内容につきましては、総合戦略のこれから事業で出していこうと思っておりますので、そういう感じで進めていきたいと思っています。

以上、答弁といたします。失礼します。

○議長（河野）再々質問は、ございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再々質問お願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい。答弁ありがとうございました。

なかなか急に具体的にと言ってもなかなか出ないのは当然なので、私からの1つご提案にはなるんですけども、例えば地域活性化協議会への参画、これは東かがわ市の活性化協議会を参考にされてるということでしたが、こちらも香川大学の学生が一緒にちょっと活動しててるような様子も、見受けられますので、こういった分野に学生に声かけ、こういったこともあるけれども興味がないですかとか、こういう行事に一緒に参加して、初めはおそらく参加するだけになると思うんですけども、現状何もない状態なので、そこから始めてだんだんその地域の方との交流とか、学生も4年間、就職活動で実質活動いうたらもう2年ちょっとかもしれませんけれども、だんだんとどうやったらよくなるかとか、企画とか運営にまで参画してもらうようになればすごくいい方向性だなと思ってますので、その第1歩目として、その橋渡しみたいなもの、活性化協議会に対してできないのかという点でちょっと質問させていただくのと、あとこれは学生からのちょっと要望に近いんですけども、やっぱり香川大学の学生が、公務員志望の方が大勢います。

で、こういった町役場等のインターフィップ、そういったことができないのかということで、ちょっと調べましたら香川県庁と高松市はされてるようでした。

これ未来の優秀な職員の確保という意味と、あと学生の方にもやっぱり、地域に参画するメリット、単なる経験とか勉強じゃない、現実的なメリットとしてこういったインターフィップ制度なんかもあれば、非常に双方にメリットのある話だと思いますので、ぜひこれも含めて検討していただきたいなというふうに思います。

あと先ほど室長の答弁の中に子どもたちへの意識づけ、おそらく郷土への愛着を育むというか、そう言ったことの意識づけだと思われますが、ちょっとこの点ですと教育長の方にお伺いさせていただくようになるんですけども、先ほどの綾川w i t hの学生、ちょっとお話をしたんですけども、その学生は奨学金の事業も活用されてて、すごく綾川愛に溢れる学生でした。

特に今、叔父から獅子を習ったりとかして、すごく綾川町が大好きなんだと、だからこの綾川w i t hでもメンバーとして活動して、さらにもっとこう、綾川町のために何かできないのかということをすごく考えてました。

ですので、おそらくその学生の資質というか環境もあると思うんですけれども、教育という面も多分大事だと思ってます。でも綾川町は、地域の郷土の愛着と誇りですかこれを育むということでいろんな勉強、歴史の勉強もされてるというふうにお伺いしておりますが、そういった綾川町の教育の面で、もちろん今までされてること以上と言うと大変だと思うんですけども、例えればその学生は卒業した高校生とか、大学生でもいいんですけども、綾川町で何か発表する場があればいいなとか、例えれば部活動で吹奏楽に入ってるとか、合唱部、いろんな演奏とかそういうところ入ってて、それを演奏する場が、もし自分の団体で綾川町で何かできることがあればいいなということを言われてました。

そういう受け皿がもしあれば、そういう活動を続けることでまた地域への愛着とか、仮に綾川町を出て、県外に出たとしても、そういう行事ごとには帰ってきて、後輩を見ようかとか、そういうことにもつながっていくのではないかかなというふうにも思います。

ですので、そういう地域の愛着というので単なる歴史の勉強だけではなくて、何かその学生が、高校生以上になるんですけども、地域で活躍できるような場があるというのが、もしかしたらやっぱり大事になってくるのかなというふうに思ってます。

ですのでその辺り、だからこの場を提供してくださいとかではないんですけども、教育長もですね、地域への愛着を育むということで、そういう教育に関してどのように考えているのか、そのあたりをちょっとお伺いできればと思います。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 大西議員の再々質問ですかね。

若い人たちが集まる場とか、それからいろんな部活動とか吹奏楽とか合唱とか、そういうことを中学校時代にやって、そして高校にも続けて、だけどその発表の場とか、そういうものが非常に限られてきていますから、町内でもたくさんのイベントがあって、そういうところで、言うたら、大人の方は例えば昭和の混成合唱団とか、80人近く集まってやってると。

学生さんの集まるところ、一般の人もそうですけど、趣味を生かした、そういうもののがないんじゃないかなという声も聞きます。私も長いこと坂出の市民バンドを指導したりなんかして、それは入れ代わり立ち代わりですけど50人近くの方がその発表の場を求めてやって来ています。

ですから綾川町も将来的にはそういう受け皿的なものを考えていく必要はあるんじゃないかなと考えております。

大変すばらしいご提案いただきましてありがとうございます。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい、議長。

○総務課長（宮前）大西議員の再々質問における2番目でしょうか、公務員志望の学生も多いと、その中で本町としてインターンシップ制度、これを導入してはどうかというご質問ですけれども、確かに本町といたしましても公務員志望ありがたいことでございます。

そういう中で人材確保、これを考える中でインターンシップ制度、かなり有効なものになろうかと思います。

しかしながらなかなか学生のニーズ、どういう行政の業務にニーズがあるかとか、そういうところも当然学生にいろいろございますので、そういう中もいろいろ情報収集しながら、他市町でもされておるというところもあるかと思いますので、そういうところは研究ということになろうかと思いますけども、人材確保に向けての1つの手立てとして検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

以上で再々質問の答弁といたします。

○議長（河野）福家いいまち推進長。

○いいまち推進室長（福家）大西議員の再々質問についてお答えをします。

大西議員1点目の過疎地域の活性化協議会の方に、学生の方を橋渡しという件でございますが、これにつきまして、当然、地域活性化協議会、地域の方が地元の自分の地元にある課題を解決する方法をいろいろ考えております。

令和6年度、立ち上げして、この1年間いろんな活動をしてきております。

今後、令和7年度の目標といたしまして、いかに関係人口を作っていくかっていうところを重点に思っておりまして、そこは各地区活性化の方の方にも伝えていきたいと考えております。

町の方の役割としては、これまで申し上げました通り、行政の方は、各種情報を地域に流すことの他に、人的支援などを行うことになります。

この人的支援の方で、それぞれ若い世代と地域をマッチングするというところは橋渡しは町の方やっていきたいと思ってます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）以上で大西君の一般質問を終わります。

○4番（大西）はい、ありがとうございました。

○議長（河野）5番、森繁樹君。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）5番、森です。

○議長（河野）森君。

○5番（森）それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「先進的な教育のために」。

令和7年度の施政方針のICT教育推進ですが、他の市町にない特色のある教育を推進してまいります、とあります。具体的にどのような計画であるかお聞きします。令

和6年度に綾上小学校の児童を対象にプログラミング教室を実施し、好評だったことは喜ばしいことあります。令和7年度は他の学校にも拡充してとありますが、出張授業だけでなく、学校や地域の事情に合わせた継続的な取り組みを考えてみてはどうでしょうか。

自治体におけるA I 教育の推進事例はいくつかあります。まず、先進的な自治体の事例として、茨城県つくば市、福島県会津若松市、そして兵庫県神戸市を挙げることができます。これらの自治体では、地元の大学やI T企業などと連携し、小・中学校の段階からプログラミングやA I に触れる学習の場を整えています。特徴的なのは、単に学校内で完結するのではなく、地域全体で“産官学連携”を行いながら、子どもたちの学びを支えているという点です。

次に、自治体がA I 教育を強化する際の進め方ですが、まず大切なのは、学習指導要綱との整合性を考えた上で、「情報活用能力」や「問題解決力」の育成を柱に据えた全体ビジョンを策定することです。また、企業誘致や若者定着といった地域振興の観点を盛り込み、A I 人材育成を戦略的に位置づけることが望ましいと思います。

さらに、授業を実践する教員の研修やサポート体制が欠かせません。企業や専門家による勉強会を行ったり、地域I C T支援員や学生ボランティアを授業に配置するなど、教員が安心して授業運営できる仕組みを整えていくことが重要です。

もちろん、教材選定と予算確保も大きな課題になります。G I G Aスクール構想や総務省・文科省の補助事業を活用しながら、段階的に学年レベルを上げていく教材を整備していくと、児童生徒の理解度を無理なく伸ばすことが出来るのではないでしょうか。

学習環境としては、施政方針にもあるように、1人1台タブレットを最大限有効活用しつつ、より高度なA I 処理にはクラウド型学習プラットフォームを利用するのもいいのではないかと思います。G P Uクラウド環境などを導入すれば、端末性能に依存しないスムーズなA I 学習が可能になります。

次に、学習形態の工夫についてですが、ポイントは、プロジェクト型学習やアクティブラーニング、さらに出張授業後のフォローアップを組み合わせることだと思います。たとえば、地域課題をテーマに設定して、子どもたちがデータを収集・分析し、A I の助けを借りながら解決策を探る取り組みなどは、学びにリアリティを与える絶好の機会となりますし、企業からのメンタリングがあると、さらに深い学習が期待できます。

最後に、学習成果は学校の外や保護者に開かれた形で公開することも大切です。地域イベントやS N Sを活用して、子どもたちが作ったA I の成果物や学習プロセスを発信すれば、地域ぐるみでの教育応援ムードが高まります。それが企業誘致や移住促進にもつながり、A I 教育と地域活性化の好循環が生まれると考えられます。

以上のように、A I 教育を進めるにあたって、教員研修とサポート、教材や環境整備、学習形態の工夫、そして成果の発信がカギとなります。出張授業で終わらずに、学校や地域の実情に合わせた継続的な仕掛けを用意することで、子どもたちの学びを未来につなげていくことができるのではないかでしょうか。

また、生成AI誘致企業のデータセンターが提供する高性能な計算資源やデータ分析能力を活かして、スタートアップ企業や中小企業が新たなビジネスモデルを構築するための支援とありますが、具体的にはどのようなことを検討されているでしょうか。

経済産業省では、スタートアップと中小企業の連携支援を進めています。本町も生成AI誘致企業と地域企業をつなぐプログラムを設け、アクセラレーションプログラムやマッチングイベントの開催をし、AIやデータ活用を通じた新規事業の創出を支援できます。

また、政府は「GENIAC」プロジェクトでスタートアップ向けに計算資源を提供しています。本町でも、生成AI誘致企業の高性能GPUを活用し、地域の中小企業がAIモデルの試作やデータ分析を行える環境を整備することで、イノベーションを促進するなど、様々な可能性があると思いますが、本町の考えを伺います。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

ICT教育の推進において、まず、教育指導体制につきましては、教育委員会が設置いたします情報化推進委員会により、町内全校が連携し推進に取り組み、全校を対象とした研修を実施しております。また、各校にはICT支援員を配置し、授業をサポートしております。令和7年度からは、香川県GIGAスクール運営支援センターが立ち上げられ、ソフトの利用など共通の情報交換ができるほか、児童生徒及び教員の異動に伴うアカウント等の県下統一により、事務軽減が図られる体制となっております。

次に、機器および教材等の段階的な整備については、令和7年度に人1台タブレットが更新され、新しい機器となります。また、この間、電子黒板を中学校に3台試験的に導入しており、令和7年度には、小学校においても導入予定であり、情報化推進委員会でとりまとめ、定期的に研究授業や情報交換を行い研修する予定であります。

AI教育については、町の企業誘致によるハイレベルな企業の進出は、町の財産であり、当該企業の協力、連携により特色ある教育が期待されております。2月には早々に綾上小学校においてプログラミング教室が開催され、子どもたちは目を輝かせ、技術および、その体験授業に魅了されました。今後、中学校を含め全校で様々なメニューを企業と連携し、計画をしてまいります。教育における生成AIの活用については、文部科学省が定めたガイドラインを基本とし、今後も情報収集に努め推進してまいります。

次に、AI開発用のGPUデータセンターとの連携したスタートアップ企業や中小企業が新たなビジネスモデルを構築するための支援については、まず、町において、(株)ハイレゾ香川による地域振興に資する事業として、職員向けAI研修を計画して

おり、これを行政のみならず、町内企業やスタートアップ企業にも広げていき、A I で何ができるのか、可能性はどんなものがあるかを学習する機会を設けることから始めていきたいと考えております。また、地域内でのスタートアップ企業同士の交流を促進することで、新たなビジネスチャンスを創出することも目指しています。

今後とも、企業と連携し、特色あるまちづくりを進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい。答弁ありがとうございました。

初めの方の、環境の整備については、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

今後の中学校含め、学校で様々なメニューを企業と連携し計画してまいりますとか、スタートアップというか企業も、可能性がどんなものがあるかというのをお伺いしてっていうことなんでまだ具体的には何もということで。それはしていっていただきたいというのも、誰も反対する人いないと思うんで、今後もしっかりと、餅は餅屋じゃないですけど、しっかりと連携というか、協議して、教育にも産業にも、すべてにW i n – W i n になるようにしていっていただきたいなと、思っております。

何もまだ始まってないんで、何もこれ以上聞くことがないんですけど。弱いですかね。しっかりとやっていただけたらと思います。

○いいまち推進室長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家いいまち推進長。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○いいまち推進室長（福家）森議員のA I に関連したスタートアップ企業とか、関連企業が教育にも産業にも、良い影響を与えるというようなお話だったと思います。

町におきましても、ハイレゾの進出が決まってから、ちょうど思い起こせば、2年前とかについては誰もA I の可能性について語るものはいなかつたと思っております。

綾川町にこういった企業が進出したことによって、新たな技術改革とか、地域の人たちの意識改革も生まれると思っておりますので、こういったところの契機を大事にして、今後進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○5番（森）ないです。十分です。期待しております。よろしくお願ひします。

○5番（森）ありがとうございました。

○議長（河野）以上で森君の一般質問を終わります。

○議長（河野）11番、大野直樹君。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、11番、大野です。

○議長（河野） 大野君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○11番（大野） それでは議長に質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

「ふるさと住民票」の導入について質問させていただきます。

ふるさと住民票の導入でございますが、以下所属委員会関係の内容も含まれますので、あくまでも元データを生かすことで波及効果を示すものであり、ふるさと住民票の必要性を訴えるものであることを最初にお許しいただき質問に入らさせていただきたいと思います。

近年、全国各地で地域と都市部の関係人口を増やす取り組みが進められており、本町も関係人口をどのように増やしていくのか、ご検討いただき様々な取り組みをしていただいていることに感謝申し上げます。

ふるさと住民票とは、実際に住民票を移さずに、「第二のふるさと」として登録できる制度で、これにより、登録者は自治体から情報を受け取ることができるほか、特定のサービスやイベントに参加しやすくなる仕組みです。地域に対する愛着や関心を高め、関係人口の創出や移住促進につなげることを目的としております。

全国では、すでに多くの自治体が「ふるさと住民票」を導入し、成果を上げております。宮崎県日南市では、出身者や移住希望者に対して「ふるさと日南市民」として登録できる制度を導入し、登録者に市のニュースレターを送付し、ふるさと納税のリピーター増加につなげているそうです。

長野県塩尻市では、登録者向けに市の特産品を活用したイベントやオンライン交流会を実施し、地域とのつながりを深め、将来的な移住促進を図っております。

千葉県の館山市では、館山ゆかりの人々を対象に「館山ふるさと市民」として登録できる仕組みを導入し、観光・産業振興にも活用しているそうです。

これらの事例からも分かるように、ふるさと住民票（元データ）を活用することで、様々な仕掛けができ、地域活性化に寄与する可能性が高いと考えられます。

本町においても、ふるさと住民票を導入することで、以下のようない効果が期待されます。

関係人口の拡大、出身者や移住希望者、観光客など、町にゆかりのある人々とのつながりを維持し、関係人口を増やすことができます。

情報発信力の強化、登録者へ町のイベント情報やふるさと納税、特産品に関する情報を発信し、地域経済の活性化につなげることができます。

将来的な移住・定住促進に向け、登録者に町の魅力を伝え続けることで、将来的な移住や定住につながる可能性があります。

以上を踏まえ、4点質問をさせていただきたいと思います。

- 1、本町において「ふるさと住民票」の導入を検討したことはあるでしょうか。
- 2、他の自治体の事例を参考にし、本町に適した形での導入の可能性について、どのように考えているでしょうか。

3、導入する場合、具体的な運用方法や期待される効果についてどのように考えているのでしょうか。

4、導入を検討していない場合、何がネックなのか教えて下さい。

以上4点、よろしくお願ひします。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

関係人口の創出につながるふるさと住民票の導入についての質問ですが、質問の1点目、「ふるさと住民票」の導入の検討については、これまで検討したことはありません。

2点目の綾川町に適した形での導入の可能性について現在の考え方を申し上げます。ふるさと住民票とは、居住地以外の地域において、その地域の出身の人、ゆかりのある人、応援したいと思っている人など関係人口と呼ばれる方が、ふるさと市民として登録できる制度であり、特に地方創生や地域振興の観点から注目をされておるところです。特典は、カード型になっている様なふるさと市民証の交付、ふるさと市民名刺の交付、イベントや地域行事などの定期的な情報提供、協賛店でのサービスの提供などが考えられ、関係する地域への愛着を深めるとともに、観光や地域産品の購入促進、地域の活性化につなげる取り組みであります。

施政方針でも申し上げましたが、地方創生の取組が本格的に始まって10年になりますが、人口減少に歯止めがかけられず、東京圏への一極集中の流れも止めるには至っておりません。そこで、都市と地域を行き来する関係人口を、地域の担い手確保につなげることが目的であります。本町においても関係人口の創出の取組は、これまでも行っております。具体的には、アグリ・スマートシティによる2拠点居住の実証実験事業の実施、ふるさと同窓会応援事業、AYAGAWAアンバサダーの任命などがあります。

また、これから取り組む事業としては、綾川町地元企業就労者賃貸住宅家賃支援補助金があります。綾川町で働く町外在住の方を綾川町に住んでもらえるように誘導し、定住へとつなげていく事業であり、同時に地元企業の雇用にもつなげることで、地域経済の活性化にもつながる取り組みであります。

また、過疎地域活性化推進事業におきましても、関係人口の創出は、地域運営組織である各地区活性化協議会の立ち上げ、未利用公共施設の活用と並んで取り組むべき重点項目として、行政と住民も共通認識をしております。

石破茂首相も施政方針演説で、居住地以外の地域に「ふるさと住民」登録する制度の創設を検討する方針を示しました。関係人口を可視化することができ、地域の担い手確保につなげるのが目的とし、今後、総務省に課題について議論するとしております。本

町としましても、ふるさと住民票の導入には一定の可能性があると考えており、制度創設の動きもみながら、関係人口の創出になる土台作りの事業を進めてまいりたいと考えております。

3点目の運用方法や期待される効果についてですが、運用方法については、今後研究してまいりますが、期待される効果としては、地域への愛着が深まることで、リピーターの増加や地域貢献活動への参加が促進されることが挙げられます。また、ふるさと住民票を通じて得られる情報やサービスが、地域の魅力を再発見するきっかけとなり、新しいビジネスチャンスを生む可能性もあります。

4点目の導入へのネックについては、今後の制度の設計を見ながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）ありません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○11番（大野）はい、ありがとうございました。2問目の質問に移ります。

○11番（大野）表題の、提出している軟骨電導の「でんどう」は電気の動くじゃなくて伝わる導くです。間違っていました。

「軟骨伝導イヤホン導入について」質問させていただきます。

聴覚に不安を抱える町民の方々が自治体の窓口を訪れた際、スムーズなコミュニケーションを図ることができる環境を整えることは、自治体の重要な責務であります。

特に高齢者や聴覚障害のある方にとって、自治体窓口でのやりとりが困難な場合が多く見受けられます。

近年、全国の自治体で医療機関などにおいて「軟骨伝導イヤホン」が導入され、窓口業務の効率化や利用者の利便性向上に寄与している事例が増えております。

軟骨伝導イヤホンは、耳を塞がずに音を伝える技術を活用しており、音漏れが少なく、衛生的でありながら聴覚補助として非常に有効であるとお聞きをしております。

本町においても、聴覚に不安のある住民の方々への対応と、窓口サービスの質の向上を図るため、軟骨伝導イヤホンの導入を前向きに、検討していただきたいと思います。

以下、5点質問させていただきます。

1、本町における聴覚障害者や高齢者への窓口対応の現状についてお尋ねいたします。

現在、本町の各課窓口や支所、出先機関において、聴覚に不安のある方への対応はどうに行われているでしょうか。

また、窓口職員の負担や、対応時の課題についてどのように感じているのか教えてください。

2、軟骨伝導イヤホン導入のメリットと自治体での導入事例についてお尋ねいたします。

全国の自治体での導入事例を踏まえ、本町においても同様の機器を導入することの

メリットについてどのように考えているのでしょうか。

3、導入にかかる費用と財源についてお尋ねいたします。

本町において、12の窓口、1つの支所、2つの出先病院で軟骨伝導イヤホンを導入する場合の概算費用はどの程度必要だと考えますか。

4、窓口業務の効率化・町民サービスの向上への効果についてお尋ねいたします。

軟骨伝導イヤホンの導入が、職員の負担軽減や住民の利便性向上にどのように寄与すると考えますでしょうか。

また、他の自治体での導入効果を踏まえ、本町でも同様の効果が見込まれるとお考えでしょうか。

5、本町における試験的導入の可能性についてお尋ねいたします。

まずは一部の窓口や施設で試験的に導入し、その効果を検証することを提案したいと思いますが、試験的導入の意向はありますでしょうか。

軟骨伝導イヤホンは比較的低コストで導入可能でありながら、窓口対応の向上や町民の利便性向上に大きく寄与することが期待されます。

聴覚に不安のある町民の方々への支援を強化し、より誰もが利用しやすい窓口環境を整えるために、軟骨伝導イヤホンの導入を前向きに検討していただきたいと考えます。ご答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） 2点目でございます。

まず最初に1点目のご質問の、「聴覚に不安がある方に対する職員の窓口対応について」でありますが、現在、ゆっくりと大きな声で説明をし、筆談や指差し、口頭で行う案内を紙に書いて渡すなど、円滑なコミュニケーション、これに努めておるところであります。しかし、やりとりに手間や時間がかかり、大きな声で話すことが適さない場合があるといった課題もあります。

2点目の質問の、「軟骨伝導イヤホン導入のメリットと自治体での導入事例について」でありますが、議員質問のとおり、軟骨伝導イヤホンについては、加齢性の難聴の軽度・中度の方を対象としたものであります。音漏れが少なく、凹凸のない球状で手入れしやすいこと、また価格も3万円程度と比較的手軽であることから、役所や病院への導入事例が徐々に増えているとのことであります。

3点目の質問の、「導入にかかる費用と財源について」でありますが、仮に導入するならば、1個当たりの単価×導入個数ということになります。国の補助等はないということで、一般財源という形になります。

4点目の質問の、「窓口業務の効率化・市民サービス向上への効果について」ですが、軟骨伝導イヤホンは集音器であるため、窓口での対応に配慮がいる高度・重度の加齢性

難聴の方は利用対象とされておりません。そのため、導入自治体でもほとんど利用がなく、現在も筆談などで対応を続けているという状況であると聞いております。

5点目のご質問の、「本町における試験的導入の可能性について」であります。既に導入している自治体の利用状況や利用の課題、これをふまえまして、今後の研究課題といったしたい、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）はい、大野君。

○11番（大野）はい。

○11番（大野）答弁ありがとうございました。メリットも十分伝わっているところと、強度の方、中度の方にはなかなか効果が現れないという部分も、私も理解をしております。

これから大事なところは、いろんなところで、DXが進んでいく中で、やはり窓口の情報を、コミュニケーションとりながら情報を取ることと、そのとった情報をきちんと納めていくっていうことが大事な中で、やはり、聞こえにくい人に対して、サポートがあれば、これが100%正解かっていうものではないと思います。例えば先ほど言った筆談だったりとか、タブレットで打ち込むだったりとか、しゃべった言葉が画面に出てくるとかいろんな方法があると思うが、その1つとして、ぜひ、試験的にもやっていただきたいなと思っておりますが、再度ご答弁いただきたいなと思っております。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）はい、議長。

○議長（河野）宮前君。

○総務課長（宮前）大野議員の再質問についてでございますけれども、軟骨伝導イヤホンのメリット、デメリット、また窓口でのいろいろな対応方法については、検討の余地があろうかと思います。その中で、試験的導入というところでございますけれども、これにつきましては、いわゆる窓口業務の実施しておる、庁舎内の各課の意見、まずはお伺いして、そしてその必要性はある程度、検討できる状況であるならば、また試験的導入ということも検討してまいりたいというふうに思いますけれども、答弁にもございました今のところなかなか、そのニーズっていうのがまだ表に出てきてないのが現状でありますので、今後研究というところもありますけれども、そういう中での対応というふうにさせていただけたらと思います。

答弁いたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○11番（大野）はい、ありません。ありがとうございます。

○議長（河野）以上で大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野）3番、浜口清海君。

○3番（浜口）はい、議長。3番、浜口清海。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○議長（河野）なお、浜口君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○3番（浜口）通告に従いまして、一般質問をいたします。

「小中学生への登下校時の交通安全を問う」。

今年も3月を迎え、こども園の卒園式、小学校・中学校の卒業式、新たな旅立ちの季節となりました。そして、来月4月には、桜の花が咲くとともに、新入の園児、生徒を迎える明るく華やかで嬉しい季節を迎える、素晴らしい春が始まります。

ところで、昨年より昭和小学校の通学路の安全では、父兄の方々からその安全面での要望・要請があり、一部は建設課が対応し解消できた問題点はあるものの、残された課題は建設課の方で改善案、対応策を検討しております。以下の2点について質問いたします。

1、小学新1年生への登下校時の交通安全教育及び在校生への再教育

町内5校の小学校には、本年4月に新1年生が164名入学いたします。

新1年生は特に交通安全の教育をするでしょうが、どのように安全教育をしていくのでしょうか。そして上級生の生徒たちも安全で、事故なく登下校できるよう通学路の安全面での再点検、再確認は必要だと考えますが、本町としてどのように指導し、点検していくのかを問います。

2、中学生の自転車通学の安全教育

綾川中学校の通学においても、安全面での再確認が必要です。特に、自転車通学では、自動車の往来が多い県道があり、接触事故や人身事故等の発生がないように、注意し、安全教育をしていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）「小中学生への登下校時の交通安全を問う」ということで、質問にお答えいたします。

まず、小学校1年生への交通安全指導につきましては、各校へ高松西警察署から講師をお招きして交通安全教室を開催しております。各校近隣の道路では、信号機の見方や横断歩道の渡り方など、実際にご指導をいただいております。

次に、小学校における在校生ですが「自身の身は、自分で守る」という観点を踏まえ、安全な通学ルートの確認、交通ルール・マナーの徹底、担任からの指導はもとより、朝礼や全校集会等で随時指導、登下校時には、地域の交通指導員やボランティアの方々による交通見守り活動、教職員の交通立哨などを行っております。また、安全な通学路の

確保については、令和6年度から通学路の安全確保事業要綱を策定し、対応をしているほか、「綾川町通学路交通安全プログラム」を策定し、高松西警察署ほか関係機関と連携し、各小学校区の通学路の危険個所の安全対策を検討しております。

なお、今年度は自転車用ヘルメットの購入補助事業を実施したことに伴い、全小学校で自転車交通安全教室を開催して、安全な自転車の乗り方やヘルメット着用の指導も行ってございます。

次に、中学校新1年生につきましては、高松西警察署から講師を招き、自転車の交通安全教室を行い、自転車の安全な乗り方やヘルメットの着用についてご指導をいただいております。その他、中学校近隣と一緒に歩いて、危険個所等についての現地確認も行っております。毎年、新1年生は年度当初に、自転車運転の技術が未熟なため、接触事故が数件発生しておりますが、近年、小学校における自転車教室を開催する機会が減っていることも起因していると考えられます。今後の検討課題としています。

また、登下校時には、随時保護者や教職員が立哨活動を行い、交通安全の呼びかけを行い、新たに把握した危険個所があれば、朝礼時や昼食時に注意喚起を行っております。今後とも、地域の方を含め関係機関や団体との連携を図り、情報収集に努め、交通安全対策においての子どもたちの命を守る働きかけ、指導を行ってまいりたいと思います。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）ご答弁ありがとうございました。再質問ですが、私のところには特に畠田、後久、向山、茶円原方面からの昭和小学校への通学路の安全が父兄の方々から大きく改善要望が、強く望まれております。

すでに建設課は対応していただいている、一部対応していただいているが、今後、建設課、経済課の対応要請しております。今後の、対策・対応策を問います。

要望しておりますけどもその対策については、どのようにされるかを教えていただければと思いまして。

○議長（河野）田岡建設課長。

○建設課長（田岡）議長。失礼をいたします。浜口議員さんの再質問の方にお答えをいたしたいところではございますけれども、常任委員会の方で、また、どういった状況かをご説明させていただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○3番（浜口）申し訳ございません。私のほうからも場違いな質問になってしましました。重ねてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、ありません。

○議長（河野）以上で浜口君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○3番（浜口）はい、議長。

○3番（浜口）続きまして、「小中学生が夢を持つ教育をどのようにしているか」。

令和7年も正月が過ぎ、あっという間に3月になりました。今年も必ず大晦日がやってきます。時の経つのは早いもので、全世界の人々に平等に、必ず10年後は来ますし、日本国民にも必ず30年後も来ます。

そのように30年後には、中学生の皆さんのが日本の中心メンバーとなって、この国を支えていっていることだと思います。また、小学6年生は40歳を超え、1年生は40歳前で皆が働き盛りとなると思います。今年、開業、稼働し始める生成AI企業が綾川町で稼働する。そのようなハイテク産業の会社を創業するような夢を、または医者になる、パイロットになるような夢を、望みをもってほしいと思います。

そしてまた、農業や、製造会社、配送会社、スーパーマーケット等々の会社を起業して社長になる。いろいろな夢をもって行動し、実行し、夢を実現してほしいと思います。

このように、会社を創業するような、会社のトップを目指すような、夢を持てるような教育をするのかを質問いたします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○議長（河野）教育長。

○教育長（松井）浜口清海議員「小中学生が夢を持つ教育をどのようにしているか」ということでございます。

小中学校において、希望や夢を持って生きることや働くことの意義を理解し、主体的に行動しようとする態度を育てることは重要であります。現在、発達段階に応じた体系的なキャリア教育において、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的活動の充実が求められております。小中学校においては様々な体験活動を教育活動に位置付け、多様な人とのかかわりを大切にしながら充実を図っています。

小学校では、授業の内容に関連して、地域の方やボランティアティーチャーを招聘したり、音楽・芸術などプロの方を招聘し、本物に触れる機会を設けたりしています。先日開催されたハイレゾ社による綾上小学校のプログラミング教室もこの一例でございます。

中学校では、2年生で体験学習、職場体験を実施しております、今年度は町内外66の事業所でお世話になりました。生徒が各自選択した職場において体験することを通して、その職業への理解を深めるとともに、人の役に立つ喜びを感じることもできます。

このような体験活動は、「好きなこと」「自分にできること」「得意なこと」の発見等児童生徒の個性の伸長にもつながっております。

また、道徳や特別活動では、「希望や勇気」「自己の生き方」を考える時間を大切にしております。授業においては、日本や世界のいろいろな分野で活躍する人の教材を通して、その人に憧れ、夢を持つことにつながったり、「なりたい自分」「将来の職業」について考えたりする場となっております。

このような教育活動を基に、児童生徒一人ひとりが夢を持ち努力することにより、綾川町の誇れる社会人、職業人となるよう土台作りに努めてまいります。

以上、質問にお答えします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）再質問させていただきます。ご丁重なご回答ありがとうございます。

夢を持つことと同じく、その一方で、我々の世代、私たちは昔から、お米を食べるたびに、ご飯を食べるたびに、「作ってくれたお米を作ってくれたお百姓さんに感謝をしなさい」と父母からさとされました。そして私事で恐縮ですが、長年勤めた中小企業では、給料の高い安いに関係なくして、勤勉で休むことなく働く社員がいてこそ、企業、会社は成り立っていることを実感させられました。

市町村、県、国も、勤勉な公務員がいて成り立っています。その勤勉で働く勤労者があって、社会が、国が成り立っており、その働く方々に、感謝することができる教育をお願いするよう問います。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○議長（河野）教育長。

○教育長（松井）再質問の内容ですが、ごもっともなことでございまして、そういうバランスのとれた、いわゆる知識、それから体力、それから情意面の気持ちの素直な、そういう子どもたちを育てるというのが学校教育の基本でございますから、そういったことを目指して、各学校とも、先生方取り組んでおるわけでございます。

将来に向かって綾川町のためにとか、日本のためにとか、そういうふうなですね、大きなねらいとしてはそこにあるというふうに思っております。

ですから、ちょうど小中学校というのは、その基礎、芽を育てる場だと考えておりますので、なかなか成果としては一気にはいかないと思いますが、将来的な目標としては、そういったところを目指して、本当にバランスのいい、そういうような人格を持った生徒を育てようということで取り組んでおりますので、今後ともまたご指導よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。

○議長（河野）はい、浜口君。

○3番（浜口）再々質問というよりも、お願ひであります。要望でございます。夢を持ち、そして感謝の心を忘れない。そのような勤労を尊び、夢を持ち感謝をする教育をお願いしたいと、強く強くお願ひいたします。

○議長（河野）以上で浜口君の一般質問を終わります。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時26分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）6番、小田郁生君。

○6番（小田）議長、6番、小田。

○議長（河野）小田君。

○議長（河野）なお、小田君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○6番（小田）それでは通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1問目、「綾川町農村公園について」質問させていただきます。

今議会で、農村公園条例の一部改正により、9つの公園から8公園に変更されますが、旧綾南町時に設置された公園は20数年が経過し、トイレなど、遊具施設も老朽化しています。農村公園は、もともと地元要望により、国の補助金で施設管理を地元が担う条件で設置されたと聞いております。

現状、地元管理費として、町より補助金をいただき、施設管理をしていますが、人口減少の波もあり、担い手不足が生じていると感じます。施設管理が、持続可能なものにするためにも、地元と協議し、施設管理契約を再度締結する必要があると考えます。

そこで、農村公園を再認識するために、まず

- 1、農村公園が設置された経緯。
- 2、地元との施設管理契約の内容。

3、今後、農村公園をどうするか、お尋ねいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい。

○町長（前田）1点目の農村公園が設置された経緯につきましては、昭和54年度採択の農村総合整備モデル事業や、県営ほ場整備事業、また、町単事業での土地改良事業で整

備されたものであります。当時は地元からの要望に基づき、整備されたものと認識しております。

2点目の地元との施設管理契約の内容についてであります。各地区の農村公園運営協議会と公園内の草刈りや清掃等の維持管理を内容としておりますが、地域の実情、これも考慮して、今後内容を精査してまいりたい、そのように思っております。

3点目の、今後については、毎年開催しております農村公園意見交換会にて各公園の現状を聞き取りをし、老朽化した遊具や施設の撤去や改修といった、各公園の現状に応じた対策を行い、引き続き、各地区農村公園運営協議会により維持管理をしていただくことを考えております。農村公園は、令和3年3月に策定いたしました「綾川町身近な公園整備基本計画」におきまして、身近な公園の一つとしてとらえておりますが、地元の意見として、使用されていない、あるいは不要であるということであれば、廃止も含めて、今後の方針を検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（小田）はい。

○議長（河野）小田君。

○6番（小田）答弁ありがとうございました。

最後に、町長が言われたように、廃止も含めて検討するということであります。できましたら、1ヵ所でも全部が一緒にならなくてもいいんで、1ヵ所ずつ、時間がかかるんですけども、協議していただいて、管理をどうするのかとか、もうこれは要らんのやつたら廃止するやとか、いうことを求めたいと思います。

なぜということを言わせていただいたら、私もちよつと地元の方で、担い手がいないということで、お手伝いをさせていただいてます。ただやっぱりそこも、トイレがやっぱりくみ取り式で老朽化して、やっぱり非常に危ないということで、経済課の方には撤去も含めて考えて欲しいということを言っております。

そういうこともありますんで、1つの公園に対して、きめ細かに、1年ぐらいかけて結構なんで、協議をしていただきたいと思います。要望です。

○議長（河野）小田君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○6番（小田）続きまして、2問目で「道の駅滝宮駐車場施設の拡充」ということで、一昨年6月議会で質問させていただきました道の駅滝宮駐車場施設の拡充について、現状では、大きな問題なく対応できているとの答弁をいただきました。令和7年度施政方針の主要施策にある観光振興として、道の駅滝宮を綾川町の魅力を発信する拠点として、様々なイベントを柱として、綾川町ブランドの知名度向上に取り組んでいくとあります。

来館者の利便性を考慮し、再度、来館者用駐車スペース確保のため、駐車場施設の拡充を検討いただきたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）お答えをいたします。

道の駅滝宮は、令和5年度は47万5千人余の来館者でありまして、今年度は、2月までに44万4千人余であり、対前年比103%ということで、賑わいをみせております。

質問いただいております駐車場施設の拡充の件についてであります。利用状況調査を実施して検討することとしておりましたが、指定管理者との協議の結果、指定管理者側で第2駐車場に監視カメラ、これを導入を検討するとのことでありましたので、調査は、まだ実施できておりません。指定管理者からの聞き取りでは、平日においては、まだ余裕はあるものの、連休など休日のピーク時には満車となることがあるとのことでありますので、一番来客数が多いゴールデンウィーク、これを含む5月末までに調査を実施し、その結果をもとに検討してまいりたいと考えております。

なお、路上駐車や国道の渋滞、これを引き起こし、迷惑をおかけする状況が起きる場合には、早急に、その解消、対策を検討してまいりたいとそのように思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（小田）はい、議長。

○議長（河野）はい、小田君。

○6番（小田）答弁ありがとうございます。なかなか、やっぱり毎日が混むということじやないんで、調査も前には進みませんけれども、先日、たまたま日曜日でした。私が家が近いもんですから、車で往来することあるんですけど、もうちょうど第2駐車場が満杯で、ちょうど路肩ですね、道路の路肩に綺麗に縦並びで12、3台並んでました。

これも一時的なことではあると思うんですけども、なんせやっぱりその一時的であっても、もしも何かあったときはちょっと非常に、地元としてはどうかなあというふうに考えます。

で、調査もこれからということになりますけども、できたら、土日、経済課の課長も見に来ていただいて、どんな状況か目で見ていただきたいと、思います。すぐというわけにもいかんんですけども、準備していただいて、すぐすべてが前に進むと思ってませんので少しづつ詰めていただいてですね、土地の確保とかいうことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家経済課長。

○絏済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家君。

○絏済課長（福家）はい。

○絏済課長（福家）小田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

道の駅の駐車場につきましては、毎日ではないんですけど、たまに土曜日、日曜日、

見には行っています。土曜日についてはまだ、先ほど答弁にもありました通り、まだ余裕はあるんですけれども、日曜日、やっぱり 10 時から 12 時ぐらいには混んでおると。昨日も、ちょっと行ってはみたんですけども、やっぱり第 2 駐車場の入口の付近で、入れないんでそこで止まっている車があるということでちょっと中に入って待つていただければ、もうちょっとスムーズにもなるかなという気もしましたけれども、駐車場の拡充の件につきましては周辺、当たってもみないといけないということをございますので、検討の方はさしていただきたいと思います。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○6番（小田）はい、ありがとうございました。

○議長（河野）はい、以上で小田君の一般質問を終わります。

○議長（河野）1番、川崎泰史君。

○1番（川崎）はい、議長。1番、川崎。

○議長（河野）川崎君。

○議長（河野）なお、川崎君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（川崎）はい、それでは質問をさせていただきたいと思います。

まず1問目、「綾川町町民アプリ」。

東かがわ市が市全体の情報提供や各種住民との連絡、書類提出、地域通貨、ゴミ出し情報、マイナンバー連携による個人情報管理の提供など、すべて一括のアプリで提供しています。同様の試みは琴平町においてもなされています。

これらが、今後の基本インフラ（設備及びサービス）であるという認識が町にはあるのか。綾川町では現在のところ、自動送信及び表示（いわゆるプッシュ送信）される個人専用情報送信（パーソナルカスタマイズ）の仕組みがほとんどなく、現在の一般的な情報提供の感覚からは大きく遅れています。

また、地域通貨について、地域内での循環が大前提で、さらにはその用途や時間、利用者の種別等のいわゆるビッグデータを把握するのが大前提でありますが、その認識はあるのでしょうか。

本来であれば、令和6年度導入されたデジタル商品券アプリは、これまで述べてきた町民アプリとしての機能が内包されていましたが、その活用がされずに1年で止まった経緯はなにか。

以上回答お願いします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）質問にお答えをいたします。

自治体が運用する公式アプリについては、近年、導入する自治体が増えているところであります。従来の公式サイトに加え、最近ではLINEやアプリを活用して、情報提

供の迅速化、住民による情報へのアクセスの利便性など、住民サービスの向上が図られるものと認識しております。

本町においても、サイトやアプリ等の導入については、今後の重要な情報伝達手段として検討すべきものと考えておりますが、高齢者やITに不慣れな住民が利用しづらく、情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生ずる経済格差であるデジタルデバイドの問題をはじめ、個人情報の漏洩などのセキュリティリスク、運用コストや利用促進の課題、また、システム障害などの技術的なトラブルについても慎重に検討する必要があると考えております。本町における導入については、他市町の状況、いろいろとやっている状況を捕まえておりますが、これらを踏まえながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、地域通貨については、地域内で消費を促進し、地域経済の活性化を図ることが目的でありまして、地域通貨導入により、通貨の用途や利用者の属性等のデータが収集できることは承知をしております。

昨年度は、従来の紙の商品券である「あやがわスマイル応援券」を「マイデジ」というアプリを活用し、一部、デジタル商品券として販売をいたしました。

これを継続しない理由としては、1点目として、デジタル商品券の申込数が少なく、アプリの導入者が少なかったことであります。結果的に広く流通しなかったということです。

2点目としては、システム・アプリの利用料、加盟店データの管理費など、多額の運営コストが毎年度発生することあります。アプリの利用としては、デジタル商品券事業単体では持続可能ではないと、こういうことで判断したところであります。

今年度は、将来の地域通貨化を見据えて、電子マネーとして広く町民に流通し、高齢者にも多く利用されているWAONでの発行を行うことを計画しており、町民のみなさんの更なる利便性の向上、サービスの効率化を図ってまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）あります、再質問。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい、議長。

○1番（川崎）はい、ありがとうございます。

大体の件はいっているんですが、このデジタル商品券、地域通貨等に関してなんですが、申し込みが少なく、広く流通しなかったということで1年目ですので、これはおそらく想定されてたと思います。事前の告知等あまり大きくされておりませんでしたので、私の認識としては織り込み済みだったのかなと思っておりまして、それが翌年度、もうすでに活用されないということで非常に残念だと思っております。

また、導入前に、私も担当委員会としても、このアプリについてはこのような拡張機

能が非常に多くあるということで、どちらかとそちらの方が重要であるという旨でお願いしておったと思うんですが、そういった点が、残念ながら活用されずに今言ったように、あくまで単純なデジタル商品券としてだけの評価で終わってしまったということで、そのあたりに、そもそも導入の時点で考え方の齟齬が、これは行政内であったのかなと思うんですが、この点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）川崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

いわゆるアプリの導入に関する内容でございますけれども、今現在、本町においては導入につきましては、なされてないというところで、今後、答弁にもございましたように、住民サービスの向上というのが当然、期待されるところでございますので、各担当課、原課も含めまして、どういうものができるか、また住民に対してどういうふうにサービス向上ができるかというのをもう少し煮詰めていきまして、導入できる内容を検討してまいりたいと思います。

その導入にあたっては、いろいろ課題がございます。そういった部分をクリアできるような体制づくりから、まず始めさせていただいて、導入できる体制をまずは構築してまいりたいというふうに思っておりますので、またいろいろご指導もいただけたらというふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（河野）再々質問はありますか。

○1番（川崎）議長。

○議長（河野）はい、川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎）回答ありがとうございました。引き続き、方針に対するトップダウン、そして内容について詳細については、ボトムアップの形式で、ぜひ、事業検討をお願いいたしたいと思います。先ほどのもう1点、いわゆる高齢者のデジタルデバイドの問題ですが、これ高齢者には限らず、デジタルデバイドってのは全世代にわたってあります。

そういうところには、これはもうかなり以前に教育委員会の生涯学習課の方で、お願いして各公民館等でスマートフォン教室等も実施していただいております。

こういった中で、今一般的な利用についてやっているんですが、こういった例えば町民アプリのようなものがあれば、それを題材として実行することなどによって、具体的に、そういったデジタルデバイドの解消も可能だと思いますが、こういった点の取り組みは、まず大前提として、そういったアプリを町として導入していくこと、これが重要なになってまいりますが、これを導入するにあたってそういう対応というのがとれるのかどうか、こういった点をちょっとご回答いただければと思います。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）川崎議員の再々質問でございます。

いわゆる、町としてのアプリの導入後、デジタルデバイド、高齢者に関わらず、当然

発生してくるであろうというところの中でその対応をどうするかというところでございますけれども、今現在のスマホ教室、おっしゃっておったように実施されております。そういった中で導入がされれば、もう1つ踏み込んだ内容で、定期的なアプリの活用ができるような、研修的なところとか、そういうのも、どういう形でするかは検討する余地があろうかと思いますけれども、住民に対しての周知、また啓発というのを徹底してまいりたいというふうなところでございます。

以上、再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 川崎君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○1番（川崎） 議長。

○議長（河野） はい。

○1番（川崎） それでは2問目の質問にはいります。「過疎地域活性化の原資」。

現在、各地区の活性化協議会に対し、町からの交付金を交付し、協議会で様々な活性化策の検討を行っています。過疎地域の地域課題の解決のため、必要な事業提案に対して、過疎対策事業債の適用の検討はあるのか。回答をお願いいたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご承知のとおり、令和6年3月から5月にかけて、旧綾上町地域の旧小学校区を単位として地区活性化協議会、これが設立されました。

「地域住民による地域の暮らしを支えるチーム」という地域運営組織として、地域住民の主体性と総意工夫により、地域の実態にあった地域づくりに取り組む、地域を代表する組織として、地域住民と町職員、地域外の人材が協働して「末永く住み続けられる、持続可能な地域」を目指すものであります。

地区活性化協議会に関わるみなさんが当事者意識を持ち、設立1年目から各地区にて活発な活動が展開されております。地域住民による地域課題の解決が期待されておるところであります。

地区活性化協議会に対する行政からの支援といたしましては、各種情報提供をはじめ、人的支援として集落支援員、地域おこし協力隊の配置や町職員が地域担当職員として協議会活動に参画しておるところであります。

さらに財政支援として過疎地域活性化交付金を創設しております、地域と行政による地域づくりを推進する体制を整備しております。

現在の協議会活動は、町からの過疎地域活性化交付金、これが原資となっておりますが、持続可能な取り組みとしていくために、各協議会においては自主財源を確保する収益事業などの検討が行われているところであります。

過疎対策事業債の活用につきましては、過疎市町村が市町村過疎計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められておるという地方債であります、町が事業主体となる場合に限られております。

町としましては、地区活性化協議会は地域住民が主体となることが重要であると考えておおり、その点を勘案いたしますと過疎対策事業債の活用よりも、農地保全、生活支援、地域交通など各分野においての地域運営組織を核とした取り組みに対して、事業分野に特化した活用可能な国の財政支援制度がありますので、地区活性化協議会からの提案内容に応じた制度の活用を検討することが最良であると考えております。

また、地区活性化協議会に対して、国の支援制度や先進的な活用事例に関する情報を積極的に提供することによりまして、地域課題を解決するための取り組みを考えるきっかけとなることも期待をしておるところであります。

いずれにいたしましても、重点施策として現在進めている地区活性化協議会への支援をはじめとした過疎地域活性化推進事業におきましては、国の制度を有効に活用し、「末永く住み続けられる、持続可能な地域」を目指してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎）はい。ご回答ありがとうございます。しっかりと支援をぜひ行っていただきたいと思います。

その中で、先ほどの過疎対策事業債についてはもちろん町が主体となる事業になりますが、当然ながら活性化協議会の中で自主財源等を活用しまして、自主的に対応可能な事業は、当然、自分でやっていくというのはもう大前提でございますので、それは何ら問題ないんですが、やはり地区の中で様々な事案、また様々な課題、出てくると思います。そういう中で当然行政主体で解決していただくようなことも提案として出てこようかと思います。そういう点に対して、過疎対策事業債も、活用できる分野は当然あろうかと思いますが、そういうことが、行政内で検討を考えとして持っているのかどうか、そういうところが質問の趣旨でございますので、その点のご回答をお願いいたします。

○いいまち推進室長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○議長（河野）福家君。

○いいまち推進室長（福家）川崎議員の再質問にお答えします。

質問内容につきましては、過疎事業対策債を行政主体で対応できる、活用できる可能性はあるかどうかというところでございますが、町長答弁あった通り、まずその基本は町長答弁の通りだと思います。ただ、過疎地域事業対策債につきましては、起債の充当率は100%ですが、100%であって、今年度、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されることとなると、非常に有利な起債であるということは議員さんもご承

知の通りだと思ってます。ただ、町が事業主体となる場合に限っており、過疎対策事業債のソフト分を活用し、事業を行うことは可能ですが、町としましては事業の主体はあくまでも、活性化協議会であると考えております。

しかし、それに加えてですね過疎債はですね、他の起債と同様に、借金ではありますので、その発行には慎重な判断が必要であると思っております。今後、地域共同で事業を進めながら研究していきたいと思ってます。以上答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はありますか。

○1番（川崎）ありません。

○議長（河野）はい。

○議長（河野）次に川崎君の3問目の質問を許します。

○1番（川崎）はい、議長。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎）それでは3問目の質問に入りたいと思います。

「A I データセンター活用について」。

先程の森議員の質問ともかぶりますが、質問を続けさせていただきたいと思います。

1、産業分野向け

町内の中小企業、小規模事業所、農業向けにA I 開発用のリソースの無償開放は可能か。

体力のない中小の事業所や、スタートアップ企業での利用を対象に、A I サーバリソースを、ある程度の上限は設けられる前提として、開発用に開放してもらうことで、綾川町への企業誘致や起業において、大幅な優位点となると思うが、町の考えはどうでしょうか。

2、教育分野向け

すでに小学校向けのプログラミング教室が開催され、大変ありがたいことあります。また、使用教材も、コンピューターや電子工作の原点に容易にアクセスできる内容であり、昨今のG U I（画像式操作画面）や高級言語環境における、電子素材と乖離した開発環境ではなく、直感的にコンピューターに馴染む環境であると評価できます。

引き続き、このような教室の開催をお願いするとともに、産業分野でも述べたようなA I サーバリソースを教育用に無償かつ自由に開放していただきたい。

私自身の経験でも、中学生の時にパソコンを自由に使用できる環境を提供してもらったことが、S E及びプログラマーとして今の仕事に結びついていることもあります。教育上大変有用であると思います。ご回答をお願いいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

G P Uの専用データセンターにつきましては、令和6年4月19日に経済産業大臣が（株）ハイレゾの香川県内の「A I開発用G P Uデータセンター」の設置に係る事業を「特定重要物資供給確保計画」として認定、令和6年5月7日に（株）ハイレゾ香川による「A I開発用G P U専用データセンター」の立地協定を綾川町・香川県・高松市・（株）ハイレゾの間で締結し、これまで進めてきたところであります。旧綾上中学校では、本年8月稼働に向けて工事に着手をしております。

まず1点目の産業分野向けのリソース無償開放、これはありません。

森繁樹議員の一般質問でもお答えしたとおりであります、町においては、職員向けA I研修から開始し、町内企業等にも広げていくことから始めていきたいと考えております。

さらに、地域の大学や研究機関との連携も重要であります。これらの機関と協力し、A I技術に関する研究開発を進めることで、地域全体の技術力向上にも寄与できるものと考えております。特に、学生や若手研究者が実際のプロジェクトに参加することで、実践的なスキルを身につける機会を提供し、将来的な人材育成にもつなげていきます。

また、運営会社である（株）ハイレゾ香川とも連携し、地域住民向けの説明会や見学会を開催することで、A I技術への理解を深めてもらうことも重要であると考えております。これにより、地域全体がA I技術の恩恵を受けられるような取り組みを進めてまいります。

次に、2点目の教育分野向けにつきましては、学校教育においては、綾上小学校において、誘致企業の協力でプログラミング教室が開催され、大変好評がありました。今年度は全学校で開催できるよう調整するとともに、企業の技術が子どもたちの教育にどのような利用ができるのかを、企業の提案も受けながら研究し、特色ある教育につなげてまいります。

また、本町は『教育の町宣言』を行い、幼児教育、学校教育、社会教育の連携を図りながら、すべての町民が参加でき、学ぶことができる環境も整っております。これに加え、他にはないA I開発用データセンターを誘致したことによる綾川町でしか体験できない教育を提供することは、子育て世代の「誰もが住みたくなるまちへ」のアピールになります。こうした魅力ある立地条件を生かすとともに、本町に移住したいと思われる施策を展開していくことで、県外も含めた他の市町からの移住促進を図るとともに、若い世代に关心の高い子育て・教育環境をさらに充実させ、若者に選ばれ、定着してもらえる町を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○1番（川崎） はい、議長。再質問。

○議長（河野） 川崎君。

- 1番（川崎）はい。
- 1番（川崎）はい。ありがとうございます。大変、活用に向けて、ぜひお願いしたいと思うんですが、やっぱ具体的な利益というか、具体的な優位点、これを、やはり町として提供していかないと、なかなかそういった発展というのは、なかなか難しいのではないかなと思います。
- そういう中で今回あくまで研究用に対してのサーバーリソースの提供というものを、提案したわけですが現在のところ検討はないということで、これは教育分野向けも、企業さんを通した支援ということなんですが、結局、教育分野でもそうですけど、自由に活用できるってことは非常に大事でございまして、これ今までもGIGAスクール関係でも常に申しております。先生から指導されてどうこうではなくて、自らの発想によって、活用していくっていうことが非常に大事でして、その環境整備するのが、私は公の役目かなと思っております。
- そういう部分について、もう一度どのようにお考えなのかお答えいただければと思います。もう少し今話を聞いた内容によると、具体的な構想としてはちょっとまだできていないのかなと思いますが、もう少し具体的な話をぜひお聞かせいただければと思います。
- 議長（河野）福家いいまち推進室長。
- いいまち推進室長（福家）はい、議長。
- いいまち推進室長（福家）川崎議員の再質問にお答えをいたします。AI関連に関する具体的なリソースの関係のご質問ではありました。で、私ども、関係AIのハイレゾにも確認をしたところ、確かにハイレゾが所有しているリソース、ありますが、かなり他の他社と比べて3分の1の単価というところで聞いておりますが、それにしても高価な費用がかかるというところは、お聞きしております。
- 答弁でも申し上げました通り、AIの研修、AIで何ができるか、活用できるかっていうところを研究しながら、生かしていきたいと思ってます。教育分野につきましても、そういうところで、私どもにはない技術・提案を関連の企業から得ることによって対応していきたいなと思っております。現在のところこういった答弁にとどまりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（河野）再々質問はございませんか。
- 1番（川崎）ありません。
- 議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。
- 1番（川崎）ありがとうございました。
- 議長（河野）以上で、一般質問を終わります。
- 議長（河野）これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。次の本会議は、3月19日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時 6分

第3日目（3月19日）

出席議員 15名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
8番	十河茂広
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

14番 福家功

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻村育代
総務課課長補佐	田辺由花
議会事務局書記	津村高史

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前	田	武	俊
副 町	長	谷	岡	学	
教 育	長	松	井	輝	善
総 務 課	長	宮	前	昭	男
いいまち推進室	長	福	家	孝	司
支 所	長	宮	脇	雅	彦
税 務 課	長	亀	山	和	成
学校 教育 課	長	岡	下	進	一
生涯 学習 課	長	中	津	秀	之
会計管理者兼会計室	長	水	谷	香保里	
建設課長兼長柄ダム再開発事業推進室	長	田	岡	大	史
経 済 課	長	福	家	勝	己
住 民 生 活 課	長	緒	方	紀	枝
保 険 年 金 課	長	辻	村	隆	司
陶 病 院 事 務	長	辻	井		武
健 康 福 祉 課	長	土	肥	富士三	
子 育 て 支 援 課	長	杉	山	真紀子	

傍聴人 7人

追 加 議 事 日 程（3日目）

- 第39 発議第 3号 綾川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第40 発議第 4号 綾川町議会委員会条例の一部改正について
- 第41 発議第 5号 綾川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

令和7年 第1回 綾川町議会定例会 第3日目

3月19日 午前10時 1分開会

○議長（河野）おはようございます。ただいま、出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。

○議長（河野）ただいまより、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長 福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）改めておはようございます。

ただいまより、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、午前9時より、常任委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、最終日における諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

今定例会会期中、議会から3件の追加議案が提出されました。

提出された案件は、発議第3号「綾川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」、発議第4号「綾川町議会委員会条例の一部改正について」及び発議第5号「綾川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正」の3件です。

今定例会にて審議することが妥当として決定し、これらの3件を日程に追加することといたしました。

この後、各常任委員会の委員長報告を受けた後、上程されました議案の採決をいただきまして、今定例会を閉会したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本日、議会から追加日程第39、発議第3号、「綾川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」及び、追加日程第40、発議第4号、「綾川町議会委員会条例の一部改正について」及び、追加日程第41、発議第5号、「綾川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」が提出されました。

これら3件を日程に追加し、議題といたします。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、これらを日程に追加し、議題とすることに

決定いたしました。

○議長（河野）ただいまより委員長報告を行います。

○議長（河野）総務常任委員長 植田誠司君。

○総務常任委員長（植田）はい、議長。9番、植田。

○議長（河野）植田君。

○総務常任委員長（植田）ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、3月11日、午前9時27分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員5名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐等、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は11件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」説明を求めました。

執行部より、「国の『刑法等の一部を改正する法律』及び『刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律』が令和7年6月1日から施行されることに伴い、本町の関係条例においても改正法の施行までに改正する必要が生じたため、本条例を制定するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第3号「綾川町国民健康保険陶病院長等の定年の特例に関する条例の制定について」説明を求めました。

執行部より、「職務と責任に特殊性があり、欠員の補充が困難であるため、現在の陶病院長と綾上診療所長に限り、定年年齢を70歳とする特例を設けるため、本条例を制定するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第4号「綾川町犯罪被害者等支援条例の制定について」説明を求めました。

執行部より、「町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、計画的に取り組むことにより、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに支援を推進するため、本条例を制定するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第5号「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「国の『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に

に関する法律』及び『次世代育成支援対策推進法』の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、育児中の一般職員の超過勤務の免除となる子の対象年齢を3歳に満たない子から小学校就学前までの子とするものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第6号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「国の『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律』の改正に伴い、引用法令の条ずれに対応するため、本条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第10号「令和7年度綾川町一般会計予算について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ123億円である。」との説明を受けた後、予算書に基づき、詳細な説明がありましたので、各課の新規及び主要事業などについて要約したものをお報告いたします。

まず、歳出から説明があり、総務課関係では、「主な事業として、総務管理、財産管理、庁舎管理、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業などの地方振興費、電子計算費、消防及び災害対策事業などであり、新規事業としては、合併20周年記念デジタルスタンプラリー事業、かがわ電子入札システム使用料、過疎地域活性化推進事業関連として地域プロジェクトマネージャーの配置、旧山田こども園粉所分園改修工事費、自治体システム標準化対応業務に伴うガバメントクラウド利用料及び標準化システム使用料、防災士資格取得業務などに係る経費を計上している。」との説明がありました。

委員より、「合併20周年記念デジタルスタンプラリーの具体的な内容は。」との質問があり、執行部より、「大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭が開催され、多くの観光客が香川県を訪れることが想定されることから、幅広く綾川町をPRしていく。また景品応募時のアンケート機能により町外から綾川町へのニーズを把握していく。滝宮の念佛踊とからめて7月から8月と9月中旬から11月中旬の2回実施する。」との答弁がありました。

委員より、「合併20周年綾川町情報発信業務の具体的な内容は。」との質問があり、執行部より、「綾川町の魅力を発信するため、イオンモール綾川の西北入口付近の壁面に、綾川町ボードと70インチのモニターを設置する。」との答弁がありました。

委員より、「路線バス坂出綾川線実証実験運行業務は、いつまで実証するのか。」との質問があり、執行部より、「収支が見合わない場合は廃止も視野に入れるが、継続的な利用者もいるため、すぐには難しい。今後の方向性について琴参バスとも協議が必要である。」との答弁がありました。

委員より、「夏場の暑い中で街頭に立ってくれている交通指導員の制服を、空調服なども支給しては。」との質問があり、執行部より、「交通指導員からの要望もあり、今後検討する。」との答弁がありました。

会計室関係では、「役務費の手数料において、公金の振込手数料の増額、また、金融機関での窓口収納にかかる手数料を新規に計上している。」との説明がありました。

税務課関係は、「新規事業として、綾南地区の旧図について電子媒体での運用を行うための図面データ化に伴う経費、また、令和9年度の評価替えに向けた『航空写真共同撮影業務』『標準宅地鑑定評価業務』などを計上している。」との説明がありました。

学校教育課関係では、「主な事業として、教育委員会や小中学校の人事費ほか施設管理運営費と教育振興費、学校給食調理場や送迎バスの運営、小学校建設費などである。新規事業としては、県との共同調達で一人1台タブレット端末を更新する情報機器整備事業、Wi-Fiのない家庭に町が機器を貸与する情報通信機器の経費や、授業の充実、タブレット利用促進、また国語力向上並びに読書習慣の推進のための電子図書コンテンツ購入費などを計上している。」との説明がありました。

委員より、「中学校費の部活動指導強化推進報償費の内容は。また、部活動地域移行化との関連については。」との質問があり、執行部より、「9名の部活動外部指導員への報償費である。部活動地域移行化については、県内他市町において実証事業が行われているが、様々な問題点があり制度設計が難しいとの声がある。中学校及び地域移行の受け入れ可能な団体との協議を行いながら現状把握に努め、制度設計については、今後も慎重に検討していきたい。」との答弁があり、なお委員より「地域移行化にあたっては、保護者や関係者等に十分説明し進めて欲しい。」との要望がありました。

生涯学習課関係では、「主な事業として、育成センターや公民館、図書館などの社会教育施設、総合運動公園などの社会体育施設の管理運営及び青少年、婦人・高齢者、同和などの各種教育事業、文化財保護事業などであり、新規事業としては、山田公民館ホールの照明をLED化、昭和公民館受変電設備改修、山なみ芸術祭実行委員会への補助、第55回全日本中学生ホッケー選手権大会町実行委員会への補助、また、総合運動公園の陸上競技場の4種ライト公認継続にむけての改修工事費などを計上している。」との説明がありました。

委員より、「合併20周年文化協会補助の内容は。」との質問があり、執行部より「町文化協会が毎年実施している文化記念行事に補助を行っており、令和7年度は、合併20周年事業も兼ねた行事を行う予定である。」との答弁がありました。

委員より、「総合運動公園の陸上競技場が陸連の公認を受ける利点は何か。」との質問があり、執行部より「公認を受けることで、利用者がより良い環境での利用が可能になり、陸上の普及につながる。」との答弁がありました。

綾上支所関係では、「支所等の維持管理費、主基斎田記念館の維持管理及び合併20周年PR事業、東分地域交流館の維持管理費を予算計上している。」との説明がありました。

委員より、「主基斎田記念館におけるP R事業について具体的な内容は。」との質問があり、執行部より、「今年は、お田植まつりが 110 周年となる記念の年であることから、お田植まつりの来場者に、記念館にも来館いただくため、お米を使用したものを配布する計画である。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明がありました。

執行部より、各課事業に係る分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金などの説明がありました。

総務課関係では、地方特例交付金で住民税所得割減税に係る減、地方交付税及び交通安全対策特別交付金は、前年同額を計上。総務費国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額。鉄道事業再構築に係る社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業として住宅市街地総合整備促進事業費統合補助金、過疎地域持続的発展支援交付金を計上、総務費県補助金として、移住促進・空き家改修等補助金、老朽危険空家除却支援事業補助金、東京圏 I J U ターン移住支援事業補助金、結婚新生活支援事業として地域少子化対策重点推進交付金、東京圏からの就職活動補助として地方就職学生支援事業補助金、施策促進型空き家活用支援事業補助金、防災士資格取得補助事業として消防費県補助金、自助・共助対策推進事業補助金、選舉費委託金として参議院議員通常選挙執行経費交付金、統計調査費委託金として国勢調査交付金を計上している。その他、ふるさと納税等の寄附金、財源不足分を補うために財政調整基金繰入金を計上、町債として合併特例債、過疎対策事業債、その他雑入としてデジタル基盤改革支援補助金を計上している。」との説明がありました。

委員より、「県委託金の自衛官募集事務委託金と権限委譲等交付金はどういうものか。」との質問があり、執行部より、「自衛官募集事務委託金は、自衛官募集を広報紙に掲載するなどの事務委託金である。権限委譲等交付金は、県で行っていた様々な業務が町に移管されており、その事務に係る交付金である。」との説明がありました。

税務課関係は、「町税の内、個人住民税については、定額減税の終了に伴う増額。軽自動車税環境性能割及び種別割については、販売台数の回復傾向などにより増額。また、たばこ税については、消費本数の減数傾向により減額計上している。地方譲与税の内、航空機燃料譲与税については、令和 6 年度からの譲与基準の変更に伴い減額計上している。各種交付金の内、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金については、本年度の交付状況等を考慮し増額計上している。」との説明がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 11 号「令和 7 年度綾川町営バス運送事業特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,210 万円である。町営バスとデマンドタクシーの運行について、町営バスは路線の見直しにより減額となり、廃

止したバス路線の代替交通手段としてデマンドタクシーの利用が増えたため増額した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 18 号「令和 7 年度綾川町育英事業特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,101 万 9 千円である。

歳出については、令和 5 年度からスタートした給付型奨学金が 3 年目となり、大学・短大・専修学校 10 人分、高校・高等専門学校 5 人分と継続分あわせて 2,412 万円、従来の貸付型で、新規・継続あわせて 2,688 万円を計上している。歳入については、育英基金繰入金 1,544 万 8 千円、一般会計繰入金 2,645 万円、貸付返済金で 910 万円などである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 22 号「令和 6 年度綾川町一般会計補正予算（第 6 号）について」説明を求めました。

執行部より、「今回の補正は、全体で 2 億 8,473 万 8 千円を増額し、歳入・歳出の総額をそれぞれ 134 億 6,389 万 2 千円とするものである。」との説明がありました。

次に、繰越明許費について説明がありました。

総務課関係では、「自治体システム標準化対応業務について、国の仕様変更により年度内終了ができないため繰り越すものである。」との説明がありました。

学校教育課関係では、「教育費の小学校費において、綾川町立陶小学校特別教室等改修工事、綾川町立学校体育館空調設置工事について、補正予算計上して令和 7 年度に繰越するものである。」との説明がありました。

次に、地方債補正について、「対象事業の執行見込みにより、合併特例債の限度額を 9,800 万円の増額、過疎対策事業債を 3,320 万円減額する。」との説明がありました。

続いて、執行部より、歳出の説明がありました。

総務課関係では、「事業の執行見込みにより補正するものであり、減債基金の積立金、公共施設等長寿命化基金積立金、広報誌印刷製本費の増額分を除き、減額補正を行うものである。」との説明がありました。

税務課関係では、「定額減税調整給付事業費、税務管理費の業務委託料について、事業費の額確定による減額補正である。」との説明がありました。

学校教育課関係では、「各事業について、実績による減額補正等である。また、小学校建設費の工事請負費において、綾川町立学校体育館空調設備工事として、小学校 3 校の体育館の空調設備設置および断熱確保工事等について、熱中症対策、避難所環境の改善は喫緊の課題であるため、国の令和 6 年度補正におけるより有利な交付金を活用し、5 カ年計画を前倒しし、全小学校体育館に空調設備工事を実施するため、補正予算計上

するものである。また、綾川町立陶小学校特別教室等改修工事として、今後不足する特別教室を確保するための工事費の増額補正である。」との説明がありました。

生涯学習課関係では、「事業の執行見込みによる減額補正である。」との説明がありました。

続いて歳入の説明がありました。

執行部より、各課事業に係る分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金などの説明がありました。

総務課関係では、「地方交付税、使用料、国庫支出金、県支出金、県委託金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債の補正及び各事業費の増減に伴う、国庫補助金、県補助金事業の補正が主なものである。」との説明がありました。

税務課関係では、「町税、地方譲与税及び各種交付金について、納付状況及び譲与・交付状況を精査したことによる減額及び増額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第23号「令和6年度綾川町町営バス運送事業特別会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ135万6千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,079万円とする。デマンドタクシー運行実績見込みによる減額である。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第30号「令和6年度綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ564万を減額し、補正後3,782万1千円である。歳出は、本年度の給付及び貸付人数確定による減額である。歳入のうち、育英基金繰入金は貸付人数の確定による減額、一般会計繰入金は育英事業の地元就職応援事業本年度対象者および給付型奨学金給付者確定に伴う減額、貸付返済金は、地元就職による減免対象者の確定等による増額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略について」説明がありました。

委員より、「西分のサテライトオフィスは、以前女子サッカーが入居する際に大規模改修したと聞いている。今回新しい会社が入居する際に改修する予定はあるのか。」との質問があり、執行部より「町では改修は行わず、現状のままの貸付けとなる。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「第4次5カ年計画（主要事業実施計画）について」説明がありました。

委員より、「I J Uターン促進住宅支援事業が令和7年度で終了するが、これまでの効果と、代替事業はあるのか。」との質問があり、執行部より、「補助実績は5年間で139件であり一定の効果があった。7年度より地域産業の活性化や新たな雇用の創出につながる綾川町地元企業就労者賃貸住宅家賃支援事業として取り組む。」との答弁がありました。

委員より、「結婚新生活支援事業と家族支え合い居住支援事業の効果は。」との質問があり、執行部より、「令和6年度実績として結婚新生活支援事業は1件だが、家族支え合い居住支援事業は8件の申請があり、親と同居することで核家族化せず空き家対策にもつながるので効果は大きい。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「第4次綾川町行政改革実施計画（集中改革プラン）について」説明がありました。

委員より、「ICTを活用したサービスの向上は、町独自ですすめるのか、それとも他市町と広域的にすすめるのか。」との質問があり、執行部より、「町単独では多額の費用がかかるため、できるだけ香川県のシステムなどを利用し、また香川DXラボにおいて情報交換を行いながら参画していきたい。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「綾川町地元企業就労者賃貸住宅家賃支援補助金交付要綱の制定について」、「綾川町空き家等除却補助事業補助金交付要綱の一部改正について」、「綾川町I J U（移住）ターン促進住宅支援事業補助金要綱の一部改正について」、「綾川町過疎地域活性化交付金交付要綱の一部改正について」、「公共施設等跡地利活用事業について」、「綾川町中間管理住宅整備事業について」説明がありましたが、委員からの質問はありませんでした。

次に、執行部より、「ふるさと納税及び企業版ふるさと納税について」説明がありました。

委員より、「旅先納税も検討しては。」との要望がありました。

次に、執行部より、「令和7年度地方税制改正について」、「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）について」説明がありましたが、委員からの質問はありませんでした。

すべての審議を午後4時4分に終え、総務常任委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長 小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） 議長、6番、小田です。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る3月13日、午前9時28分より、常任委員会室において厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また7名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は16件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。

これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第10号「令和7年度綾川町一般会計予算について」説明を求めました。

執行部より、予算書に基づいて詳細な説明がありましたので、各課の新規及び主要事業などについて要約したものをお伝えします。

まず、歳出から説明があり、住民生活課関係では、「主な事業として、戸籍住民基本台帳業務、人権・同和対策事業、飼犬管理事業、環境改善事業、また、ごみ処理・し尿事業、ごみ減量化事業、美化推進事業などであり、新規事業としては、高橋改良住宅建替実施設計、人権・同和意識調査の委託料、南原集会所及び高橋改良住宅1棟の解体工事、並びに高松市次期ごみ処理計画に伴う負担金などを計上している。

保険年金課関係では、「主な事業として、重度心身障害者、子育て支援、ひとり親家庭等医療費、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療費事業、国民年金事務事業などであり、子育て支援医療費支給事業の扶助費は、1人当たり医療費や対象件数の増加を踏まえ、増額計上しているが、その他の事業は減額予算である。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「主な事業として、福祉充実対策事業、障害者自立支援施行事業、老人福祉事業、心身障害児福祉年金支給事業、母子保健事業、保健事業、予防接種事業などであり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画策定についてシステム化に伴う委託料を計上、高齢者等福祉タクシー助成事業の制度を一部変更することにより対象者の増加を見込んでいる、また、帯状疱疹ワクチン接種の定期接種が始まるによる増額を見込んでいる。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、「主な事業として、こども園、南原児童館、子育て支援施設、放課後児童クラブ等の施設運営経費および、児童手当、子育て支援対策事業などであり、新規・拡充事業としては、土曜保育事業見直しに係る委託料等経費、ひとり親及び低所得者世帯への学習支援事業を小学1年生から中学生年代まで拡大した委託料、旧滝宮保育所遊戯室前広場への遊具設置工事費などを計上している。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明がありました。

執行部より、各事業に係る負担金、使用料及び手数料、国・県支出金などの説明がありました。

委員より、「配食サービスについて、個人負担を50円増額することだが、学校給食と同じく町が負担すべきではないか。」との質問があり、執行部より「町が負担する50円と合わせて100円の値上げであるが、業者からは100円の値上げでは厳しいといわれている。理解いただきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「子育て応援ギフトについて、現金を支給することだが、委託料も計上している。現金支給と委託料の関係は何か。」との質問があり、執行部より「ギフト引き換えの期限が1年半あるため、管理委託料として計上が必要である。」との答弁がありました。さらに委員より、「現金支給は町独自の支給方法か。地域通貨等で支給する仕組みを検討してほしい。」との質問があり、執行部より「町独自の支給方法である。地域通貨は今後の課題としたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「成年後見制度に関して、利用者や市民後見人等、今後の展望はどうか。」との質問があり、執行部より「法人後見は社協が行っており、社協に委託している中核機関において市民後見人の養成を行う予定である。」との答弁がありました。

また、委員より、「こども園管理運営費の人事費の増額は、配置人数等も増加するものか。」との質問があり、執行部より「正規職員の増員及びベースアップによる増額で、職員数が多いため大きく増額している。」との答弁がありました。

また、委員より、「地区公民館等に設置予定のごみステーションの管理はどうなるのか。」との質問があり、執行部より「施設と連携をとり管理をしていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「引きこもり対策について、自ら相談に来られない人もおり、アウトリーチを行っているとのことだが、もっと踏み込んだ対策も必要ではないか。」との質問があり、執行部より「いろいろな機関からの情報提供を受けて業者委託もしながらアウトリーチを行い、業者が行うチャット等を利用して会話をするような事業にもつなごうとしている。まずは関係性を構築するところから始めたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「高松市衛生センター棧橋撤去工事に伴う負担金割合の根拠について」質問があり、執行部より「協定書に基づく、財産の持分割合である。」との答弁がありました。

また、委員より、「避難行動要支援者名簿について、情報の共有はどこまで行うのか。事前に共有しておくないと非常時の対応が難しいのではないか。」との質問があり、執行部より「防災担当と連携し、消防に情報を提供する。来年度システム化することで利用しやすくなると思う。」との答弁がありました。

また、委員より、「高齢者等福祉タクシーについて、ここでいう世帯とは法令の世帯か、実情の世帯か。」との質問があり、執行部より「戸籍上の世帯である。」との答弁がありました。

また、委員より、「なかよし学級の時間延長はできないのか。」との質問があり、執行部より「委託業者と検討しているが、時間延長の対応は難しい。保護者が働いている企業にも時短勤務などの協力をいただきたい。」との答弁がありました。委員より、「企業への啓発も積極的に行ってほしい。」との要望がありました。

また、委員より、「福祉電話は緊急時、とても役立つものだと思うので、もっと普及を進められないか。」との質問があり、執行部より「現在40名弱が契約しており1カ月

300 円の利用料で使用している。利用を進めてはいるが、固定電話の回線が無ければ使用できないというネックがあり、さらに携帯電話の普及により必要ないという声も聞く。今後、「勧め方を検討したい。」との答弁がありました。さらに委員より、「低速シムを使ったセンサーなど、新しいサービスの提供も検討してほしい。」との要望がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 12 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「予算の総額は、歳入・歳出それぞれ 30 億円で、歳出では、被保険者数の減少により保険給付費、事業費納付金は減額計上。新規に基幹システムの改修と令和 8 年度から始まる子ども・子育て支援金制度に関するシステム改修の費用を計上している。」

また、執行部より、「保健事業費として特定健康診査、施設管理、国保ヘルスアップ事業に要する費用を計上している。」との説明がありました。

歳入では、保険税率は改定しないが、被保険者の減少に伴い減額計上。国庫支出金は、基幹システム改修等に係る補助金を計上している。」との説明がありました。

委員より、「海外療養費の手続方法について」質問があり、執行部より「海外の医療機関で診察を受けた際は、全額を支払ったうえで診断書を作成してもらい、帰国後に保険年金課に診断書の提出をしてもらう。その後、業者に診断書をもとにレセプトの作成を依頼し、国保連合会へ請求する。国保連合会が審査した後、給付費が支払われる。」との答弁がありました。

また、委員より、「骨折予防について、再骨折のリスクのある方について、自己負担は必要か。」との質問があり、執行部より「対象は骨折をしたことがある人、骨粗しょう症の治療を中断した人であり、治療費に関しては自己負担が発生する。」との答弁がありました。さらに委員より、「パンフレットなどを使ってもっと啓発を行ってほしい。」との要望があり、執行部より「骨粗しょう症の検診をもっと受診してもらえるよう対策を考えたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「検診率が低いのではないか。骨粗しょう症の検診の受診率はどれくらいか。」との質問があり、執行部より「18.8%である。国が目標に掲げた受診率 10% は超えているが、始まったばかりで、まだ実施している自治体も少ない。さらなる啓発を検討したい。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 13 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険診療所特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「予算の総額は、歳入・歳出それぞれ 1 億 9,400 万円で、新規事業とし

ては、レセプト情報を活用した診療支援システムや電子カルテを活用した遠隔読影支援システムに関する経費を計上している。歳入では、各診療収入、訪問看護や通所リハビリテーションの介護給付費収入を計上している。」との説明がありました。

委員より、「かがわ医療情報ネットワークの（遠隔読影支援システム）登録状況について」質問があり、執行部より「綾上診療所では、令和7年度から利用するシステムであるため、今後、把握することは可能である。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第14号「令和7年度綾川町後期高齢者医療特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「予算総額は、歳入・歳出それぞれ5億1,400万円で、歳出では令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度のシステム改修費や後期広域連合納付金を計上している。歳入では被保険者数が前年度より減少を見込んでいるため、保険料及び一般会計繰入金をいずれも減額計上している。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第15号「令和7年度綾川町介護保険特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「予算総額は、歳入・歳出それぞれ30億3,145万2千円で、歳出では、介護保険運営事業費、介護認定審査会費、保険給付費、地域支援事業費などを計上している。また、歳入では保険料、国・県支出金、一般会計からの繰入金等を計上している。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第16号「令和7年度綾川町火葬事業特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「予算総額は、歳入歳出それぞれ4,846万4千円で、歳出では主に火葬場の指定管理料に係る経費で、新規として、主燃炉の修繕に要する経費を計上している。」との説明がありました。

委員より、「火葬炉の耐用年数や使用頻度を考慮した修繕であるのか。」との質問があり、執行部より、「毎年、保守点検を実施し、修繕計画に基づき実施している。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第17号「令和7年度綾川町墓園事業特別会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「予算総額は、歳入・歳出それぞれ527万2千円で、歳出では、主に町

営墓地公園の管理費で計上。歳入では、墓地公園管理料や使用料を計上している。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 19 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「病院事業収益は 14 億 4,613 万 3 千円、病院事業費用 14 億 4,471 万 6 千円の見込みである。資本的支出では、空調熱源機器、ナースコール設備の更新、放射線科 MRI 装置、多人数用透析装置等の医療機器更新などの有形固定資産購入費を計上している。」との説明がありました。

委員より、「病床利用率 80% 以上を達成するには病棟看護師の配置が必要と思われるが、今後の職員採用計画は。」との質問があり、執行部より、「令和 6 年 12 月末での利用率平均は 79.1% となっており、新規採用は 3 名を予定している。来年度も継続して募集を行っていく。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 20 号「令和 7 年度綾川町介護老人保健施設事業会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「収入において、一般会計からの繰入金を計上。また、支出において企業債償還金や備品購入費、修繕費などを計上している。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 22 号「令和 6 年度綾川町一般会計補正予算（第 6 号）について」の説明を求めました。

初めに、繰越明許費について、説明がありました。

住民生活課関係では、「戸籍振り仮名業務に伴う国庫補助金申請のため、繰越すものである。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「令和 6 年度住民税非課税世帯生活支援臨時給付金と令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金を、令和 6 年度で給付しきれないと、繰越すものである。」との説明がありました。

保険年金課関係では、「国の補助事業を活用して、マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用できるようにシステムを改修するため、3 事業合計 950 万円を繰越すものである。」との説明がありました。

続いて執行部より、歳出の説明があり、住民生活課関係では、「戸籍住民基本台帳事務費、環境改善費は、額の確定による減額補正。また、人権・同和対策事業費、火葬事業特別会計繰出金、塵埃集荷費、塵埃埋立費、美化推進事業費は実績見込みによる減額補正である。」との説明がありました。

保険年金課関係では、「重度心身障害者等、子育て支援、ひとり親家庭等の医療費支給事業費で、いずれもマイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用できるようにシステムを改修するための増額補正。国民健康保険特別会計繰出金と後期高齢者医療事業費は、額の確定見込みによる減額補正である。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「事業の実績見込み、額の確定により、社会福祉施設費は増額、社会福祉総務費の医療・福祉施設応援金の計上を除く部分、老人福祉費、新たな住民税非課税世帯生活支援臨時給付金、新たな住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金、保健衛生総務費、予防費などは減額補正するものである。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、「事業の実績見込み、額の確定によるこども園管理運営費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金費、児童手当支給費、ひとり親家庭等福祉費、南原児童館管理運営費、子育て支援対策事業費、子育て支援センター運営費の減額補正、放課後児童クラブ運営費は事業確定に伴う返還金の増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明がありました。

執行部より、「各事業における額の確定や実績見込みに伴う国・県負担金及び補助金の補正が主なもので、併せて使用料及び手数料、国・県支出金なども決算見込みにより補正するものである。」との説明がありました。

委員より、「ごみ減量化に向けた取り組みが、今後、進んでいく事になっている。広報無線等による、野焼きに対する啓発も含めて対策をしてはどうか。」との質問があり、執行部より「広報無線等を活用して、取り組んでいく。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 24 号「令和 6 年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ 3,523 万 4 千円を減額するもので、歳入・歳出それぞれ実績見込みによる減額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 25 号「令和 6 年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ 200 万円を減額するもので、歳入の診療報酬収入の減額見込みにより、歳出で財政調整基金を減額補正するものである。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 26 号「令和 6 年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ 1,177 万 3 千円を減額するもので、歳出では、広域連合納付金の確定による減額補正。歳入では、一般会計繰入金の減額補正である。」との説明がありました。

委員より特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 27 号「令和 6 年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ 848 万 7 千円を増額するもので、事業費確定見込によるものである。」との説明がありました。

委員より、「特定入所者介護サービス費について大きな減額補正となっているが、12 月補正には間に合わなかったのか。」との質問があり、執行部より、「減額する額の見込みが固まるのを待って 3 月議会での補正とした。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 28 号「令和 6 年度綾川町火葬事業特別会計補正予算（第 1 号）について」説明を求めました。

執行部より、「予算総額に変更はなく、財源振替によるものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 29 号「令和 6 年度綾川町墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）について」説明を求めました。

執行部より、「歳入歳出それぞれ 100 万円を減額するもので、新羽床墓園進入路舗装工事費の減額見込みによるものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より関連事項である「第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第 4 次 5 カ年計画（主要事業実施計画）」及び「第 4 次綾川町行政改革実施計画（集中改革プラン）」について説明がありました。

委員より、「E-wa について、50 力所を回る計画となっているが困難ではないか。車両をもう一台増やすのか。」との質問があり、執行部より、「100 歳体操などの事業の開催に合わせて移動販売を行っている拠点があり、ルートがうまく取れない。収益も勘案し現状の 2 台体制で計画したい。」との答弁がありました。

また、委員より、「ヤングケアラーの状況は把握しているか。」との質問があり、執行部より、「関係各課で情報共有し早期発見に努めている。協力し支援していきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「陶病院について、医療費の滞納対策を含めた経営の健全性は考えているのか。」との質問があり、執行部より、「督促や電話連絡、訪問により未納を減少させていきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「結婚・出産増加のために、ワークライフバランス教育をどうしていくのか。」との質問があり、執行部より、「子どものころに、自分の将来を考える教育をしていくことが大事だと考える。関係各課で協力していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「子どものインフルエンザワクチンについて、安全性の配慮を徹底してほしい。国からの情報だけではなく、多様な情報収集を行ってほしい。新薬が出ても、子どもに影響が出ないようしっかりと選定してほしい。」との要望があり、執行部より、「国からの情報等の収集を行っていく。」との答弁がありました。

次に執行部より、「第4次総合保健福祉計画の策定について」説明がありました。

次に執行部より、「E-waの2号車の休止を2月末までとしていたが、運転手の体調回復が遅れ、3月10日から再開することになった。今後、リスクを考えながらどうするべきかイオンなどとも協議を行っていきたい。」との報告がありました。

すべての審議を午後4時53分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会においての委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 十河茂広君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。8番、十河。

○議長（河野）十河君。

○建設経済常任委員長（十河）はい、議長。

○建設経済常任委員長（十河）ただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、3月17日午前9時29分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、議長を含む委員5名、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また7名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は7件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第7号「綾川町農村公園条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「本案は、宮の北農村公園を都市公園に所属替えすることに伴い、農村公園から削除し、また、5つの農村公園の位置について、正しい地番に改めるため、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第8号「綾川町都市公園条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「本案は、昨年度から再生整備を進めている滝宮地区の「宮の北農村公園」について、その事業完了に伴い、令和7年度より都市公園として管理・運営を行う

ため、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第9号「綾川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「本案は、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令』が、本年6月1日から施行されることに伴い、条ずれが発生することから、これを引用する条例を改正するものである。」との説明がありました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第10号「令和7年度綾川町一般会計予算について」説明を求めました。

執行部より、予算書に基づいて、詳細な説明がありましたので、各課の新規及び主要事業などについて要約したものをご報告いたします。

まず、執行部より歳出から説明がありました。

経済課関係では、「主な事業として、認定農業者育成事業、農業振興補助事業、経営所得安定対策等推進事業、基盤整備事業などの土地改良事業、あやがわスマイル応援券事業などの商工振興事業、観光PR事業や公園・キャンプ場施設管理運営などの観光振興事業などであり、新規事業として、単県地域計画実現化促進生産基盤整備事業、県営中山間地域農業農村総合整備事業負担金、農道橋点検診断業務、町管理農道路面性状調査業務などを計上している。」との説明がありました。

建設課関係では、「主な事業として、交通安全対策施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、町道中植西線改良事業、町道新設改良及び生活道改善事業補助金、県営綾川大規模特定河川工事に係る事業負担金、長柄ダム再開発事業に係る町道改良事業及び町道付替工事に伴う県への負担金、急傾斜地崩壊防止対策事業、民間住宅耐震対策支援事業、宮の北公園の管理費用などを計上している。」との説明がありました。

続いて、歳入について「経済課関係、建設課関係ともに事業に係る国・県補助金が主なものである。他に経済課関係では農林水産業費分担金、あやがわスマイル応援券売上収入、観光施設使用料、うどん会館指定管理者からの納付金、長柄ダム周辺山林保全措置制度負担金などがあり、建設課関係では、住宅や道路の使用料、都市計画手数料、土木債などがある。」との説明がありました。

委員より、「あやがわスマイル応援券をWAONで発行する場合、町外でも使用できる。町外の方も募集対象とすることについてどう考えるか」との質問があり、執行部より、「対象者は、町外から、綾川町に働きに来ている方としており、その方は、町内の企業を支え、ひいては町の経済に貢献していると考える。本町としては、関係人口の創出に取り組んでいるところであり、町外から町内に働きに来ている方も関係人口として本町としては大事にしたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「WAONで発行した場合、町内での使用額、町外での使用額につ

いて報告して欲しい。」との要望がありました。

また、委員より、「WAONは地域通貨の概念にはあてはまらない。」との意見があり、執行部より「WAONは、町内に地域限定はできないという点では、あてはまらないが、地域通貨に取り組んでいる人口6万人弱の、ある自治体での流通額の3倍もの額が町内で流通している。町内に住所登録しているWAONアカウントが3万4千程度あり、町内での利用率は80%を超えていた。このことから、ある自治体での地域通貨よりも、多くの町民の方が町内で使用していることがうかがえる。」との答弁がありました。

また、委員より、「地域内の経済循環を促進するものではない。」との意見があり、執行部より、「WAON加盟店を増やすためにも、端末代の補助も検討している。地域内の経済循環を促進するためには、イオンも町商工会の会員であるので、商工会内の協力が必要である。」との答弁がありました。

また、委員より、「町民にとって、どれが利便性があるのか、試行錯誤中であることから、WAONでの実施も1つの方法である。」との意見がありました。

また、委員より、「町観光協会補助の増額について」質問があり、執行部より、「主基斎田お田植えまつりが、110周年の節目となることから、昔ながらの牛による代掻きの再現を予定しており、それに関係する鞍、衣装などの備品や飼料代などによる増額である。綾川町20周年も併せてPRするものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「道路橋梁新設改良費において、町単独事業から県単独事業に振替えることによる予算額の増加理由について」質問があり、執行部より、「振替によるものでなく、昨年度より事業量が増えたためである。」との答弁がありました。

また、委員より、「ひだまり公園あやがわ自動販売機販売手数料について」質問があり、執行部より、「売上金額の20%が納付される。」との答弁がありました。

ここで、議案第10号「令和7年度綾川町一般会計予算について」採決を諮ったところ、委員より、「デジタル商品券発行についてWAONは、地域通貨ではないので、反対する。」との意見があり、討論を許しました。

反対委員より、「デジタル商品券のWAONについては、地域通貨の機能を持ち合わせていなく、中小企業を助けていく側面を持ち合わせていないので、紙の商品券かマイデジでの発行を求めるものであり、承認できない。」との意見がありました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。挙手採決の結果、賛成多数により、執行部の原案のとおり、これを承認いたしました。

次に、議案第21号「令和7年度綾川町下水道事業会計予算について」説明を求めました。

執行部より、「収益的収支としては、下水道事業収益を4億1,217万7千円、下水道事業費用を4億6,993万7千円とし、令和7年度に計画の最終年度を向かえる「生活排水処理施設整備計画」の策定に係る委託料などを計上している。また、資本的収支としては、資本的収入を2億6,772万4千円、資本的支出を3億442万4千円とし、千疋地区及び萱原地区への下水道管布設工事や、流域下水道建設負担金などを計上して

いる。」との説明がありました。

委員より、「下水道設備の見直し時期について」「千疋地区データセンターの排水による地下水汚染について」質問があり、執行部より、「管渠の耐用年数は概ね 50 年程度と示されおり、供用開始から 25 年ほどしか経過していないことから、見直し時期については耐用年数も考慮しつつ検討する。また、データセンターの排水処理については進出企業が決まった段階で協議を行う。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 22 号「令和 6 年度綾川町一般会計補正予算（第 6 号）について」説明を求めました。

執行部より、初めに繰越明許費についての説明がありました。

経済課関係では、「農業費で、防災重点農業用ため池水位計・監視カメラ設置工事においては、池の落水に伴う地元調整に不測の日数を要したことによるものであり、防災重点農業用ため池廃止工事においては、追加割当に伴う交付決定があったことなどにより繰越すものである。また、商工費で、あやがわスマイル応援券発行事業においては、有効期限が令和 7 年 9 月 30 日であるため、このことに伴う換金経費を繰越すものである。」との説明がありました。

建設課関係では、「土木費の道路橋梁費については、用地取得に係る関係者との調整に不測の日数を要したことによるもので、河川費では、国の補正予算に伴う交付金の交付決定があったことなどにより繰越すものである。」との説明がありました。

次に、地方債補正について建設課関係では、「合併特例債、過疎対策事業債を、それぞれ事業の決算見込みにより減額している。」との説明がありました。

続いて、執行部より歳出について経済課関係、建設課関係とともに、「事業の執行見込みにより補正するものであり、経済課関係では、防災重点農業用ため池廃止工事請負費、山林保全事業登記業務委託料、あやがわスマイル応援券発行事務委託費、まちづくり整備基金積立金の増額分を除き減額補正。また、建設課関係では、事業完了に伴う事業費確定や決算見込による減額補正である。」との説明がありました。

続いて、執行部より、歳入の説明がありました。

経済課関係、建設課関係とともに、「各事業費の増減に伴う、分担金や国・県補助金の補正が主なものであり、併せて使用料及び手数料なども決算見込みにより、補正するものである。」との説明がありました。

委員より、「多額な減額補正とならないよう、確実な予算執行をお願いしたい。」との要望がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第 31 号「令和 6 年度綾川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」説明を求めました。

執行部より、「収益及び資本のそれぞれの収入、支出において、事業の決算見込みにより補正を行うものである。主なものとしては、管渠建設改良費の減額などである。」との説明がありました。

委員より、特に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「第3期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について」説明がありました。

委員より、「農業の収益性の向上について、KPIが認定農業者数になっているが、兼業農家数が維持されているかどうかを分析してはどうか」との質問があり、執行部より「地域計画では、地域の農地維持について策定しており、毎年、協議をしながら計画を見直していくことから、そのなかで農家の維持を図っていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「新たな雇用の創出において、目標値が少ないようと思われる。もっと多く雇用を生み出してほしい。」との要望がありました。

また、委員より、「防災対策として、災害が起きた場合に食料を支援するため、食料自給率を上げて農業生産を支えていくことが防災の一つではないか。」との質問があり、執行部より、「新たな食料・農業・農村基本計画において議論されており、国として食料自給率の向上を図っていくものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「民間宅地開発事業補助金及びまちなか土地活用促進奨励金の対象地域について」質問があり、執行部より「綾川駅周辺の用途地域内が対象である。」との答弁がありました。

また、委員より、「ひだまり公園あやがわの海外へのPR方法について」質問があり、執行部より「ポケモンの利用には厳しい制約があるため、ポケモン社や県とも協議が必要である。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「第4次5カ年計画（主要事業実施計画）について」説明がありました。

委員より、「既存農業用施設の維持管理の修繕などに対する補助事業について」質問があり、執行部より「採択要件により、各補助事業があるので、経済課まで相談いただきたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「ため池の維持管理について」質問があり、執行部より「梅雨や台風など大雨が予想される時期において、広報誌や広報無線により維持管理について注意喚起を行っている。」との答弁がありました。

また、委員より、「府中湖スマートインターチェンジにおける車長制限解除後の大型車両による流通を見据えた周辺道路整備について」要望がありました。

また、委員より、「道路施設点検業務の財源内訳について」質問があり、執行部より「特定財源の充当先を変更したことにより、一般財源が増加しているように見えるが、

全体としての一般財源の額に影響を与えるものではない。」との答弁がありました。

続いて、執行部より、「第4次綾川町行政改革実施計画（集中改革プラン）について」説明がありました。

委員より、「ウォーターPPPによる上下水道事業の民営化については、失敗事例もあることから導入については十分検討してもらいたい。」との要望がありました。

すべての審議を午後3時59分に終え、建設経済常任委員会を閉会しました。

以上で建設経済常任委員会においての委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（河野）これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時46分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）こののち、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野）これより、採決を行います。

○議長（河野）議案第1号、「教育委員会教育長の任命同意について」を採決いたします。

○議長（河野）この採決は、人事案件でございますので、起立によって行います。

本案のとおり、選任同意に賛成諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（河野）ありがとうございます。起立全員であります。

よって教育委員会教育長に香川雅之氏を任命同意することに決定いたしました。

○議長（河野）議案第2号、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から、議案第4号、「綾川町犯罪被害者等支援条例の制定について」までの3件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら3件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第4号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第5号、「綾川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から、議案第9号、「綾川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について」までの5件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら5件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第5号から議案第9号までの5件は原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第10号、「令和7年度綾川町一般会計予算について」を採決いたします。

○議長（河野）この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は、可決です。本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立11名)

○議長（河野）起立多数であります。ありがとうございます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第11号、「令和7年度綾川町町営バス運送事業特別会計予算について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第12号、「令和7年度綾川町国民健康保険特別会計予算について」を、採決いたします。

○議長（河野）これより質疑を省略し、討論を許します。

○議長（河野）まず、反対者の発言を許します。

○議長（河野）2番、三好和幸君。

○2番（三好和）議長。2番、三好和幸です。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）議長。

○2番（三好和）2番、日本共産党、三好和幸です。

私は、議案第12号「令和7年度綾川町国民健康保険特別会計予算」に対し反対する立場から討論を行います。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の柱を担う国保が他の医療保険と比べて、不公平で庶民に重い負担を強いる制度となっております。

国保加入者の1人当たりの保険税は、政府の試算でも、中小業者の労働者の加入する協会けんぽの1.3倍、大企業労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準にあります。

国保が協会けんぽの被用者保険と比べて高くなる大きな要因は、所得割、資産割、均等割、平等割が合算して算定される構造的問題は以前から指摘されてきた制度の問題であり、国の対策は必要だと思います。

2018年から国民健康保険制度の都道府県単位化が行われて、7年目になりました。

綾川町においては、2023 年の国保特別会計財政調整基金の合計でも、1 人当たりの金額でも、県下 8 市 9 町の上位 4 位です。

令和 7 年度の国保特別会計財政調整基金の積み立ての予算の予想を見ても、3 億 5 千万円余の積立金がありますが、私はこれほどいらないと思います。

住民は物価高騰、特に光熱費、食料品等の値上げが続き、高過ぎる国保税が町民の生活を苦しめております。

綾川町独自で財政調整基金を活用しての国保税の引き下げが必要だと思います。

私は以上の理由で、この議案第 12 号に反対して、討論を終わります。

○議長（河野）他にございませんか。

○議長（河野）次に、賛成者の発言を許します。

○議長（河野）10 番、西村宣之君。

○10 番（西村）10 番、西村です。

○議長（河野）西村君。

○10 番（西村）それでは、賛成の討論をさせていただきます。

議案第 12 号「令和 7 年度綾川町国民健康保険特別会計予算について」ですが、国民健康保険制度は、被保険者が減少する一方で、医療の高度化に伴い、被保険者一人当たりの医療費が毎年上昇しています。本町でも、令和 5 年度の被保険者一人当たりの医療費は県平均より約 5 万円高くなっています。さらに同年度には高医療費市町に指定され、県内でも依然として高い状況が続いている。この状況は香川県の事業費納付金を引き上げる要因となっており、引上げ分については、県内市町とともに負担する仕組みとなっています。一方、本町の保険税率については、県の事業費納付金や収納額等を考慮し、国からの交付金等を活用することで、令和 4 年度に引き下げた保険税率を令和 7 年度についても、引き続き据え置くこととしています。

また、国民健康保険制度の持続可能性を確保するために、令和 18 年度までに県内の保険税率の「完全統一」を目指して議論しているところですが、基金の活用法についても議論されており、国民健康保険財政調整基金の充当の目的は、収納不足時の事業費納付金への充当や町単独の保健事業への活用などが整理されています。

したがって、基金を活用して保険税率を下げるることは、現在、県内でも医療費が高い本町の状況では、難しいと考えられます。現在の税率を維持しつつ、さらなる国民健康保険税率の引き下げを実現するためには、国に対して公費負担の拡大についても引き続き要望を行うとともに、住民の健康増進と医療費の適正化に努めることが重要だと考えています。

以上の理由から、令和 7 年度綾川町国民健康保険特別会計予算について賛成したいと考えますので、議員の皆様におかれましては、何卒ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（河野）他にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） これで討論を終結いたします。これより採決を行います。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を、原案のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

（起立 11 名）

○議長（河野） ありがとうございました。起立多数でございます。よって議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） ここで皆さんにお諮りいたします。お昼の時間がまいりますが、このまま会議を続行することに異議はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 議案第 13 号、「令和 7 年度綾川町国民健康保険診療所特別会計予算について」から、議案第 21 号、「令和 7 年度綾川町下水道事業会計予算について」までの 9 件を一括して採決いたします。

○議長（河野） これら 9 件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって議案第 13 号から議案第 21 号までの 9 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第 22 号、「令和 6 年度綾川町一般会計補正予算（第 6 号）について」から、議案第 31 号、「令和 6 年度綾川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」までの 10 件を一括して採決いたします。

○議長（河野） これら 10 件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって議案第 22 号から議案第 31 号までの 10 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 諮問第 1 号、「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を議題といたします。

○議長（河野） お諮りいたします。本諮問に対し、「意見なし」と答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号は、「意見なし」と答申するに決しました。

○議長（河野） 発議第 1 号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野） お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（河野） 発議第2号、議会広報編集特別委員長から、「議会広報編集特別委員会の広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長（河野） お諮りいたします。議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにいたしました。

○議長（河野） 追加日程第39、発議第3号、「綾川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

○議長（河野） 本案について、提出者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利） はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○議会運営委員長（福家利） はい。

○議会運営委員長（福家利） 発議第3号「綾川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

令和4年5月開催の議会運営委員会で「住民から『議員定数の見直し』についての声を多く聞いた。」との意見を受け、令和4年9月に議会のあり方検討会を立ち上げ、議員定数の問題をはじめ、議会全般のあり方について協議を行ってまいりました。

協議の結果、あり方検討会としては削減人数を2名とする方針に決まり、令和5年9月8日開催の全員協議会で諮ったところ、賛成多数となりました。

2名の削減は決しましたが、削減に伴い影響のある他の条例の改正を同時にすることになり、令和7年1月7日開催の議会運営委員会にて条例改正についての協議を終えましたので、本案を提出いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野） 本案は、質疑・討論を省略し、これより採決を行います。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。

○議長（河野） 本案を原案のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

（起立 11名）

○議長（河野） ありがとうございました。起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 追加日程第40、発議第4号、「綾川町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

○議長（河野） 本件について、提出者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長

福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利） はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○議会運営委員長（福家利） はい。

○議会運営委員長（福家利） 発議第4号「綾川町議会委員会条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

発議第3号の提案理由で申し上げた通り、議員定数を2名削減することになり、議員定数削減後もなお十分な審議を継続できるよう、各常任委員会に複数所属制を取り入れるための基本的な事項を定めるものです。

以上の理由により、本案を提出いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野） 本案は、質疑・討論を省略し、これより採決を行います。

○議長（河野） 本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 追加日程第41、発議第5号、「綾川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

○議長（河野） 本件について、提出者からの提案理由の説明を求めます。議会運営委員長福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利） はい、15番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○議会運営委員長（福家利） はい。

○議会運営委員長（福家利） 発議第5号「綾川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、提案理由を申し上げます。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が令和7年4月1日から施行されることに伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、また、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」と同様に、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が令和7年6月1日に施行されることに伴い、本条例中の禁錮を拘禁刑に改めるため、本条例を改正するものです。

以上の理由により、本案を提出いたします。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（河野） 本案は、質疑・討論を省略し、これより採決を行います。

○議長（河野） 本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

○議長（河野）従って会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会いたしたいと思います。

○議長（河野）閉会することに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

○議長（河野）ここで、松井教育長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）3月議会最終日におきまして、私のためにこのような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

議長様町長様はじめ、議員諸氏のご高配、心より厚く御礼申し上げます。

今、議決されましたように後任が決まりまして、退任ということになります。在任中、教育行政に携わる機会をいただきましたことまた、議員の皆さんをはじめ、多くの方々のご支援とご協力を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

在任の間、常に綾川町の子どもたちが健やかに成長し、よりよい教育を受けられる環境づくりに教育委員会、職員ともども努力してまいりました。

学校教育の充実、人的配置、地域との連携、ICT教育の推進、安全安心な学びの場の確保など、様々な課題に取り組んでまいりました。

中でも、中学校統合は本当に多くの皆様方のご尽力、ご協力によってなしえたものと考えます。

令和4年に統合し、今年度をもって、1年生として、綾川中学校に入学した生徒を初めて卒業させることができました。

現在の綾川中学校は、令和4年に開学以来、どの学校にも負けないすばらしい学校にしようと、先輩から受け継いだ校風を後輩たちは守り、力強く発展させようと頑張っています。自他ともに誇れる学校であると思います。

これもひとえに、議長さんをはじめ、綾川町議会議員の皆様、前田町長様、町長職員の皆様のご理解とご支援があつてのことと深く感謝申し上げます。綾川町の教育は、これまで携わってこられた先輩方が、教育の大切さに早くから気づき、積み上げた成果であります。

そして、他に先駆け、教育のまちを宣言されたその重みを受け継ぎ、子どもたちの未

来を支え、町の発展における極めて重要な要素であり、欠かすことのできない大きな課題であります。

私は退任いたしますが、綾川町の教育が今後も発展し、子どもたちが夢と希望を持って学び続けられるよう、引き続き見守り、応援してまいりたいと存じます。

結びに、河野議長様、綾川町議会議員の皆様、前田町長様、町職員の皆様、議場内のすべての皆様のご健勝と、綾川町のさらなるご発展を心よりご祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。終わります。

○議長（河野） ご苦労様でございました。これで本日の会議を閉じます。

○議長（河野） 令和7年第1回綾川町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 0時10分